# 令和　５年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳　　入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 共済掛金収入 | | 70,355,000 円 | 71,764,000 円 | 71,603,500 円 | 25,000 円 | 135,500 円 | 1,248,500 円 |
| | 1 共済掛金収入 | 70,355,000 | 71,764,000 | 71,603,500 | 25,000 | 135,500 | 1,248,500 |
| 2 財産収入 | | 662,000 | 400,902 | 400,902 | | 0 | △261,098 |
| | 1 財産運用収入 | 662,000 | 400,902 | 400,902 | | 0 | △261,098 |
| 3 繰入金 | | 38,045,000 | 30,471,318 | 30,471,318 | | 0 | △7,573,682 |
| | 1 基金繰入金 | 14,231,000 | 6,657,318 | 6,657,318 | | 0 | △7,573,682 |
| | 2 一般会計繰入金 | 23,814,000 | 23,814,000 | 23,814,000 | | 0 | 0 |
| 4 繰越金 | | 100,000 | 500 | 500 | | 0 | △99,500 |
| | 1 繰越金 | 100,000 | 500 | 500 | | 0 | △99,500 |
| 5 諸収入 | | 6,733,000 | 6,939,585 | 6,939,585 | | 0 | 206,585 |
| | 1 貸付金元利収入 | 5,000,000 | 5,000,000 | 5,000,000 | | 0 | 0 |
| | 2 雑入 | 1,733,000 | 1,939,585 | 1,939,585 | | 0 | 206,585 |
| 歳入合計 | | 115,895,000 | 109,576,305 | 109,415,805 | 25,000 | 135,500 | △6,479,195 |

## 歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 勤労者福祉共済事業費 | | 114,895,000 円 | 109,412,305 円 | 円 | 5,482,695 円 | 5,482,695 円 |
| | 1 勤労者福祉共済事業費 | 114,895,000 | 109,412,305 | | 5,482,695 | 5,482,695 |
| 2 予備費 | | 1,000,000 | | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| | 1 予備費 | 1,000,000 | | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 歳出合計 | | 115,895,000 | 109,412,305 | | 6,482,695 | 6,482,695 |

歳入歳出差引残額　3,500 円

令和５年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算

歳　　入

| | |
|---|---|
| 歳入予算額 | 630,430,000円 |
| 歳入決算額 | 530,813,228円 |

歳　　出

| | |
|---|---|
| 歳出予算額 | 630,430,000円 |
| 歳出決算額 | 318,822,875円 |

# 令和　5年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 使用料及び手数料 | | 327,537,000 円 | 329,756,230 円 | 329,756,230 円 | 円 | 0 円 | 2,219,230 円 |
| | 1 使用料 | 327,537,000 | 329,756,230 | 329,756,230 | | 0 | 2,219,230 |
| 2 財産収入 | | 5,176,000 | 2,928,831 | 2,928,831 | | 0 | △2,247,169 |
| | 1 財産運用収入 | 5,176,000 | 2,928,831 | 2,928,831 | | 0 | △2,247,169 |
| 3 繰入金 | | 99,587,000 | | | | | △99,587,000 |
| | 1 繰入金 | 99,587,000 | | | | | △99,587,000 |
| 4 繰越金 | | 198,129,000 | 198,128,167 | 198,128,167 | | 0 | △833 |
| | 1 繰越金 | 198,129,000 | 198,128,167 | 198,128,167 | | 0 | △833 |
| 5 諸収入 | | 1,000 | | | | | △1,000 |
| | 1 雑入 | 1,000 | | | | | △1,000 |
| 歳入合計 | | 630,430,000 | 530,813,228 | 530,813,228 | | 0 | △99,616,772 |

## 歳　　出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 墓地整備事業費 | | 603,176,000 円 | 301,570,651 円 | 17,793,750 円 | 283,811,599 円 | 301,605,349 円 |
| | 1 墓地整備事業費 | 603,176,000 | 301,570,651 | 17,793,750 | 283,811,599 | 301,605,349 |
| 2 公債費 | | 17,254,000 | 17,252,224 | | 1,776 | 1,776 |
| | 1 公債費 | 17,254,000 | 17,252,224 | | 1,776 | 1,776 |
| 3 予備費 | | 10,000,000 | | | 10,000,000 | 10,000,000 |
| | 1 予備費 | 10,000,000 | | | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 歳出合計 | | 630,430,000 | 318,822,875 | 17,793,750 | 293,813,375 | 311,607,125 |

歳入歳出差引残額　　211,990,353　円

# 令和５年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算

## 歳　　入

| | |
|---|---|
| 歳入予算額 | 437,435,000円 |
| 歳入決算額 | 479,003,390円 |

## 歳　　出

| | |
|---|---|
| 歳出予算額 | 437,435,000円 |
| 歳出決算額 | 360,510,027円 |

# 令和　５年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳　　入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 繰越金 | | 47,341,000 円 | 89,910,475 円 | 89,910,475 円 | 円 | 0 円 | 42,569,475 円 |
| | 1 繰越金 | 47,341,000 | 89,910,475 | 89,910,475 | | 0 | 42,569,475 |
| 2 諸収入 | | 390,094,000 | 389,092,915 | 389,092,915 | | 0 | △1,001,085 |
| | 1 雑入 | 390,094,000 | 389,092,915 | 389,092,915 | | 0 | △1,001,085 |
| 歳入合計 | | 437,435,000 | 479,003,390 | 479,003,390 | | 0 | 41,568,390 |

## 歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 ゴルフ場事業費 | | 78,250,000 円 | 41,700,861 円 | 34,100,000 円 | 2,449,139 円 | 36,549,139 円 |
| | 1 ゴルフ場事業費 | 78,250,000 | 41,700,861 | 34,100,000 | 2,449,139 | 36,549,139 |
| 2 公債費 | | 45,318,000 | 45,065,692 | | 252,308 | 252,308 |
| | 1 公債費 | 45,318,000 | 45,065,692 | | 252,308 | 252,308 |
| 3 諸支出金 | | 275,639,000 | 273,743,474 | | 1,895,526 | 1,895,526 |
| | 1 繰出金 | 275,639,000 | 273,743,474 | | 1,895,526 | 1,895,526 |
| 4 予備費 | | 38,228,000 | | | 38,228,000 | 38,228,000 |
| | 1 予備費 | 38,228,000 | | | 38,228,000 | 38,228,000 |
| 歳出合計 | | 437,435,000 | 360,510,027 | 34,100,000 | 42,824,973 | 76,924,973 |

歳入歳出差引残額　118,493,363 円

令和５年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

歳　　入

| | |
|---|---|
| 歳入予算額 | 1,487,078,000円 |
| 歳入決算額 | 337,509,563円 |

歳　　出

| | |
|---|---|
| 歳出予算額 | 1,487,078,000円 |
| 歳出決算額 | 337,509,563円 |

# 令和　５年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳　　入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 使用料及び手数料 | | 1,000 | | | | | △1,000 |
| | 1 手数料 | 1,000 | | | | | △1,000 |
| 2 財産収入 | | 29,000 | 772,766 | 772,766 | | 0 | 743,766 |
| | 1 財産運用収入 | 29,000 | 772,766 | 772,766 | | 0 | 743,766 |
| 3 繰入金 | | 386,554,000 | 335,257,582 | 335,257,582 | | 0 | △51,296,418 |
| | 1 基金繰入金 | 174,726,000 | 174,725,890 | 174,725,890 | | 0 | △110 |
| | 2 他会計繰入金 | 211,828,000 | 160,531,692 | 160,531,692 | | 0 | △51,296,308 |
| 4 繰越金 | | 1,000 | | | | | △1,000 |
| | 1 繰越金 | 1,000 | | | | | △1,000 |
| 5 諸収入 | | 493,000 | 948,170,190 | 1,479,215 | | 946,690,975 | 986,215 |
| | 1 雑入 | 493,000 | 948,170,190 | 1,479,215 | | 946,690,975 | 986,215 |
| 6 市債 | | 1,100,000,000 | | | | | △1,100,000,000 |
| | 1 市債 | 1,100,000,000 | | | | | △1,100,000,000 |
| 歳入合計 | | 1,487,078,000 | 1,284,200,538 | 337,509,563 | | 946,690,975 | △1,149,568,437 |

## 歳　　出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| **1 公共用地先行取得等事業費** | | **1,297,710,000** | **162,783,673** | | **1,134,926,327** | **1,134,926,327** |
| | 1 公共用地先行取得等事業費 | 1,297,710,000 | 162,783,673 | | 1,134,926,327 | 1,134,926,327 |
| **2 公債費** | | **9,642,000** | | | **9,642,000** | **9,642,000** |
| | 1 公債費 | 9,642,000 | | | 9,642,000 | 9,642,000 |
| **3 諸支出金** | | **174,726,000** | **174,725,890** | | **110** | **110** |
| | 1 繰出金 | 174,726,000 | 174,725,890 | | 110 | 110 |
| **4 予備費** | | **5,000,000** | | | **5,000,000** | **5,000,000** |
| | 1 予備費 | 5,000,000 | | | 5,000,000 | 5,000,000 |
| **歳出合計** | | **1,487,078,000** | **337,509,563** | | **1,149,568,437** | **1,149,568,437** |

歳入歳出差引残額　　0 円

# 令和５年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算

## 歳　　入

| | |
|---|---|
| 歳入予算額 | 172,276,107,000円 |
| 歳入決算額 | 168,800,452,085円 |

## 歳　　出

| | |
|---|---|
| 歳出予算額 | 172,276,107,000円 |
| 歳出決算額 | 168,800,452,085円 |

# 令和　５年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算書

## 歳　　入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 財産収入 | | 1,827,641,000 円 | 1,193,374,874 円 | 1,193,374,874 円 | 円 | 0 円 | △634,266,126 円 |
| | 1 財産運用収入 | 1,827,641,000 | 1,193,374,874 | 1,193,374,874 | | 0 | △634,266,126 |
| 2 繰入金 | | 145,912,465,000 | 143,071,077,211 | 143,071,077,211 | | 0 | △2,841,387,789 |
| | 1 基金繰入金 | 24,176,504,000 | 23,445,548,449 | 23,445,548,449 | | 0 | △730,955,551 |
| | 2 他会計繰入金 | 121,735,961,000 | 119,625,528,762 | 119,625,528,762 | | 0 | △2,110,432,238 |
| 3 繰越金 | | 1,000 | | | | | △1,000 |
| | 1 繰越金 | 1,000 | | | | | △1,000 |
| 4 市債 | | 24,536,000,000 | 24,536,000,000 | 24,536,000,000 | | 0 | 0 |
| | 1 借換債 | 24,536,000,000 | 24,536,000,000 | 24,536,000,000 | | 0 | 0 |
| 歳入合計 | | 172,276,107,000 | 168,800,452,085 | 168,800,452,085 | | 0 | △3,475,654,915 |

## 歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 公債費 | | 169,805,112,000 | 167,062,412,636 | | 2,742,699,364 | 2,742,699,364 |
| | 1 公債費 | 169,805,112,000 | 167,062,412,636 | | 2,742,699,364 | 2,742,699,364 |
| 2 諸支出金 | | 2,468,995,000 | 1,738,039,449 | | 730,955,551 | 730,955,551 |
| | 1 繰出金 | 2,468,995,000 | 1,738,039,449 | | 730,955,551 | 730,955,551 |
| 3 予備費 | | 2,000,000 | | | 2,000,000 | 2,000,000 |
| | 1 予備費 | 2,000,000 | | | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 歳出合計 | | 172,276,107,000 | 168,800,452,085 | | 3,475,654,915 | 3,475,654,915 |

歳入歳出差引残額　0 円

(1) 収益的収入及び支出

収　　入

| 区　　分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増△減 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合　　計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　病院事業収益 | 38,322,229,000 | － | － | 38,322,229,000 | 36,352,013,487 | △ 1,970,215,513 | |
| 第１項　医業収益 | 32,425,639,000 | － | － | 32,425,639,000 | 30,643,797,501 | △ 1,781,841,499 | ※1 |
| 第２項　医業外収益 | 5,521,047,000 | － | － | 5,521,047,000 | 5,059,534,452 | △ 461,512,548 | ※2 |
| 第３項　特別利益 | 375,543,000 | － | － | 375,543,000 | 648,681,534 | 273,138,534 | ※3 |

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 124,977,673円　　※2 うち仮受消費税　及び地方消費税 21,284,072円　※3 うち仮受消費税及び地方消費税 162,358円

支　　出

| 区　　分 | 予算額 | | | | | 額 | | | 決算額 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 | 小　　計 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 合　　計 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　病院事業費用 | 39,742,563,000 | － | － | － | － | 39,742,563,000 | － | 39,742,563,000 | 37,092,216,417 | － | 2,650,346,583 | |
| 第１項　医業費用 | 38,790,528,000 | － | － | － | － | 38,790,528,000 | － | 38,790,528,000 | 36,176,921,838 | － | 2,613,606,162 | ※1 |
| 第２項　医業外費用 | 754,576,000 | － | － | － | － | 754,576,000 | － | 754,576,000 | 677,077,513 | － | 77,498,487 | ※2 |
| 第３項　特別損失 | 187,459,000 | － | － | － | － | 187,459,000 | － | 187,459,000 | 238,217,066 | － | △ 50,758,066 | ※3<br>※4 |
| 第４項　予備費 | 10,000,000 | － | － | － | － | 10,000,000 | － | 10,000,000 | 0 | － | 10,000,000 | |

※1　うち仮払消費税及び地方消費税 897,775,567円　　※2 うち仮払消費税　及び地方消費税 25,021円　　※3 うち仮払消費税及び地方消費税 5,398,130円
※4　地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による予算額を超過　する額 50,758,066円



川崎市公報　（第1,902号）令和6年(2024年)11月11日

(2) 資本的収入及び支出

収　　入

| 区　　分 | 予算額 | | | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増△減 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 病院事業資本的収入 | 8,043,560,000 | △ 87,800,000 | 7,955,760,000 | 592,700,000 | − | 8,548,460,000 | 7,406,954,960 | △ 1,141,505,040 | |
| 第1項 企業債 | 5,910,500,000 | △ 87,800,000 | 5,822,700,000 | 592,700,000 | − | 6,415,400,000 | 5,247,400,000 | △ 1,168,000,000 | 企業債収入減額内訳<br>(1) 翌年度へ繰下発行する額 214,800,000 円<br>(2) 不用額 953,200,000 円<br>合　計 1,168,000,000 円 |
| 第2項 固定資産売却代金 | 2,000 | − | 2,000 | − | − | 2,000 | 0 | △ 2,000 | |
| 第3項 補助金 | 2,000 | − | 2,000 | − | − | 2,000 | 25,700,960 | 25,698,960 | |
| 第4項 寄附金 | 2,000 | − | 2,000 | − | − | 2,000 | 800,000 | 798,000 | |
| 第5項 負担金 | 2,133,054,000 | − | 2,133,054,000 | − | − | 2,133,054,000 | 2,133,054,000 | 0 | |

支　　出

| 区　　分 | 予算額 | | | | | | 合　計 | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 流用増減額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | | | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合　計 | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 病院事業資本的支出 | 10,439,335,000 | △ 87,862,000 | − | 10,351,473,000 | 609,220,650 | − | 10,960,693,650 | 9,966,578,002 | 468,166,700 | − | 468,166,700 | 525,948,948 | |
| 第1項 建設改良費 | 6,085,522,000 | △ 87,862,000 | − | 5,997,660,000 | 609,220,650 | − | 6,606,880,650 | 5,612,765,735 | 468,166,700 | − | 468,166,700 | 525,948,215 | ※1 |
| 第2項 企業債償還金 | 4,353,813,000 | − | − | 4,353,813,000 | − | − | 4,353,813,000 | 4,353,812,267 | − | − | − | 733 | |

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 499,852,085円

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額211,300,000円を除く。）が資本的支出額（翌年度へ繰り越される支出に充当する額51,020,000円を加える。）に不足する額 2,821,943,042円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,126,560円、繰越工事資金100,230,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,696,586,482円で補填した。

# 令 和 5 年 度 川 崎 市 病 院 事 業 損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位　円)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 医業収益 | | | |
| (1) 入院収益 | 18,556,697,245 | | |
| (2) 外来収益 | 8,812,047,618 | | |
| (3) その他医業収益 | 3,150,074,965 | 30,518,819,828 | |
| 2 医業費用 | | | |
| (1) 給与費 | 16,628,885,486 | | |
| (2) 材料費 | 7,955,244,796 | | |
| (3) 経費 | 7,405,905,855 | | |
| (4) 減価償却費 | 2,674,814,013 | | |
| (5) 資産減耗費 | 34,601,676 | | |
| (6) 研究研修費 | 72,445,434 | 34,771,897,260 | |
| 医業損失 | | | 4,253,077,432 |
| 3 医業外収益 | | | |
| (1) 受取利息配当金 | 75,223 | | |
| (2) 補助金 | 69,068,040 | | |
| (3) 負担金交付金 | 3,250,023,000 | | |
| (4) 患者外給食収益 | 251,383 | | |
| (5) 長期前受金戻入 | 937,378,213 | | |
| (6) 資本費繰入収益 | 488,249,000 | | |
| (7) その他医業外収益 | 293,205,687 | 5,038,250,546 | |

（内　訳）

| 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|---|---|---|
| (21,426,176,025) | (8,076,555,440) | (1,016,088,363) |
| 13,615,824,210 | 4,940,873,035 | － |
| 6,167,753,762 | 2,644,293,856 | － |
| 1,642,598,053 | 491,388,549 | 1,016,088,363 |
| (22,893,570,467) | (10,876,513,727) | (1,001,813,066) |
| 10,851,729,423 | 5,750,291,233 | 26,864,830 |
| 5,997,920,307 | 1,957,324,489 | － |
| 4,649,141,762 | 2,103,656,702 | 653,107,391 |
| 1,328,907,057 | 1,027,012,538 | 318,894,418 |
| 13,288,020 | 18,367,229 | 2,946,427 |
| 52,583,898 | 19,861,536 | － |
| 1,467,394,442 | 2,799,958,287 | △ 14,275,297 |
| (2,647,682,470) | (1,781,243,042) | (609,325,034) |
| 53,571 | 21,652 | － |
| 36,357,000 | 30,413,040 | 2,298,000 |
| 1,688,855,791 | 1,164,761,209 | 396,406,000 |
| 251,110 | 273 | － |
| 402,767,454 | 325,432,315 | 209,178,444 |
| 314,452,000 | 173,797,000 | － |
| 204,945,544 | 86,817,553 | 1,442,590 |

(単位　円)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 医業外費用 | | | |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 619,688,715 | | |
| (2) 患者外給食材料費 | 312,777 | | |
| (3) 雑損失 | 1,373,048,475 | 1,993,049,967 | 3,045,200,579 |
| 経常損失 | | | 1,207,876,853 |
| 5 特別利益 | | | |
| (1) 過年度損益修正益 | 23,202,932 | | |
| (2) 長期前受金戻入 | 368,756,244 | | |
| (3) その他特別利益 | 256,560,000 | 648,519,176 | |
| 6 特別損失 | | | |
| (1) 過年度損益修正損 | 232,818,936 | 232,818,936 | 415,700,240 |
| 当年度純損失 | | | 792,176,613 |
| 前年度繰越欠損金 | | | 15,538,507,660 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | | | － |
| 当年度未処理欠損金 | | | 16,330,684,273 |

（内　訳）

| 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|---|---|---|
| (1,184,607,702) | (567,815,878) | (240,626,387) |
| 174,162,018 | 204,900,310 | 240,626,387 |
| 130,025 | 182,752 | － |
| 1,010,315,659 | 362,732,816 | － |
| 4,319,674 | 1,586,531,123 | △ 382,973,944 |
| (133,201,568) | (151,897,005) | (363,420,603) |
| 5,882,912 | 5,561,280 | 11,758,740 |
| 802,656 | 16,291,725 | 351,661,863 |
| 126,516,000 | 130,044,000 | － |
| (206,461,471) | (26,060,037) | (297,428) |
| 206,461,471 | 26,060,037 | 297,428 |
| 77,579,577 | 1,460,694,155 | △ 746,097,119 |
| △ 4,202,354,610 | 17,761,718,373 | 1,979,143,897 |
| － | － | － |
| △ 4,124,775,033 | 19,222,412,528 | 1,233,046,778 |

# 令和５年度川崎市病院　事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から　令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本 | | 剰余金 | | 欠損金 | | |
| | | 受贈財産評価額 | 補助金 | 負担金 | 資本剰余金合計 | 未処理欠損金 | 欠損金合計 | |
| 前年度末残高 | 15,825,753,152 | 41,615,085 | 24,148,367 | 2,245,448,000 | 2,311,211,452 | △ 15,538,507,660 | △ 15,538,507,660 | 2,598,456,944 |
| 川崎病院 | 8,750,046,575 | 30,091,950 | 22,896,813 | 53,108,500 | 106,097,263 | 4,202,354,610 | 4,202,354,610 | 13,058,498,448 |
| 井田病院 | 6,870,861,577 | 10,923,135 | 1,251,554 | 22,741,500 | 34,916,189 | △ 17,761,718,373 | △ 17,761,718,373 | △ 10,855,940,607 |
| 多摩病院 | 204,845,000 | 600,000 | 0 | 2,169,598,000 | 2,170,198,000 | △ 1,979,143,897 | △ 1,979,143,897 | 395,899,103 |
| 前年度処分額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 15,825,753,152 | 41,615,085 | 24,148,367 | 2,245,448,000 | 2,311,211,452 | （繰越欠損金）<br>△ 15,538,507,660 | △ 15,538,507,660 | 2,598,456,944 |
| 川崎病院 | 8,750,046,575 | 30,091,950 | 22,896,813 | 53,108,500 | 106,097,263 | 4,202,354,610 | 4,202,354,610 | 13,058,498,448 |
| 井田病院 | 6,870,861,577 | 10,923,135 | 1,251,554 | 22,741,500 | 34,916,189 | △ 17,761,718,373 | △ 17,761,718,373 | △ 10,855,940,607 |
| 多摩病院 | 204,845,000 | 600,000 | 0 | 2,169,598,000 | 2,170,198,000 | △ 1,979,143,897 | △ 1,979,143,897 | 395,899,103 |
| 当年度変動額 | 0 | 0 | 0 | 178,298,442 | 178,298,442 | △ 792,176,613 | △ 792,176,613 | △ 613,878,171 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 | 7,284,928 | 7,284,928 | △ 77,579,577 | △ 77,579,577 | △ 70,294,649 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 | 3,119,514 | 3,119,514 | △ 1,460,694,155 | △ 1,460,694,155 | △ 1,457,574,641 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 | 167,894,000 | 167,894,000 | 746,097,119 | 746,097,119 | 913,991,119 |
| 受贈財産の受入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他会計負担金の受入 | 0 | 0 | 0 | 178,298,442 | 178,298,442 | 0 | 0 | 178,298,442 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 | 7,284,928 | 7,284,928 | 0 | 0 | 7,284,928 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 | 3,119,514 | 3,119,514 | 0 | 0 | 3,119,514 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 | 167,894,000 | 167,894,000 | 0 | 0 | 167,894,000 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 792,176,613 | △ 792,176,613 | △ 792,176,613 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 77,579,577 | △ 77,579,577 | △ 77,579,577 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,460,694,155 | △ 1,460,694,155 | △ 1,460,694,155 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 746,097,119 | 746,097,119 | 746,097,119 |
| 当年度末残高 | 15,825,753,152 | 41,615,085 | 24,148,367 | 2,423,746,442 | 2,489,509,894 | （当年度未処理欠損金）<br>△ 16,330,684,273 | △ 16,330,684,273 | 1,984,578,773 |
| 川崎病院 | 8,750,046,575 | 30,091,950 | 22,896,813 | 60,393,428 | 113,382,191 | 4,124,775,033 | 4,124,775,033 | 12,988,203,799 |
| 井田病院 | 6,870,861,577 | 10,923,135 | 1,251,554 | 25,861,014 | 38,035,703 | △ 19,222,412,528 | △ 19,222,412,528 | △ 12,313,515,248 |
| 多摩病院 | 204,845,000 | 600,000 | 0 | 2,337,492,000 | 2,338,092,000 | △ 1,233,046,778 | △ 1,233,046,778 | 1,309,890,222 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市病院事業欠損金処理計算書

（単位　円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処理欠損金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 15,825,753,152 | 2,489,509,894 | △ 16,330,684,273 |
| 川崎病院 | 8,750,046,575 | 113,382,191 | 4,124,775,033 |
| 井田病院 | 6,870,861,577 | 38,035,703 | △ 19,222,412,528 |
| 多摩病院 | 204,845,000 | 2,338,092,000 | △ 1,233,046,778 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | 0 |
| 川崎病院 | 0 | 0 | 0 |
| 井田病院 | 0 | 0 | 0 |
| 多摩病院 | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 15,825,753,152 | 2,489,509,894 | （繰越欠損金）<br>△ 16,330,684,273 |
| 川崎病院 | 8,750,046,575 | 113,382,191 | 4,124,775,033 |
| 井田病院 | 6,870,861,577 | 38,035,703 | △ 19,222,412,528 |
| 多摩病院 | 204,845,000 | 2,338,092,000 | △ 1,233,046,778 |

（注）この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

# 令 和 5 年 度 川 崎 市 病 院 事 業 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日)

(単位　円)

## 資　産　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 固　定　資　産 | | | |
| (1) 有 形 固 定 資 産 | | | |
| ア 土　　地 | | 6,715,878,755 | |
| イ 建　　物 | 81,648,964,341 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 48,267,319,325 | 33,381,645,016 | |
| ウ 構　築　物 | 2,269,608,291 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 1,485,265,688 | 784,342,603 | |
| エ 器 械 備 品 | 14,845,734,790 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 10,760,835,455 | 4,084,899,335 | |
| オ 車　　両 | 12,095,567 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 11,408,046 | 687,521 | |
| カ リ ー ス 資 産 | 328,720,860 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 199,005,432 | 129,715,428 | |
| キ その他有形固定資産 | 63,502,038 | | |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △ 35,095,041 | 28,406,997 | |
| ク 建 設 仮 勘 定 | | 849,621,481 | |
| 有形固定資産合計 | | | 45,975,197,136 |
| (2) 無 形 固 定 資 産 | | | |
| ア 電 話 加 入 権 | | 60,600 | |
| イ 施 設 利 用 権 | | 1,289,650 | |
| 無形固定資産合計 | | | 1,350,250 |
| 固 定 資 産 合 計 | | | 45,976,547,386 |

（内　訳）

| 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|---|---|---|
| 426,223,995 | 431,225,044 | 5,858,429,716 |
| 42,705,436,583 | 17,872,035,529 | 21,071,492,229 |
| △ 27,307,751,262 | △ 7,814,467,371 | △ 13,145,100,692 |
| 915,742,381 | 1,145,821,011 | 208,044,899 |
| △ 868,535,144 | △ 419,087,893 | △ 197,642,651 |
| 8,724,350,770 | 4,578,736,611 | 1,542,647,409 |
| △ 6,084,795,718 | △ 3,213,364,440 | △ 1,462,675,297 |
| 4,634,384 | 5,621,512 | 1,839,671 |
| △ 4,319,923 | △ 5,340,436 | △ 1,747,687 |
| 244,420,962 | 84,299,898 | － |
| △ 159,307,864 | △ 39,697,568 | － |
| 53,951,629 | 9,550,409 | － |
| △ 32,387,151 | △ 2,707,890 | － |
| 809,573,181 | 7,480,000 | 32,568,300 |
| 19,427,236,823 | 12,640,104,416 | 13,907,855,897 |
| － | 60,600 | － |
| － | 1,289,650 | － |
| － | 1,350,250 | － |
| 19,427,236,823 | 12,641,454,666 | 13,907,855,897 |

（単位　円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | | 7,769,309,488 | |
| (2) 未収金 | 5,182,634,491 | | |
| 貸倒引当金 | △ 72,546,620 | 5,110,087,871 | |
| (3) 貯蔵品 | | 241,400,205 | |
| (4) 前払金 | | 3,240,300 | |
| 流動資産合計 | | | 13,124,037,864 |
| 資産合計 | | | 59,100,585,250 |
| 負債の部 | | | |
| 3 固定負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 38,078,373,734 | | |
| 企業債合計 | | 38,078,373,734 | |
| (2) リース債務 | | 57,482,095 | |
| (3) 引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 5,711,769,120 | | |
| 引当金合計 | | 5,711,769,120 | |
| 固定負債合計 | | | 43,847,624,949 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 4,529,455,930 | | |
| 企業債合計 | | 4,529,455,930 | |
| (2) リース債務 | | 67,898,956 | |
| (3) 未払金 | | 4,615,116,053 | |

（内　訳）

| 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|---|---|---|
| 7,762,214,515 | 7,094,973 | － |
| 3,796,420,064 | 1,381,639,482 | 4,574,945 |
| △ 66,318,166 | △ 6,228,454 | － |
| 173,019,492 | 68,380,713 | － |
| 1,066,000 | 2,174,300 | － |
| 11,666,401,905 | 1,453,061,014 | 4,574,945 |
| 31,093,638,728 | 14,094,515,680 | 13,912,430,842 |
| 13,439,554,843 | 13,487,616,238 | 11,151,202,653 |
| 13,439,554,843 | 13,487,616,238 | 11,151,202,653 |
| 27,452,755 | 30,029,340 | － |
| 3,628,416,488 | 2,054,774,902 | 28,577,730 |
| 3,628,416,488 | 2,054,774,902 | 28,577,730 |
| 17,095,424,086 | 15,572,420,480 | 11,179,780,383 |
| 2,447,520,121 | 982,012,915 | 1,099,922,894 |
| 2,447,520,121 | 982,012,915 | 1,099,922,894 |
| 53,746,404 | 14,152,552 | － |
| 3,219,593,649 | 1,230,449,063 | 165,073,341 |

(単位　円)

| | | | |
|---|---|---|---|
| (4) 未払費用 | | 275,636,722 | |
| (5) 引当金 | | | |
| ア 賞与引当金 | 1,199,114,732 | | |
| 引当金合計 | | 1,199,114,732 | |
| (6) その他流動負債 | | 165,194,851 | |
| 流動負債合計 | | | 10,852,417,244 |
| 5 繰延収益 | | | |
| 長期前受金 | | 21,684,093,450 | |
| 収益化累計額 | | △ 19,268,129,166 | |
| 繰延収益合計 | | | 2,415,964,284 |
| 負債合計 | | | 57,116,006,477 |
| 資本の部 | | | |
| 6 資本金 | | | 15,825,753,152 |
| 7 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 41,615,085 | | |
| イ 補助金 | 24,148,367 | | |
| ウ 負担金 | 2,423,746,442 | | |
| 資本剰余金合計 | | 2,489,509,894 | |
| (2) 欠損金 | | | |
| ア 当年度未処理欠損金 | 16,330,684,273 | | |
| 欠損金合計 | | 16,330,684,273 | |
| 剰余金合計 | | | △ 13,841,174,379 |
| 資本合計 | | | 1,984,578,773 |
| 負債資本合計 | | | 59,100,585,2 |

（内　訳）

| 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|---|---|---|
| 175,969,060 | 87,996,984 | 11,670,678 |
| 770,581,886 | 426,260,019 | 2,272,827 |
| 770,581,886 | 426,260,019 | 2,272,827 |
| 77,676,546 | 87,518,305 | － |
| 6,745,087,666 | 2,828,389,838 | 1,278,939,740 |
| 11,098,659,258 | 2,409,291,098 | 8,176,143,094 |
| △ 9,407,428,244 | △ 2,147,345,323 | △ 7,713,355,599 |
| 1,691,231,014 | 261,945,775 | 462,787,495 |
| 25,531,742,766 | 18,662,756,093 | 12,921,507,618 |
| 8,750,046,575 | 6,870,861,577 | 204,845,000 |
| 30,091,950 | 10,923,135 | 600,000 |
| 22,896,813 | 1,251,554 | － |
| 60,393,428 | 25,861,014 | 2,337,492,000 |
| 113,382,191 | 38,035,703 | 2,338,092,000 |
| △ 4,124,775,033 | 19,222,412,528 | 1,233,046,778 |
| △ 4,124,775,033 | 19,222,412,528 | 1,233,046,778 |
| 4,238,157,224 | △ 19,184,376,825 | 1,105,045,222 |
| 12,988,203,799 | △ 12,313,515,248 | 1,309,890,222 |
| 38,519,946,565 | 6,349,240,845 | 14,231,397,840 |

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　資産の評価基準及び評価方法

ア　貯蔵品　　先入先出法による原価法による（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2)　固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

（イ）主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | 5～47年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 器械備品 | 2～20年 |
| 車両 | 4～ 6年 |
| その他有形固定資産 | 35年 |

イ　無形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

ウ　リース資産

（ア）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

（イ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3)　引当金の計上方法

ア　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ　賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、

当事業年度末における支給（支払）見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産　　61,945,408円

リース債務　　61,945,408円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は24,253,155,480円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4　セグメント情報に関する注記

(1)　報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

| 報告セグメント | 事　業　の　内　容 |
|---|---|
| 川崎市立川崎病院 | 川崎市立川崎病院の運営<br>許可病床数 713床<br>（一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床） |
| 川崎市立井田病院 | 川崎市立井田病院の運営<br>許可病床数 383床<br>（一般病床 343床、結核病床 40床） |
| 川崎市立多摩病院 | 川崎市立多摩病院の運営（指定管理者制度による運営）<br>許可病床数 376床<br>（一般病床 376床） |

(2)　報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位　円）

| | 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| 医業収益 | 21,426,176,025 | 8,076,555,440 | 1,016,088,363 | 30,518,819,828 |
| 医業費用 | 22,893,570,467 | 10,876,513,727 | 1,001,813,066 | 34,771,897,260 |
| 医業損益 | △ 1,467,394,442 | △ 2,799,958,287 | 14,275,297 | △ 4,253,077,432 |
| 経常損益 | △ 4,319,674 | △ 1,586,531,123 | 382,973,944 | △ 1,207,876,853 |
| セグメント資産 | 31,093,638,728 | 14,094,515,680 | 13,912,430,842 | 59,100,585,250 |
| セグメント負債 | 25,531,742,766 | 18,662,756,093 | 12,921,507,618 | 57,116,006,477 |
| その他の項目 | | | | |
| 収益的収入<br>他会計繰入金 | 3,429,371,791 | 1,679,610,209 | 717,738,000 | 5,826,720,000 |
| （うち資本費繰入収益） | (314,452,000) | (173,797,000) | (－) | (488,249,000) |
| 資本的収入<br>他会計繰入金 | 1,113,841,000 | 310,124,000 | 709,089,000 | 2,133,054,000 |
| 減価償却費 | 1,328,907,057 | 1,027,012,538 | 318,894,418 | 2,674,814,013 |
| 特別利益 | 133,201,568 | 151,897,005 | 363,420,603 | 648,519,176 |
| 特別損失 | 206,461,471 | 26,060,037 | 297,428 | 232,818,936 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 4,873,418,460 | 389,936,278 | 260,362,531 | 5,523,717,269 |

5　その他の注記

(1)　長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務　　67,898,956円

長期リース債務　　57,482,095円

(2)　貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として5,966,997円を処理するため、貸倒引当金5,966,997円を取り崩している。

(3)　退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として357,863,082円を支給するため、退職給付引当金357,863,082円を取り崩している。

(4)　賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として3,461,011,920円を支給(支払)するため、賞与引当金1,056,965,377円を取り崩している。

(5)　資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

# 令和５年度川崎市　下水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出

収　入

| 区分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　下水道事業収益 | 45,856,551,000 | 0 | 0 | 45,856,551,000 | 44,105,202,749 | △　1,751,348,251 | |
| 第１項　営業収益 | 36,874,710,000 | 0 | 0 | 36,874,710,000 | 35,486,744,217 | △　1,387,965,783 | ※１ |
| 第２項　営業外収益 | 8,265,459,000 | 0 | 0 | 8,265,459,000 | 7,951,812,274 | △　313,646,726 | ※２ |
| 第３項　特別利益 | 716,382,000 | 0 | 0 | 716,382,000 | 666,646,258 | △　49,735,742 | ※３ |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　2,202,726,096円

※２　うち仮受消費税及び地方消費税　8,364,473円

※３　うち仮受消費税及び地方消費税　2,521,233円

支　出

| 区分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 | 小計 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 合計 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　下水道事業費用 | 44,413,622,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 44,413,622,000 | 0 | 44,413,622,000 | 40,103,209,109 | 0 | 4,310,412,891 | |
| 第１項　営業費用 | 42,188,887,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42,188,887,000 | 0 | 42,188,887,000 | 38,149,523,791 | 0 | 4,039,363,209 | ※１、４ |
| 第２項　営業外費用 | 2,194,684,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,194,684,000 | 0 | 2,194,684,000 | 1,953,543,617 | 0 | 241,140,383 | ※２ |
| 第３項　特別損失 | 10,051,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,051,000 | 0 | 10,051,000 | 141,701 | 0 | 9,909,299 | ※３ |
| 第４項　予備費 | 20,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,000,000 | 0 | 20,000,000 | 0 | 0 | 20,000,000 | |

※１　うち仮払消費税及び地方消費税　1,025,570,361円

※２　うち仮払消費税及び地方消費税　3,733,694円

※３　うち仮払消費税及び地方消費税　2,964円

※４　地方公営企業法施行令第１８条第５項ただし書の規定による超過支出　210,149,223円

（２）資本的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　下水道事業資本的収入 | 32,175,980,000 | 631,465,000 | 32,807,445,000 | 14,400,369,000 | 0 | 47,207,814,000 | 33,470,477,461 | △ 13,737,336,539 | |
| 第１項　企業債 | 25,170,000,000 | 0 | 25,170,000,000 | 9,164,000,000 | 0 | 34,334,000,000 | 24,985,000,000 | △ 9,349,000,000 | ※企業債収入減額内訳<br>(1) 翌年度へ繰下発行する額<br>8,514,000,000円<br>(2) 不用額<br>835,000,000円 |
| 第２項　一般会計出資金 | 373,154,000 | 0 | 373,154,000 | 0 | 0 | 373,154,000 | 373,154,420 | 420 | |
| 第３項　国庫補助金 | 6,000,000,000 | 631,465,000 | 6,631,465,000 | 5,236,369,000 | 0 | 11,867,834,000 | 7,361,093,000 | △ 4,506,741,000 | |
| 第４項　負担金 | 30,010,000 | 0 | 30,010,000 | 0 | 0 | 30,010,000 | 148,225,069 | 118,215,069 | |
| 第５項　寄附金 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |
| 第６項　水洗便所等貸付事業収入 | 30,000 | 0 | 30,000 | 0 | 0 | 30,000 | 0 | △ 30,000 | |
| 第７項　基金繰入金 | 599,400,000 | 0 | 599,400,000 | 0 | 0 | 599,400,000 | 599,400,000 | 0 | |
| 第８項　固定資産売却代金 | 3,366,000 | 0 | 3,366,000 | 0 | 0 | 3,366,000 | 3,604,972 | 238,972 | ※１ |
| 第９項　投資収入 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　　327,724円

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 下水道事業資本的支出 | 55,913,157,000 | 631,465,000 | 0 | 0 | 56,544,622,000 | 14,646,993,600 | 0 | 71,191,615,600 | 57,114,902,575 | 13,100,000,000 | 0 | 13,100,000,000 | 976,713,025 | |
| 第1項 建設改良費 | 22,000,000,000 | 631,465,000 | 0 | 0 | 22,631,465,000 | 14,646,993,600 | 0 | 37,278,458,600 | 23,341,251,196 | 13,100,000,000 | 0 | 13,100,000,000 | 837,207,404 | ※1 |
| 第2項 企業債償還金 | 30,752,788,000 | 0 | 0 | 0 | 30,752,788,000 | 0 | 0 | 30,752,788,000 | 30,732,746,179 | 0 | 0 | 0 | 20,041,821 | |
| 第3項 水洗便所等貸付事業費 | 30,000 | 0 | 0 | 0 | 30,000 | 0 | 0 | 30,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,000 | |
| 第4項 投資 | 3,150,339,000 | 0 | 0 | 0 | 3,150,339,000 | 0 | 0 | 3,150,339,000 | 3,040,905,200 | 0 | 0 | 0 | 109,433,800 | |
| 第5項 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | |

※1　うち仮払消費税及び地方消費税　　2,028,320,946円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 23,644,425,114円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 1,364,413,895円、減債積立金 2,068,000,879円、過年度分損益勘定留保資金 6,397,572,528円及び当年度分損益勘定留保資金 13,814,437,812円で補填した。

# 令和５年度川崎市下水道事業損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １　営　業　収　益 | | | |
| （１）下　水　道　使　用　料 | 21,929,747,260 | | |
| （２）一　般　会　計　負　担　金 | 11,245,291,890 | | |
| （３）受　託　事　業　収　益 | 27,803,032 | | |
| （４）そ　の　他　営　業　収　益 | 26,899,250 | | |
| （５）プ　ー　ル　事　業　収　益 | 54,276,689 | 33,284,018,121 | |
| ２　営　業　費　用 | | | |
| （１）管　渠　費 | 1,593,130,574 | | |
| （２）ポ　ン　プ　場　費 | 1,523,861,176 | | |
| （３）処　理　場　費 | 6,425,659,608 | | |
| （４）水　質　指　導　費 | 148,262,870 | | |
| （５）受　託　事　業　費 | 27,293,941 | | |
| （６）普　及　促　進　費 | 124,215,182 | | |
| （７）貸付助成事業費 | 17,464,974 | | |
| （８）業　務　費 | 1,846,238,869 | | |
| （９）総　係　費 | 1,403,254,939 | | |
| (10) 減　価　償　却　費 | 23,519,908,088 | | |
| (11) 資　産　減　耗　費 | 391,081,424 | | |
| (12) プ　ー　ル　事　業　費 | 103,581,785 | 37,123,953,430 | |
| 営　業　損　失 | | | 3,839,935,309 |
| ３　営　業　外　収　益 | | | |
| （１）受取利息及び配当金 | 38,749,092 | | |
| （２）一　般　会　計　補　助　金 | 405,936,845 | | |
| （３）長　期　前　受　金　戻　入 | 7,328,948,071 | | |
| （４）雑　収　益 | 163,656,236 | 7,937,290,244 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 営業外費用 | | | |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 1,937,589,611 | | |
| (2) 雑支出 | 188,078,469 | 2,125,668,080 | 5,811,622,164 |
| 経常利益 | | | 1,971,686,855 |
| 5 特別利益 | | | |
| (1) 固定資産売却益 | 21,170,778 | | |
| (2) 過年度損益修正益 | 4,266,584 | | |
| (3) 長期前受金戻入 | 655 | | |
| (4) その他特別利益 | 638,687,008 | 664,125,025 | |
| 6 特別損失 | | | |
| (1) 固定資産売却損 | 655 | | |
| (2) 過年度損益修正損 | 138,082 | 138,737 | 663,986,288 |
| 当年度純利益 | | | 2,635,673,143 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | | | 2,068,000,879 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | 4,703,674,022 |

# 令和５年度川崎市下 水道事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から　令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 受贈財産評価額 | 国庫補助金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 減債積立金 | 未処分利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 前年度末残高 | 162,540,212,549 | 5,107,039,093 | 18,358,955,727 | 33,030,221 | 23,499,025,041 | 0 | 5,370,507,442 | 5,370,507,442 | 191,409,745,032 |
| 前年度処分額 | 3,302,506,563 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,068,000,879 | △ 5,370,507,442 | △ 3,302,506,563 | 0 |
| 議会の議決による処分額 | 3,302,506,563 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,068,000,879 | △ 5,370,507,442 | △ 3,302,506,563 | 0 |
| 資本金への組入れ | 3,302,506,563 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 3,302,506,563 | △ 3,302,506,563 | 0 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,068,000,879 | △ 2,068,000,879 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 165,842,719,112 | 5,107,039,093 | 18,358,955,727 | 33,030,221 | 23,499,025,041 | 2,068,000,879 | （繰越利益剰余金）0 | 2,068,000,879 | 191,409,745,032 |
| 当年度変動額 | 373,154,420 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 2,068,000,879 | 4,703,674,022 | 2,635,673,143 | 3,008,827,563 |
| 一般会計出資金の受入れ | 373,154,420 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 373,154,420 |
| 減債積立金の取崩し | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 2,068,000,879 | 2,068,000,879 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,635,673,143 | 2,635,673,143 | 2,635,673,143 |
| 当年度末残高 | 166,215,873,532 | 5,107,039,093 | 18,358,955,727 | 33,030,221 | 23,499,025,041 | 0 | （当年度未処分利益剰余金）4,703,674,022 | 4,703,674,022 | 194,418,572,595 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市下水道事業剰余金処分計算書

（単位　円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 166,215,873,532 | 23,499,025,041 | 4,703,674,022 |
| 議会の議決による処分額 | 2,068,000,879 | 0 | △ 4,703,674,022 |
| 資本金への組入れ | 2,068,000,879 | 0 | △ 2,068,000,879 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | △ 2,635,673,143 |
| 処分後残高 | 168,283,874,411 | 23,499,025,041 | (繰越利益剰余金) 0 |

# 令和５年度川崎市下水道事業貸借対照表

（令和６年３月３１日）

（単位　円）

資　産　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　固定資産 | | | |
| （1）有形固定資産 | | | |
| ア　土地 | | 44,485,244,667 | |
| イ　建物 | 51,997,454,120 | | |
| 減価償却累計額 | △33,552,539,913 | 18,444,914,207 | |
| ウ　構築物 | 927,318,163,379 | | |
| 減価償却累計額 | △472,975,631,920 | 454,342,531,459 | |
| エ　機械及び装置 | 184,197,924,648 | | |
| 減価償却累計額 | △123,098,585,219 | 61,099,339,429 | |
| オ　車両及び運搬具 | 232,433,982 | | |
| 減価償却累計額 | △126,321,902 | 106,112,080 | |
| カ　工具器具及び備品 | 904,317,642 | | |
| 減価償却累計額 | △665,797,424 | 238,520,218 | |
| キ　リース資産 | 528,620,503 | | |
| 減価償却累計額 | △242,441,728 | 286,178,775 | |
| ク　建設仮勘定 | | 42,137,854,747 | |
| 有形固定資産合計 | | | 621,140,695,582 |
| （2）無形固定資産 | | | |
| ア　地上権 | | 1,200,886 | |
| イ　施設利用権 | | 2,381,958 | |
| ウ　電話加入権 | | 6,287,500 | |
| エ　ソフトウェア | | 485,383,866 | |
| オ　リース資産 | | 26,726,101 | |
| 無形固定資産合計 | | | 521,980,311 |
| （3）投資その他の資産 | | | |
| ア　破産更生債権等 | 3,433,440 | | |
| 貸倒引当金 | △3,433,440 | 0 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| イ 公債償還準備金 | 11,223,939,000 | | |
| 投資その他の資産合計 | | 11,223,939,000 | |
| 固定資産合計 | | | 632,886,614,893 |
| 2 流動資産 | | | |
| (1)現金預金 | | 18,100,905,921 | |
| (2)未収金 | 5,243,323,297 | | |
| 貸倒引当金 | △72,058,738 | 5,171,264,559 | |
| (3)貯蔵品 | | 3,440,000 | |
| (4)前払金 | | 2,444,133,755 | |
| (5)その他流動資産 | | 852,696 | |
| 流動資産合計 | | | 25,720,596,931 |
| 資産合計 | | | 658,607,211,824 |
| 負債の部 | | | |
| 3 固定負債 | | | |
| (1)企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 199,370,691,587 | | |
| イ その他の企業債 | 41,302,000,000 | | |
| 企業債合計 | | 240,672,691,587 | |
| (2)リース債務 | | 226,687,701 | |
| (3)引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 2,115,333,043 | | |
| 引当金合計 | | 2,115,333,043 | |
| 固定負債合計 | | | 243,014,712,331 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1)企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 22,722,736,731 | | |
| イ その他の企業債 | 9,211,000,000 | | |
| 企業債合計 | | 31,933,736,731 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （2）リース債務 | | | 117,365,728 | |
| （3）未払金 | | | 17,566,842,216 | |
| （4）預り金 | | | 186,932,862 | |
| （5）未払費用 | | | 114,963,711 | |
| （6）前受金 | | | 486,720 | |
| （7）引当金 | | | | |
| ア 賞与引当金 | | 309,916,877 | | |
| 引当金合計 | | | 309,916,877 | |
| 流動負債合計 | | | | 50,230,244,845 |
| 5 繰延収益 | | | | |
| （1）長期前受金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 91,351,555,762 | | | |
| 収益化累計額 | △51,540,700,545 | 39,810,855,217 | | |
| イ 寄附金 | 1,266,339,621 | | | |
| 収益化累計額 | △838,564,365 | 427,775,256 | | |
| ウ 国庫補助金 | 274,725,289,640 | | | |
| 収益化累計額 | △145,385,858,324 | 129,339,431,316 | | |
| エ 県補助金 | 465,352,372 | | | |
| 収益化累計額 | △394,384,250 | 70,968,122 | | |
| オ 負担金 | 3,130,379,264 | | | |
| 収益化累計額 | △1,870,269,887 | 1,260,109,377 | | |
| カ その他長期前受金 | 96,045,397 | | | |
| 収益化累計額 | △61,502,632 | 34,542,765 | | |
| 長期前受金合計 | | | 170,943,682,053 | |
| 繰延収益合計 | | | | 170,943,682,053 |
| 負債合計 | | | | 464,188,639,229 |
| 資本の部 | | | | |
| 6 資本金 | | | | 166,215,873,532 |
| 7 剰余金 | | | | |
| （1）資本剰余金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | | 5,107,039,093 | | |
| イ 国庫補助金 | | 18,358,955,727 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ウ　その他資本剰余金 | 33,030,221 | | |
| 資本剰余金合計 | | 23,499,025,041 | |
| (2)利益剰余金 | | | |
| ア　当年度未処分利益剰余金 | 4,703,674,022 | | |
| 利益剰余金合計 | | 4,703,674,022 | |
| 剰余金合計 | | | 28,202,699,063 |
| 資本合計 | | | 194,418,572,595 |
| 負債資本合計 | | | 658,607,211,824 |

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

ア　貯蔵品

先入先出法による原価法によっている（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

（2）固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

（イ）主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～５０年 |
| 構築物 | １０～５０年 |
| 機械及び装置 | ６～５０年 |
| 車両及び運搬具 | ２～　５年 |
| 工具器具及び備品 | ２～２０年 |

イ　無形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

ウ　リース資産

（ア）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

（イ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

（3）引当金の計上方法

ア　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相

当する金額のうち、汚水処理費相当額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる雨水処理費相当額は４６１，１９９，２８７円である。

ウ　賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（４）その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額は、当年度の費用として処理し、特定収入仮払消費税額については長期前受金と相殺している。

２　キャッシュ・フロー計算書に関する注記

（１）重要な非資金取引

ア　ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産　　７５，１７５，４７２円

リース債務　　８２，６９３，０１９円

イ　受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物　　２０３，９２３，６４１円

工具器具及び備品　　４６４，９５０円

３　貸借対照表に関する注記

（１）企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は１２４，３４５，６４７，０００円である。

（２）ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

４　セグメント情報に関する注記

川崎市下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

５　その他の注記

（１）長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務　　１１７，３６５，７２８円

長期リース債務　　２２６，６８７，７０１円

（２）貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として１７，０６８，３８１円を処理するため、貸倒引当金１７，０６１，３６６円を取り崩している。

（３）退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として１４５，２２７，２７０円を支給するため、退職給付引当金１１９，２３１，５８９円を取り崩し、一般会計から雨水処理負担金として２５，９９５，６８１円を繰り入れている。

（４）賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として８８６，９１９，９９６円を支給（支払）するため、賞与引当金２９７，８５５，０４４円を取り崩している。

# 令和５年度川崎市水道事業決算報告書

（１）　収益的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　水道事業収益 | 35,224,428,000 | 0 | 0 | 35,224,428,000 | 34,645,228,956 | △　579,199,044 | |
| 第１項　営業収益 | 31,559,643,000 | 0 | 0 | 31,559,643,000 | 31,190,658,990 | △　368,984,010 | ※１ |
| 第２項　営業外収益 | 3,658,322,000 | 0 | 0 | 3,658,322,000 | 3,407,385,885 | △　250,936,115 | ※２ |
| 第３項　特別利益 | 6,463,000 | 0 | 0 | 6,463,000 | 47,184,081 | 40,721,081 | |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　2,805,266,722 円

※２　うち仮受消費税及び地方消費税　137,706,170 円

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 不用額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 合　計 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　水道事業費用 | 33,743,361,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33,743,361,000 | 0 | 33,743,361,000 | 31,973,800,678 | 0 | 1,769,560,322 | |
| 第１項　営業費用 | 32,750,574,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32,750,574,000 | 0 | 32,750,574,000 | 31,027,461,647 | 0 | 1,723,112,353 | ※１、４ |
| 第２項　営業外費用 | 969,723,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 969,723,000 | 0 | 969,723,000 | 933,993,554 | 0 | 35,729,446 | ※２ |
| 第３項　特別損失 | 13,064,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,064,000 | 0 | 13,064,000 | 12,345,477 | 0 | 718,523 | ※３ |
| 第４項　予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | |

※１　うち仮払消費税及び地方消費税　1,757,641,383 円

※２　うち仮払消費税及び地方消費税　5,750,661 円

※３　うち仮払消費税及び地方消費税　864,734 円

※４　地方公営企業法施行令第１８条第５項ただし書きの規定による超過支出　3,837,214 円

（２）　資本的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　水道事業資本的収入 | 6,252,392,000 | 0 | 6,252,392,000 | 2,126,000,000 | 0 | 8,378,392,000 | 6,705,914,407 | △　1,672,477,593 | |
| 第１項　企業債 | 5,791,000,000 | 0 | 5,791,000,000 | 2,126,000,000 | 0 | 7,917,000,000 | 6,168,000,000 | △　1,749,000,000 | ※企業債収入減額内訳<br>(1) 翌年度へ繰下発行する額<br>1,286,000,000円<br>(2) 不用額<br>463,000,000円 |
| 第２項　補助金 | 148,795,000 | 0 | 148,795,000 | 0 | 0 | 148,795,000 | 143,412,997 | △　5,382,003 | |
| 第３項　負担金 | 312,587,000 | 0 | 312,587,000 | 0 | 0 | 312,587,000 | 393,696,762 | 81,109,762 | ※１ |
| 第４項　固定資産売却代金 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 804,648 | 794,648 | |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　　5,445,084 円

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 水道事業資本的支出 | 17,977,709,000 | 0 | 0 | 0 | 17,977,709,000 | 5,199,419,761 | 0 | 23,177,128,761 | 18,240,131,042 | 4,147,388,781 | 0 | 4,147,388,781 | 789,608,938 | |
| 第1項 建設改良費 | 14,479,609,000 | 0 | 0 | 0 | 14,479,609,000 | 5,199,419,761 | 0 | 19,679,028,761 | 14,748,451,769 | 4,147,388,781 | 0 | 4,147,388,781 | 783,188,211 | ※1 |
| 第2項 企業債償還金 | 3,477,488,000 | 0 | 0 | 0 | 3,477,488,000 | 0 | 0 | 3,477,488,000 | 3,477,487,092 | 0 | 0 | 0 | 908 | |
| 第3項 補助金返還金 | 15,612,000 | 0 | 0 | 0 | 15,612,000 | 0 | 0 | 15,612,000 | 14,192,181 | 0 | 0 | 0 | 1,419,819 | |
| 第4項 予備費 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 | |

※1　うち仮払消費税及び地方消費税　1,251,164,582 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 11,534,216,635 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的　収支調整額 1,161,732,919 円、減債積立金 1,097,664,044 円及び過年度分損益勘定留保資金 9,274,819,672 円で補填した。

# 令和５年度川崎市水道事業損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　営業収益 | | | |
| （1）給水収益 | 24,255,132,276 | | |
| （2）受託給水工事収益 | 12,323,993 | | |
| （3）その他受託工事収益 | 16,442,271 | | |
| （4）その他の営業収益 | 4,101,493,728 | 28,385,392,268 | |
| 2　営業費用 | | | |
| （1）原水費 | 803,087,379 | | |
| （2）浄水費 | 1,591,736,900 | | |
| （3）受水費 | 8,058,356,480 | | |
| （4）配水費 | 2,069,373,691 | | |
| （5）給水費 | 4,721,042,013 | | |
| （6）受託給水工事費 | 64,908,785 | | |
| （7）その他受託工事費 | 16,113,425 | | |
| （8）業務費 | 2,272,846,675 | | |
| （9）総係費 | 1,674,449,001 | | |
| (10) 減価償却費 | 6,684,653,204 | | |
| (11) 資産減耗費 | 1,313,252,711 | 29,269,820,264 | |
| 営業損失 | | | 884,427,996 |
| 3　営業外収益 | | | |
| （1）受取利息及び配当金 | 436,762 | | |
| （2）他会計補助金 | 26,214,077 | | |
| （3）分担金 | 14,475,800 | | |
| （4）水道利用加入金 | 1,247,650,000 | | |
| （5）長期前受金戻入 | 733,110,705 | | |
| （6）雑収益 | 1,150,164,311 | 3,172,051,655 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 営業外費用 | | | |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 827,901,265 | | |
| (2) 雑支出 | 104,275,825 | 932,177,090 | 2,239,874,565 |
| 経常利益 | | | 1,355,446,569 |
| 5 特別利益 | | | |
| (1) 固定資産売却益 | 6,320,415 | | |
| (2) 過年度損益修正益 | 122,974 | | |
| (3) 長期前受金戻入 | 6,146,456 | | |
| (4) その他特別利益 | 34,594,236 | 47,184,081 | |
| 6 特別損失 | | | |
| (1) 過年度損益修正損 | 11,480,743 | 11,480,743 | 35,703,338 |
| 当年度純利益 | | | 1,391,149,907 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | | | 1,097,664,044 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | 2,488,813,951 |

# 令和５年度川崎市水 道事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から 令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 受贈財産評価額 | 国県補助金 | 資本剰余金合計 | 減債積立金 | 未処分利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 前年度末残高 | 102,093,623,447 | 199,663,771 | 750,584 | 200,414,355 | 0 | 2,940,148,550 | 2,940,148,550 | 105,234,186,352 |
| 前年度処分額 | 1,842,484,506 | 0 | 0 | 0 | 1,097,664,044 | △ 2,940,148,550 | △ 1,842,484,506 | 0 |
| 議会の議決による処分額 | 1,842,484,506 | 0 | 0 | 0 | 1,097,664,044 | △ 2,940,148,550 | △ 1,842,484,506 | 0 |
| 資本金への組入れ | 1,842,484,506 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,842,484,506 | △ 1,842,484,506 | 0 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,097,664,044 | △ 1,097,664,044 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 103,936,107,953 | 199,663,771 | 750,584 | 200,414,355 | 1,097,664,044 | （繰越利益剰余金）0 | 1,097,664,044 | 105,234,186,352 |
| 当年度変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,097,664,044 | 2,488,813,951 | 1,391,149,907 | 1,391,149,907 |
| 受贈財産の受入れ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減債積立金の取崩し | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,097,664,044 | 1,097,664,044 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,391,149,907 | 1,391,149,907 | 1,391,149,907 |
| 当年度末残高 | 103,936,107,953 | 199,663,771 | 750,584 | 200,414,355 | 0 | （当年度末処分利益剰余金）2,488,813,951 | 2,488,813,951 | 106,625,336,259 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市水道事業剰余金処分計算書

（単位　円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 103,936,107,953 | 200,414,355 | 2,488,813,951 |
| 議会の議決による処分額 | 1,097,664,044 | 0 | △ 2,488,813,951 |
| 資本金への組入れ | 1,097,664,044 | 0 | △ 1,097,664,044 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | △ 1,391,149,907 |
| 処分後残高 | 105,033,771,997 | 200,414,355 | （繰越利益剰余金）<br>0 |

# 令和５年度川崎市水道事業貸借対照表

（令和６年３月３１日）

（単位　円）

資　産　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　固定資産 | | | |
| （1）有形固定資産 | | | |
| ア　土地 | | 3,349,393,754 | |
| イ　建物 | 7,404,001,086 | | |
| 減価償却累計額 | △4,462,003,127 | 2,941,997,959 | |
| ウ　構築物 | 286,405,487,700 | | |
| 減価償却累計額 | △138,255,506,839 | 148,149,980,861 | |
| エ　機械及び装置 | 24,652,821,402 | | |
| 減価償却累計額 | △14,297,912,895 | 10,354,908,507 | |
| オ　車両運搬具 | 140,011,605 | | |
| 減価償却累計額 | △104,367,730 | 35,643,875 | |
| カ　工具器具及び備品 | 900,434,016 | | |
| 減価償却累計額 | △685,855,151 | 214,578,865 | |
| キ　リース資産 | 1,108,541,466 | | |
| 減価償却累計額 | △540,287,548 | 568,253,918 | |
| ク　建設仮勘定 | | 5,222,264,448 | |
| 有形固定資産合計 | | | 170,837,022,187 |
| （2）無形固定資産 | | | |
| ア　地上権 | | 7 | |
| イ　施設利用権 | | 1,358,882,177 | |
| ウ　電話加入権 | | 5,392,170 | |
| エ　ソフトウェア | | 1,270,503,090 | |
| オ　リース資産 | | 38,051,702 | |
| 無形固定資産合計 | | | 2,672,829,146 |
| （3）投資その他の資産 | | | |
| ア　出資金 | | 11,597,894,000 | |
| イ　破産更生債権等 | 3,345,092 | | |
| 貸倒引当金 | △ 3,345,092 | 0 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 投資その他の資産合計 | | 11,597,894,000 | |
| 固定資産合計 | | | 185,107,745,333 |
| 2 流動資産 | | | |
| (1)現金預金 | | 22,337,184,400 | |
| (2)未収金 | 3,242,129,001 | | |
| 貸倒引当金 | △ 29,718,863 | 3,212,410,138 | |
| (3)貯蔵品 | | 613,512,971 | |
| (4)前払金 | | 1,097,675,324 | |
| (5)その他流動資産 | | 135,095 | |
| 流動資産合計 | | | 27,260,917,928 |
| 資産合計 | | | 212,368,663,261 |
| 負債の部 | | | |
| 3 固定負債 | | | |
| (1)企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 72,835,062,155 | | |
| 企業債合計 | | 72,835,062,155 | |
| (2)リース債務 | | 432,797,737 | |
| (3)引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 4,596,498,920 | | |
| 引当金合計 | | 4,596,498,920 | |
| 固定負債合計 | | | 77,864,358,812 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1)企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 3,608,619,402 | | |
| 企業債合計 | | 3,608,619,402 | |
| (2)リース債務 | | 233,948,911 | |
| (3)未払金 | | 8,447,645,390 | |
| (4)預り金 | | 2,515,739,104 | |
| (5)未払費用 | | 68,480,291 | |
| )前受金 | | 382,080 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （7）引　当　金 | | | | |
| ア 賞与引当金 | | 418,677,367 | | |
| 引当金合計 | | | 418,677,367 | |
| 流動負債合計 | | | | 15,293,492,545 |
| 5 繰延収益 | | | | |
| （1）長期前受金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 6,328,141,219 | | | |
| 収益化累計額 | △3,304,604,497 | 3,023,536,722 | | |
| イ 国県補助金 | 3,089,616,214 | | | |
| 収益化累計額 | △882,874,129 | 2,206,742,085 | | |
| ウ 一般会計補助金 | 2,488,594,425 | | | |
| 収益化累計額 | △2,026,988,226 | 461,606,199 | | |
| エ 工事負担金 | 17,382,893,529 | | | |
| 収益化累計額 | △10,550,462,870 | 6,832,430,659 | | |
| オ その他長期前受金 | 127,142,410 | | | |
| 収益化累計額 | △65,982,430 | 61,159,980 | | |
| 長期前受金合計 | | | 12,585,475,645 | |
| 繰延収益合計 | | | | 12,585,475,645 |
| 負債合計 | | | | 105,743,327,002 |
| 資本の部 | | | | |
| 6 資本金 | | | | 103,936,107,953 |
| 7 剰余金 | | | | |
| （1）資本剰余金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | | 199,663,771 | | |
| イ 国県補助金 | | 750,584 | | |
| 資本剰余金合計 | | | 200,414,355 | |
| （2）利益剰余金 | | | | |
| ア 当年度未処分利益剰余金 | | 2,488,813,951 | | |
| 利益剰余金合計 | | | 2,488,813,951 | |
| 剰余金合計 | | | | 2,689,228,306 |
| 資本合計 | | | | 106,625,336,259 |
| 負債資本合計 | | | | 212,368,663,2 |

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

ア　貯蔵品

先入先出法による原価法によっている（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

（2）固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による（ただし、取替資産については取替法による。)。

（イ）主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～６０年 |
| 構築物 | ３～８０年 |
| 機械及び装置 | ４～５０年 |
| 車両運搬具 | ２～１２年 |
| 工具器具及び備品 | ２～２０年 |

イ　無形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

ウ　リース資産

（ア）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

（イ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

（3）引当金の計上方法

ア　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相

当する金額を計上している。

ウ　賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（４）その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

２　キャッシュ・フロー計算書に関する注記

（１）重要な非資金取引

ア　ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産　　１２１，９１５，７２３円

リース債務　　１３４，１０７，２９６円

イ　受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

構築物　　５２，７５３，１９０円

工具器具及び備品　　５２０，２９２円

ウ　土地交換による資産の取得

当年度、新たに計上した土地交換による資産の取得額は次のとおりである。

土地　　１，２９６，２０６円

３　貸借対照表に関する注記

（１）企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は１，１３２，６６５，６４７円である。

（２）ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4　セグメント情報に関する注記

川崎市水道事業会計は、水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5　その他の注記

（1）長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務　　２３３，９４８，９１１円

長期リース債務　　４３２，７９７，７３７円

（2）貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として１０，１４４，９９０円を処理するため、貸倒引当金１０，０７３，０８４円を取り崩している。

（3）退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として２５３，１３３，７００円を支給するため、退職給付引当金２５３，１３３，７００円を取り崩している。

（4）賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として1，２１３，８９６，１１７円を支給（支払）するため、賞与引当金４１６，７４４，９２１円を取り崩している。

# 令和５年度川崎市工業用水道事業決算報告書

（１）　収益的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　工業用水道事業収益 | 7,894,551,000 | 0 | 0 | 7,894,551,000 | 7,763,858,111 | △ 130,692,889 | |
| 第１項　営業収益 | 7,705,305,000 | 0 | 0 | 7,705,305,000 | 7,563,191,310 | △ 142,113,690 | ※１ |
| 第２項　営業外収益 | 189,226,000 | 0 | 0 | 189,226,000 | 151,161,264 | △ 38,064,736 | ※２ |
| 第３項　特別利益 | 20,000 | 0 | 0 | 20,000 | 49,505,537 | 49,485,537 | |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　687,533,210 円

※２　うち仮受消費税及び地方消費税　977,030 円

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 合　計 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　工業用水道事業費用 | 7,668,431,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,668,431,000 | 0 | 7,668,431,000 | 7,079,874,916 | 0 | 588,556,084 | |
| 第１項　営業費用 | 7,569,473,000 | 0 | 0 | △65,701,000 | 0 | 7,503,772,000 | 0 | 7,503,772,000 | 6,925,425,472 | 0 | 578,346,528 | ※１、２ |
| 第２項　営業外費用 | 88,751,000 | 0 | 0 | 65,701,000 | 0 | 154,452,000 | 0 | 154,452,000 | 154,449,444 | 0 | 2,556 | |
| 第３項　特別損失 | 207,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 207,000 | 0 | 207,000 | 0 | 0 | 207,000 | |
| 第４項　予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | |

※１　うち仮払消費税及び地方消費税　465,801,900 円

※２　地方公営企業法施行令第１８条第５項ただし書きの規定による超過支出　73,484,803 円

（２）　資本的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　工業用水道事業資本的収入 | 1,149,157,000 | 0 | 1,149,157,000 | 603,979,727 | 0 | 1,753,136,727 | 924,546,176 | △ 828,590,551 | |
| 第１項　企業債 | 987,000,000 | 0 | 987,000,000 | 603,000,000 | 0 | 1,590,000,000 | 762,000,000 | △ 828,000,000 | ※企業債収入減額内訳<br>(1) 翌年度へ繰下発行する額<br>635,000,000円<br>(2) 不用額<br>193,000,000円 |
| 第２項　補助金 | 162,147,000 | 0 | 162,147,000 | 979,727 | 0 | 163,126,727 | 162,546,176 | △ 580,551 | |
| 第３項　固定資産売却代金 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 | 0 | △ 10,000 | |

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 工業用水道事業資本的支出 | 3,092,415,000 | 0 | 0 | 0 | 3,092,415,000 | 819,154,768 | 0 | 3,911,569,768 | 2,309,368,116 | 774,298,687 | 0 | 774,298,687 | 827,902,965 | |
| 第1項 建設改良費 | 2,467,698,000 | 0 | 0 | 0 | 2,467,698,000 | 819,154,768 | 0 | 3,286,852,768 | 1,689,651,756 | 774,298,687 | 0 | 774,298,687 | 822,902,325 | ※1 |
| 第2項 企業債償還金 | 619,717,000 | 0 | 0 | 0 | 619,717,000 | 0 | 0 | 619,717,000 | 619,716,360 | 0 | 0 | 0 | 640 | |
| 第3項 予備費 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 | |

※1　うち仮払消費税及び地方消費税　146,739,588 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,384,821,940円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 147,535,179円、減債積立金 619,716,360円及び過年度分損益勘定留保資金 617,570,401円で補填した。

# 令和５年度川崎市工業用水道事業損益計算書

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １　営業収益 | | | |
| （１）給水収益 | 6,856,097,454 | | |
| （２）受託工事収益 | 7,339,943 | | |
| （３）その他の営業収益 | 12,220,703 | 6,875,658,100 | |
| ２　営業費用 | | | |
| （１）原水費 | 3,386,509,951 | | |
| （２）浄水費 | 1,081,061,640 | | |
| （３）配水費 | 331,299,646 | | |
| （４）給水費 | 70,517,801 | | |
| （５）受託工事費 | 7,193,144 | | |
| （６）総係費 | 247,861,557 | | |
| （７）減価償却費 | 1,080,121,698 | | |
| （８）資産減耗費 | 255,058,135 | 6,459,623,572 | |
| 営業利益 | | | 416,034,528 |
| ３　営業外収益 | | | |
| （１）受取利息及び配当金 | 216,100 | | |
| （２）他会計補助金 | 15,127,682 | | |
| （３）長期前受金戻入 | 107,647,739 | | |
| （４）雑収益 | 27,192,812 | 150,184,333 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4　営業外費用 | | | |
| （1）支払利息及び企業債取扱諸費 | 79,018,270 | | |
| （2）雑支出 | 214,936 | 79,233,206 | 70,951,127 |
| 経常利益 | | | 486,985,655 |
| 5　特別利益 | | | |
| （1）その他特別利益 | 49,505,537 | 49,505,537 | 49,505,537 |
| 当年度純利益 | | | 536,491,192 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | | | 619,716,360 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | 1,156,207,552 |

# 令和５年度川崎市工業 用水道事業剰余金計算書

（令和５年４月１日から 令和６年３月３１日まで）

（単位　円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 受贈財産評価額 | 国県補助金 | 資本剰余金合計 | 減債積立金 | 未処分利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 前年度末残高 | 20,138,272,043 | 25 | 40,714,290 | 40,714,315 | 929,273,634 | 1,222,742,748 | 2,152,016,382 | 22,331,002,740 |
| 前年度処分額 | 639,748,270 | 0 | 0 | 0 | 582,994,478 | △ 1,222,742,748 | △ 639,748,270 | 0 |
| 議会の議決による処分額 | 639,748,270 | 0 | 0 | 0 | 582,994,478 | △ 1,222,742,748 | △ 639,748,270 | 0 |
| 資本金への組入れ | 639,748,270 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 639,748,270 | △ 639,748,270 | 0 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | 0 | 0 | 582,994,478 | △ 582,994,478 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 20,778,020,313 | 25 | 40,714,290 | 40,714,315 | 1,512,268,112 | （繰越利益剰余金）0 | 1,512,268,112 | 22,331,002,740 |
| 当年度変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 619,716,360 | 1,156,207,552 | 536,491,192 | 536,491,192 |
| 受贈財産の受入れ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減債積立金の取崩し | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 619,716,360 | 619,716,360 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 536,491,192 | 536,491,192 | 536,491,192 |
| 当年度末残高 | 20,778,020,313 | 25 | 40,714,290 | 40,714,315 | 892,551,752 | （当年度未処分利益剰余金）1,156,207,552 | 2,048,759,304 | 22,867,493,932 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市工業用水道事業剰余金処分計算書

（単位　円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 20,778,020,313 | 40,714,315 | 1,156,207,552 |
| 議会の議決による処分額 | 619,716,360 | 0 | △ 1,156,207,552 |
| 資本金への組入れ | 619,716,360 | 0 | △ 619,716,360 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | △ 536,491,192 |
| 処分後残高 | 21,397,736,673 | 40,714,315 | (繰越利益剰余金) 0 |

# 令和５年度川崎市工業用水道事業貸借対照表

（令和６年３月３１日）

（単位　円）

資　産　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　固定資産 | | | |
| （1）有形固定資産 | | | |
| ア　土地 | | 571,711,857 | |
| イ　建物 | 3,371,205,940 | | |
| 減価償却累計額 | △1,542,204,912 | 1,829,001,028 | |
| ウ　構築物 | 32,862,401,494 | | |
| 減価償却累計額 | △20,901,989,302 | 11,960,412,192 | |
| エ　機械及び装置 | 12,124,928,017 | | |
| 減価償却累計額 | △7,968,793,772 | 4,156,134,245 | |
| オ　車両運搬具 | 1,138,773 | | |
| 減価償却累計額 | △939,274 | 199,499 | |
| カ　工具器具及び備品 | 116,366,821 | | |
| 減価償却累計額 | △76,328,636 | 40,038,185 | |
| キ　リース資産 | 99,612,671 | | |
| 減価償却累計額 | △42,587,843 | 57,024,828 | |
| ク　建設仮勘定 | | 501,692,898 | |
| 有形固定資産合計 | | | 19,116,214,732 |
| （2）無形固定資産 | | | |
| ア　地上権 | | 2 | |
| イ　施設利用権 | | 1,427,266,313 | |
| ウ　電話加入権 | | 296,559 | |
| エ　ソフトウェア | | 96,485,373 | |
| オ　リース資産 | | 5,499,697 | |
| カ　無形固定資産仮勘定 | | 42,588,411 | |
| 無形固定資産合計 | | | 1,572,136,355 |
| 固定資産合計 | | | 20,688,351,087 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2　流動資産 | | | |
| （1）現金預金 | | 10,310,204,625 | |
| （2）未収金 | | 1,374,999,341 | |
| （3）貯蔵品 | | 2,678,752 | |
| （4）前払金 | | 340,309,829 | |
| 流動資産合計 | | | 12,028,192,547 |
| 資産合計 | | | 32,716,543,634 |
| 負債の部 | | | |
| 3　固定負債 | | | |
| （1）企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 5,936,478,778 | | |
| 企業債合計 | | 5,936,478,778 | |
| （2）リース債務 | | 47,814,310 | |
| （3）引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 574,327,740 | | |
| 引当金合計 | | 574,327,740 | |
| 固定負債合計 | | | 6,558,620,828 |
| 4　流動負債 | | | |
| （1）企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 587,517,098 | | |
| 企業債合計 | | 587,517,098 | |
| （2）リース債務 | | 20,950,541 | |
| （3）未払金 | | 1,416,007,216 | |
| （4）預り金 | | 3,326,120 | |
| （5）未払費用 | | 4,847,284 | |
| （6）前受金 | | 14,463,896 | |
| （7）引当金 | | | |
| ア 賞与引当金 | 53,498,813 | | |
| 引当金合計 | | 53,498,813 | |
| 流動負債合計 | | | 2,100,610,968 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 繰延収益 | | | | |
| (1)長期前受金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 138,062,237 | | | |
| 収益化累計額 | △109,700,775 | 28,361,462 | | |
| イ 国県補助金 | 1,006,384,701 | | | |
| 収益化累計額 | △714,140,776 | 292,243,925 | | |
| ウ 一般会計補助金 | 2,441,316,492 | | | |
| 収益化累計額 | △1,830,675,710 | 610,640,782 | | |
| エ 工事負担金 | 3,526,329,896 | | | |
| 収益化累計額 | △3,267,758,159 | 258,571,737 | | |
| 長期前受金合計 | | | 1,189,817,906 | |
| 繰延収益合計 | | | | 1,189,817,906 |
| 負債合計 | | | | 9,849,049,702 |

資 本 の 部

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 6 資本金 | | | | 20,778,020,313 |
| 7 剰余金 | | | | |
| (1)資本剰余金 | | | | |
| ア 受贈財産評価額 | | 25 | | |
| イ 国県補助金 | | 40,714,290 | | |
| 資本剰余金合計 | | | 40,714,315 | |
| (2)利益剰余金 | | | | |
| ア 減債積立金 | | 892,551,752 | | |
| イ 当年度未処分利益剰余金 | | 1,156,207,552 | | |
| 利益剰余金合計 | | | 2,048,759,304 | |
| 剰余金合計 | | | | 2,089,473,619 |
| 資本合計 | | | | 22,867,493,932 |
| 負債資本合計 | | | | 32,716,543,634 |

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

ア　貯蔵品

先入先出法による原価法によっている（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

（2）固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

（イ）主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | ６～５０年 |
| 構築物 | ８～８０年 |
| 機械及び装置 | ４～６０年 |
| 車両運搬具 | ２～１２年 |
| 工具器具及び備品 | ２～２０年 |

イ　無形固定資産（リース資産を除く。）

（ア）減価償却の方法

定額法による。

ウ　リース資産

（ア）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

（イ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

（3）引当金の計上方法

ア　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ　賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負

担に属する額を計上している。

（４）その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

２　キャッシュ・フロー計算書に関する注記

（１）重要な非資金取引

ア　ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産　　３，４３８，９０５円

リース債務　　３，７８２，７９５円

イ　土地交換による資産の取得

当年度、新たに計上した土地交換による資産の取得額は次のとおりである。

土地　　３３７，５５１円

３　貸借対照表に関する注記

（１）企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は５９７，７１１，３６７円である。

（２）ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

４　セグメント情報に関する注記

川崎市工業用水道事業会計は、工業用水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

５　その他の注記

（１）長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務　　２０，９５０，５４１円

長期リース債務　　４７，８１４，３１０円

（２）退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として２０，９７６，７２０円を支給するため、退職給付引当金２０，９７６，７２０円を取り崩している。

（３）賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として１５６，６２６，３０８円を支給（支払）するため、賞与引当金５２，０３７，６２７円を取り崩している。

# 令和５年度川崎市自動車運送事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収　入

| 区　分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合計 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　自動車運送事業収益 | 9,603,538,000 | 0 | 0 | 9,603,538,000 | 9,780,812,236 | 177,274,236 | |
| 第１項　営業収益 | 8,266,927,000 | 0 | 0 | 8,266,927,000 | 8,421,633,250 | 154,706,250 | ※１ |
| 第２項　営業外収益 | 1,335,611,000 | 0 | 0 | 1,335,611,000 | 1,359,178,986 | 23,567,986 | ※２ |
| 第３項　特別利益 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 0 | △　1,000,000 | |

※１　うち仮受消費税及び地方消費税　638,835,975円

※２　うち仮受消費税及び地方消費税　3,116,395円

支　出

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 地方公営企業法第２６条第２項の規定による繰越額 | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第２４条第３項の規定による支出額 | 小計 | 地方公営企業法第２６条第２項の規定による繰越額 | 合計 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第１款　自動車運送事業費用 | 9,669,265,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,669,265,000 | 0 | 9,669,265,000 | 9,093,333,598 | 0 | 575,931,402 | |
| 第１項　営業費用 | 9,394,116,000 | 0 | 0 | △　45,695,000 | 0 | 9,348,421,000 | 0 | 9,348,421,000 | 8,783,991,968 | 0 | 564,429,032 | ※３、５ |
| 第２項　営業外費用 | 263,649,000 | 0 | 0 | 45,695,000 | 0 | 309,344,000 | 0 | 309,344,000 | 309,341,630 | 0 | 2,370 | ※４ |
| 第３項　特別損失 | 1,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,500,000 | 0 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 | |
| 第４項　予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | |

※３　うち仮払消費税及び地方消費税　336,033,354円

※４　うち仮払消費税及び地方消費税　3,780円

※５　地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出　6,365,303円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

| 区分 | 予算額 当初予算額 | 補正予算額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合計 | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 自動車運送事業資本的収入 | 1,697,669,000 | 0 | 1,697,669,000 | 0 | 0 | 1,697,669,000 | 1,535,484,938 | △ 162,184,062 | 企業債収入減額内訳<br>(1)翌年度へ繰下発行する額<br>0円<br>(2)不用額<br>146,000,000円<br>計 146,000,000円 |
| 第1項 企業債 | 1,294,000,000 | 0 | 1,294,000,000 | 0 | 0 | 1,294,000,000 | 1,148,000,000 | △ 146,000,000 | |
| 第2項 国庫補助金 | 86,299,000 | 0 | 86,299,000 | 0 | 0 | 86,299,000 | 85,927,000 | △ 372,000 | |
| 第3項 県交付金 | 4,080,000 | 0 | 4,080,000 | 0 | 0 | 4,080,000 | 3,797,000 | △ 283,000 | |
| 第4項 一般会計補助金 | 313,290,000 | 0 | 313,290,000 | 0 | 0 | 313,290,000 | 297,684,103 | △ 15,605,897 | |
| 第5項 固定資産売却代金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76,835 | 76,835 | （うち仮受消費税及び地方消費税 6,985円） |

支 出

| 区分 | 予算額 当初予算額 | 補正予算額 | 予備費支出額 | 流用増減額 | 小計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | 決算額 | 翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合計 | 不用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 第1款 自動車運送事業資本的支出 | 2,501,339,000 | 0 | 0 | 0 | 2,501,339,000 | 0 | 0 | 2,501,339,000 | 2,331,716,991 | 0 | 0 | 0 | 169,622,009 | |
| 第1項 建設改良費 | 1,607,139,000 | 0 | 0 | 0 | 1,607,139,000 | 0 | 0 | 1,607,139,000 | 1,447,517,391 | 0 | 0 | 0 | 159,621,609 | （うち仮払消費税及び地方消費税132,075,861円） |
| 第2項 企業債償還金 | 519,660,000 | 0 | 0 | 0 | 519,660,000 | 0 | 0 | 519,660,000 | 519,660,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 第3項 投資 | 364,540,000 | 0 | 0 | 0 | 364,540,000 | 0 | 0 | 364,540,000 | 364,539,600 | 0 | 0 | 0 | 400 | |
| 第4項 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 796,232,053円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 132,068,876円及び当年度分損益勘定留保資金405,829,618円で補填し、なお不足する額 258,333,559円は、運転資金で措置した。

# 令和５年度川崎市自動車運送事業損益計算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位　円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　営業収益 | | | |
| (1) 運輸収益 | 7,694,588,764 | | |
| (2) 運輸雑収益 | 88,208,511 | 7,782,797,275 | |
| 2　営業費用 | | | |
| (1) 諸構築物保存費 | 95,628,160 | | |
| (2) 車両保存費 | 598,973,945 | | |
| (3) 運転費 | 3,507,312,548 | | |
| (4) 運輸管理費 | 3,144,732,256 | | |
| (5) 一般管理費 | 631,930,787 | | |
| (6) 自動車重量税 | 11,426,800 | | |
| (7) 減価償却費 | 457,954,118 | 8,447,958,614 | |
| 営業損失 | | | 665,161,339 |
| 3　営業外収益 | | | |
| (1) 受取利息及び配当金 | 912,618 | | |
| (2) 他会計補助金 | 708,145,429 | | |
| (3) 国庫補助金 | 3,816,000 | | |
| (4) 負担金 | 412,781,000 | | |
| (5) 長期前受金戻入 | 86,826,560 | | |
| (6) 雑収益 | 143,580,984 | 1,356,062,591 | |
| 4　営業外費用 | | | |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 2,582,990 | | |
| (2) 雑支出 | 132,908,500 | 135,491,490 | 1,220,571,101 |
| 経常利益 | | | 555,409,762 |

| | |
|---|---|
| 当年度純利益 | 555,409,762 |
| 前年度繰越欠損金 | 3,892,083,654 |
| その他未処分利益剰余金変動額 | 0 |
| 当年度未処理欠損金 | 3,336,673,892 |

# 令和５年度川崎市自動車運送事業剰余金計算書

（令和5年4月1日から　令和6年3月31日まで）

（単位　円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 欠損金 | | |
| | | 受贈財産評価額 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 未処理欠損金 | 欠損金合計 | |
| 前年度末残高 | 274,399,113 | 586,803,875 | 0 | 586,803,875 | △ 3,892,083,654 | △ 3,892,083,654 | △ 3,030,880,666 |
| 処分後残高 | 274,399,113 | 586,803,875 | 0 | 586,803,875 | (繰越欠損金) △ 3,892,083,654 | △ 3,892,083,654 | △ 3,030,880,666 |
| 当年度変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 555,409,762 | 555,409,762 | 555,409,762 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 555,409,762 | 555,409,762 | 555,409,762 |
| 当年度末残高 | 274,399,113 | 586,803,875 | 0 | 586,803,875 | (当年度未処理欠損金) △ 3,336,673,892 | △ 3,336,673,892 | △ 2,475,470,904 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市自動車運送事業欠損金処理計算書

（単位　円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処理欠損金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 274,399,113 | 586,803,875 | △ 3,336,673,892 |
| 処理後残高 | 274,399,113 | 586,803,875 | （繰越欠損金）△ 3,336,673,892 |

（注）この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

# 令和５年度川崎市自動車運送事業貸借対照表

（令和6年3月31日）

（単位　円）

## 資　産　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 固定資産 | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | |
| ア 土地 | | 2,127,215,348 | |
| イ 建物 | 3,495,838,974 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,554,482,536 | 1,941,356,438 | |
| ウ 構築物 | 1,161,473,961 | | |
| 減価償却累計額 | △ 868,720,049 | 292,753,912 | |
| エ 車両 | 8,419,872,130 | | |
| 減価償却累計額 | △ 6,481,568,553 | 1,938,303,577 | |
| オ 機械装置 | 48,170,050 | | |
| 減価償却累計額 | △ 31,922,953 | 16,247,097 | |
| カ 工具器具及び備品 | 535,895,342 | | |
| 減価償却累計額 | △ 377,667,700 | 158,227,642 | |
| キ リース資産 | 35,064,000 | | |
| 減価償却累計額 | △ 16,066,080 | 18,997,920 | |
| ク 建設仮勘定 | | 20,927,966 | |
| 有形固定資産合計 | | | 6,514,029,900 |
| (2) 無形固定資産 | | | |
| ア 電話加入権 | | 800,800 | |
| イ 施設利用権 | | 11,680,387 | |
| ウ その他無形固定資産 | | 6,590,164 | |
| 無形固定資産合計 | | | 19,071,351 |
| (3) 投資その他の資産 | | | |
| ア 公債償還準備金 | | 587,051,900 | |
| イ その他投資 | | 1,575,000 | |
| 投資その他の資産合計 | | | 588,626,900 |
| 固定資産合計 | | | 7,121,728,151 |
| 2 流動資産 | | | |
| (1) 現金預金 | | | 954,390,323 |
| 2) 未収金 | | 1,281,000,822 | |
| 貸倒引当金 | | △ 258,332 | 1,280,742,490 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (3) 前払費用 | | 9,872,542 | |
| (4) 貯蔵品 | | 25,371,541 | |
| (5) その他流動資産 | | 245,959 | |
| 流動資産合計 | | | 2,270,622,855 |
| 資産合計 | | | 9,392,351,006 |

## 負　債　の　部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 固定負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 3,783,760,000 | | |
| イ その他の企業債 | 2,260,000,000 | | |
| 企業債合計 | | 6,043,760,000 | |
| (2) リース債務 | | 14,083,434 | |
| (3) 引当金 | | | |
| ア 退職給付引当金 | 3,008,662,910 | | |
| 引当金合計 | | 3,008,662,910 | |
| 固定負債合計 | | | 9,066,506,344 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 332,800,000 | | |
| 企業債合計 | | 332,800,000 | |
| (2) リース債務 | | 6,776,952 | |
| (3) 未払金 | | 1,263,194,742 | |
| (4) 未払費用 | | 53,178,505 | |
| (5) 前受金 | | 180,755,716 | |
| (6) 引当金 | | | |
| ア 賞与引当金 | 300,570,573 | | |
| 引当金合計 | | 300,570,573 | |
| (7) その他流動負債 | | 26,120,666 | |
| 流動負債合計 | | | 2,163,397,154 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 繰延収益 | | | |
| (1) 長期前受金 | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 310,047,548 | | |
| 収益化累計額 | △ 246,746,784 | 63,300,764 | |
| イ 国庫補助金 | 434,499,691 | | |
| 収益化累計額 | △ 317,053,827 | 117,445,864 | |
| ウ 県交付金 | 80,649,413 | | |
| 収益化累計額 | △ 51,849,824 | 28,799,589 | |
| エ 一般会計補助金 | 1,263,430,685 | | |
| 収益化累計額 | △ 848,465,465 | 414,965,220 | |
| オ その他長期前受金 | 50,426,202 | | |
| 収益化累計額 | △ 37,019,227 | 13,406,975 | |
| 繰延収益合計 | | | 637,918,412 |
| 負債合計 | | | 11,867,821,910 |

## 資 本 の 部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 資本金 | | | 274,399,113 |
| 7 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| ア 受贈財産評価額 | 586,803,875 | | |
| 資本剰余金合計 | | 586,803,875 | |
| (2) 欠損金 | | | |
| ア 当年度未処理欠損金 | 3,336,673,892 | | |
| 欠損金合計 | | 3,336,673,892 | |
| 剰余金合計 | | | △ 2,749,870,017 |
| 資本合計 | | | △ 2,475,470,904 |
| 負債資本合計 | | | 9,392,351,006 |

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア　貯蔵品

個別法または先入先出法による原価法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産（リース資産を除く。）

(ｱ) 定額法または定率法による。（平成１０年４月１日以後に取得した建物にあっては、定額法。）

(ｲ) 主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | ６～50 年 |
| 構築物 | ３～60 年 |
| 車両 | ５年 |
| 機械装置 | 13～17 年 |
| 工具器具及び備品 | ３～20 年 |

イ　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法による。

ウ　リース資産

(ｱ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(ｲ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ　賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2　キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産　11,143,800円

リース債務　12,258,180円

3　貸借対照表に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4　セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市自動車運送事業会計は、本市及び本市周辺の区域内における市バス事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

5　その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務　6,776,952円

長期リース債務　14,083,434円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として 221,184,180円を支給するため、退職給付引当金 221,184,180円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として 888,597,761円を支給するため、賞与引当金 289,298,870円を取り崩している。

**川崎市告示第474号**

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条の規定により行う新型コロナウイルス感染症予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第５条の規定に基づき告示します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別表省略）

---

**川崎市告示第475号**

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第３項の規定に基づき告示します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　形質変更時要届出区域の所在地

川崎市幸区小向東芝町２番１の一部（別図のとおり）

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

３　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

４　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第５項第10号から第13号までの該当の有無

該当なし

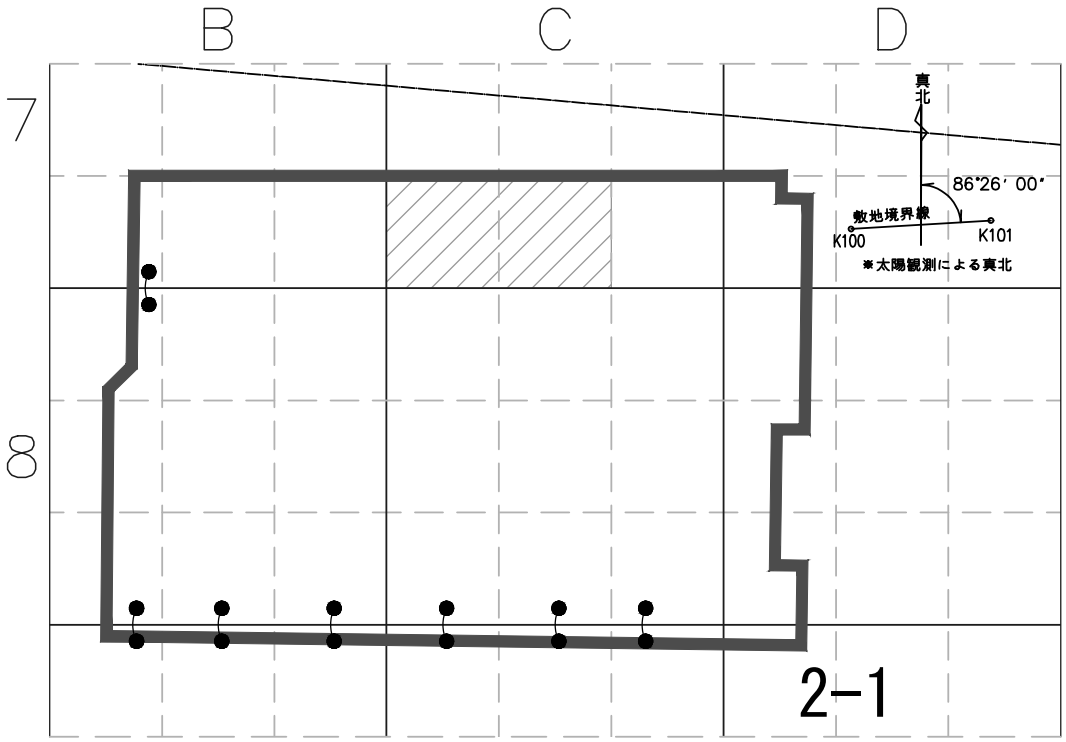


凡例
- 事業所敷地
- 指定する区域
- 形質変更範囲
- 地番境界
- 単位区画

単位区画凡例

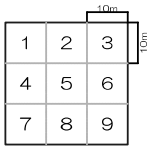


：単位区画の統合

## 全体図

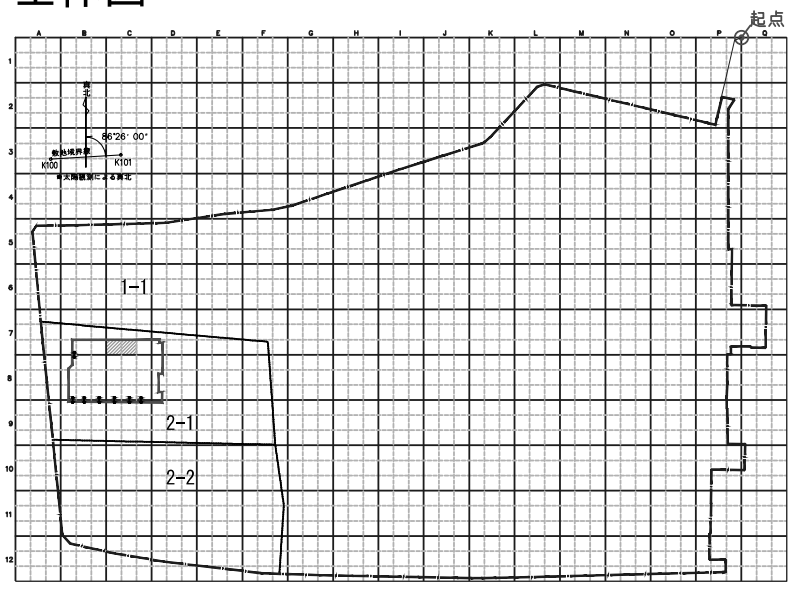


# 別図

**川崎市告示第476号**

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第３項の規定に基づき告示します。

令和６年10月21日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　形質変更時要届出区域の所在地

川崎市川崎区扇町39番６、40番１、41番３、46番１、46番15、47番３、47番８の各一部、60番１（別図のとおり）

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、鉛及びその化合物

３　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

４　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第５項第10号から第13号までの該当の有無

土壌汚染対策法施行規則第58条第５項第12号に該当する

別図

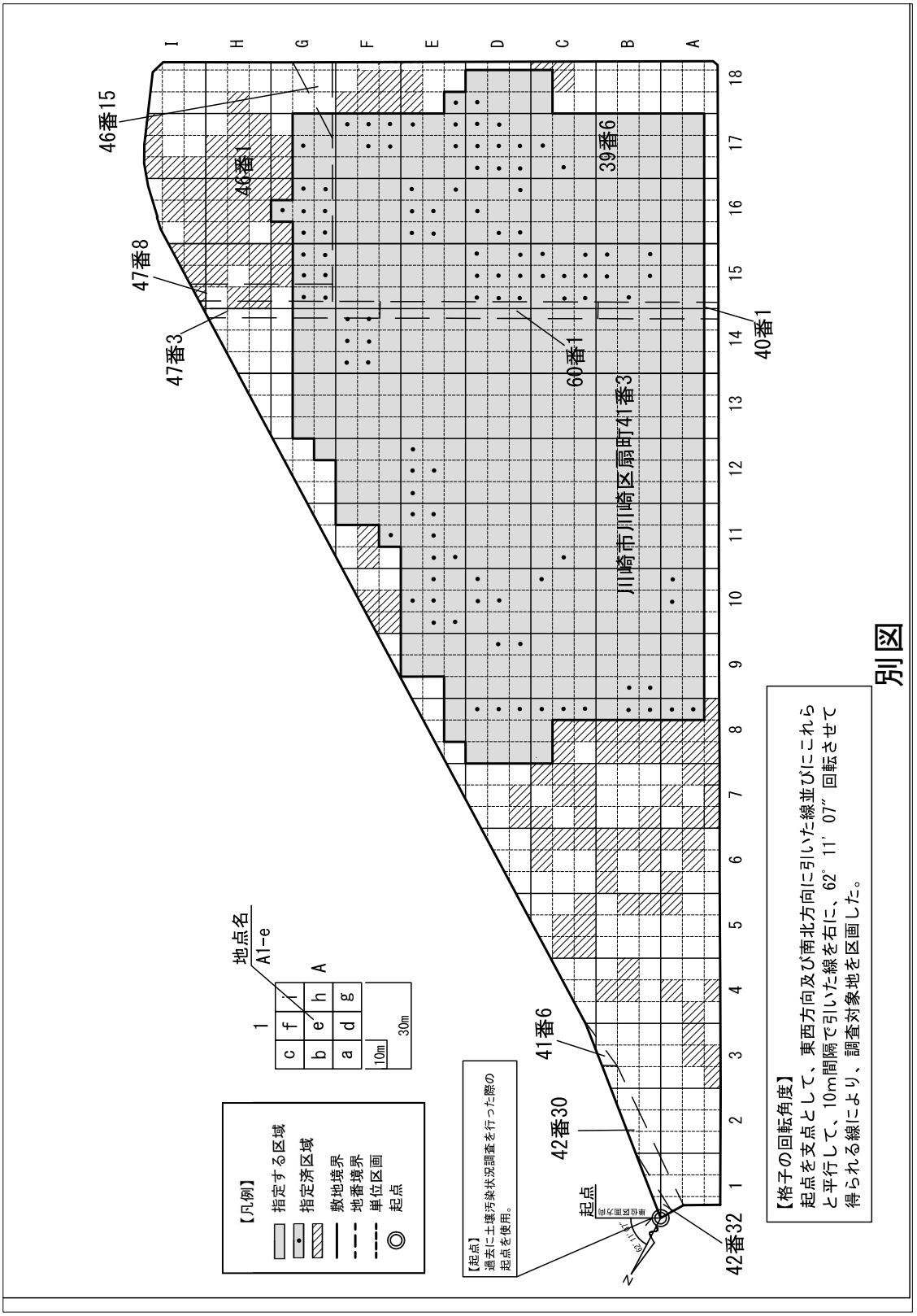
46番15
46番1
47番8
47番3
60番1
39番6
40番1
川崎市川崎区扇町41番3
41番6
42番30
42番32
起点
【凡例】
指定する区域
指定済区域
敷地境界
地番境界
単位区画
起点
地点名
A1-e
1
A
30m
10m
【起点】
過去に土壌汚染状況調査を行った際の起点を使用。
【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線を右に、62°11′07″回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

**川崎市告示第477号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第４号。以下「条例」という。）第10条第２項、第11条第２項及び第３項並びに第27条第２項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第１項（第27条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和６年10月22日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

２　保管期間

当該告示をした日から起算して１箇月間

３　引取りの方法

⑴　引取りの場所

別紙記載の保管場所

⑵　引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後７時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後５時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

⑶　引取りに要する費用

自転車　　2,500円

原動機付自転車　5,000円

自動二輪車　　10,000円

⑷　持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

４　その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（様式２及び様式３省略）

---

**川崎市告示第478号**

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年川崎市条例第76号）第４条第１項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第２項の規定に基づき公表します。

令和６年10月22日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　届出の状況

⑴　目的外利用

ア　市　　長　　18件

⑵　目的外提供

ア　市　　長　　17件

イ　病院事業管理者　　２件

ウ　消　防　長　　６件

エ　教育委員会　　12件

２　届出書

別紙のとおり（省略）

---

**川崎市告示第479号**

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条、第６条の規定により行う予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第５条の規定に基づき告示します。

令和６年10月23日

川崎市長　福　田　紀　彦

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 川崎ひのわクリニック | 川崎市川崎区本町1-8-2 | トラストビル3階 |
| 松田内科医院 | 川崎市川崎区堀之内10-24 | |
| いしいクリニック乳腺外科 | 川崎市川崎区砂子2-6-2 | 三恵ビル10F |
| うすい整形外科医院 | 川崎市川崎区砂子2-2-10 | 第2園ビル |
| 稲葉医院 | 川崎市川崎区砂子1-5-22 | |
| 川崎おおつか内科・消化器内科 | 川崎市川崎区砂子2-6-2 | 川崎三恵ビル4F |
| 川崎レディースクリニック | 川崎市川崎区砂子2-11-20 | 加瀬ビル133 4階 |
| 入江医院 | 川崎市川崎区砂子2-6-2 | 三恵ビル3F |
| あべクリニック | 川崎市川崎区駅前本町4-7 | 堀井ビル3F |
| おおしま内科 | 川崎市川崎区駅前本町14-6 | マーヴェル川崎3階・4階 |
| ナビタスクリニック川崎 | 川崎市川崎区駅前本町26-1 | アトレ川崎8F |
| ルナレディースクリニック川崎駅前院 | 川崎市川崎区駅前本町3-1 | NMF川崎東口ビルB1F |
| 三島クリニック | 川崎市川崎区駅前本町7-4-8F | |
| 川崎駅ふみレディースクリニック | 川崎市川崎区駅前本町14-6 | マーヴェル川崎2階 |
| 川崎駅前クリニック | 川崎市川崎区駅前本町12-1 | 川崎駅前タワーリバーク6F |
| 川崎駅東口内科ｸﾘﾆｯｸ・ｱﾚﾙｷﾞｰ科・小児科 | 川崎市川崎区駅前本町10-1 | MEFULL川崎11階 |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| みなとみらい夢クリニック川崎院 | 川崎市川崎区駅前本町26-4 | ラウンドクロス川崎ビル8F |
| 畑医院 | 川崎市川崎区宮前町5-1 | |
| 川崎市立川崎病院 | 川崎市川崎区新川通12-1 | |
| 総合新川橋病院 | 川崎市川崎区新川通1-15 | |
| 阿部医院 | 川崎市川崎区貝塚1-9-10 | |
| 川崎すずき内科クリニック | 川崎市川崎区貝塚1-15-4 | エスタbuilding3F |
| 悠翔会在宅クリニック川崎 | 川崎市川崎区貝塚1-15-4 | ESTA BUILDING7F |
| 由井クリニック | 川崎市川崎区貝塚2-4-19 | |
| かめだこどもクリニック | 川崎市川崎区池田2-4-5 | |
| ささきクリニック | 川崎市川崎区池田1-6-3 | 八丁畷クリニックファーム2階 |
| 内科小児科宮島医院 | 川崎市川崎区池田2-7-4 | |
| 川崎クリニック | 川崎市川崎区日進町7-1 | 川崎日進町ビルディング6階 |
| 太田総合病院 | 川崎市川崎区日進町1-50 | |
| 馬嶋病院 | 川崎市川崎区日進町24-15 | |
| 宮川病院 | 川崎市川崎区大師駅前2-13-13 | |
| 村山整形外科 | 川崎市川崎区大師駅前1-6-17 | パークホームズ川崎大師表参道2F |
| 大江医院 | 川崎市川崎区川中島1-13-2 | |
| キノメディッククリニック川崎 | 川崎市川崎区藤崎3-6-1 | |
| 協同ふじさきクリニック | 川崎市川崎区藤崎4-21-2 | |
| 平安医院 | 川崎市川崎区藤崎4-19-15 | |
| 野田医院小児科内科眼科 | 川崎市川崎区藤崎1-1-3 | |
| 青山クリニック | 川崎市川崎区伊勢町25-3 | |
| なかじまクリニック | 川崎市川崎区中島3-9-9 | |
| 総合川崎臨港病院 | 川崎市川崎区中島3-13-1 | |
| 港町こどもクリニック | 川崎市川崎区港町5-2-103 | |
| 港町つばさクリニック | 川崎市川崎区港町5-2 | リヴァリエB棟104号 |
| 門前外科医院 | 川崎市川崎区東門前1-14-4 | |
| 和田内科医院 | 川崎市川崎区東門前3-1-6 | |
| 後藤医院 | 川崎市川崎区昭和2-16-16 | |
| 大師診療所 | 川崎市川崎区大師町6-8 | |
| さくら中央クリニック | 川崎市川崎区大師本町9-11 | |
| AOI国際病院 | 川崎市川崎区田町2-9-1 | |
| 鈴木医院 | 川崎市川崎区田町1-6-15 | |
| 昭和医院 | 川崎市川崎区出来野7-20 | |
| かんのんクリニック | 川崎市川崎区観音2-15-18 | |
| 川崎大師いしまる内科クリニック | 川崎市川崎区観音2-10-6 | 第3忠ぶねビル1Ｆ |
| いしい医院 | 川崎市川崎区桜本2-4-9 | |
| 川崎協同病院 | 川崎市川崎区桜本2-1-5 | |
| 花田内科胃腸科医院 | 川崎市川崎区大島4-16-1 | |
| 森田クリニック | 川崎市川崎区大島5-10-5 | |
| 村上外科医院 | 川崎市川崎区大島1-5-14 | |
| 渡辺外科内科医院 | 川崎市川崎区大島2-17-16 | |
| 髙良医院 | 川崎市川崎区大島3-15-17 | |
| 田辺医院 | 川崎市川崎区大島上町1-10 | |
| アルトクリニック | 川崎市川崎区渡田3-4-12 | |
| 川崎グランハートクリニック | 川崎市川崎区渡田向町15-2 | |
| キャップスクリニック小田栄 | 川崎市川崎区小田栄2-2-3 | LICOPA川崎2階 |
| 川崎七福診療所 | 川崎市川崎区小田栄2-3-1 | コーナン川崎小田栄店2階 |
| 浅田内科・循環器内科 | 川崎市川崎区小田栄2-2-3 | |
| 元木町眼科・内科 | 川崎市川崎区渡田新町2-1-1 | |
| 第一クリニック | 川崎市川崎区渡田新町2-3-5 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 熊谷医院 | 川崎市川崎区小田5-28-15 | |
| 野末整形外科歯科内科 | 川崎市川崎区小田5-1-3 | |
| 柴田医院 | 川崎市川崎区浅田3-10-12 | |
| 京町クリニック | 川崎市川崎区京町1-9-11 | |
| 京町診療所 | 川崎市川崎区京町2-15-6 | 神和ビル |
| 黒坂医院 | 川崎市川崎区京町2-8-17 | |
| 竹内クリニック | 川崎市川崎区京町2-24-4-111 | |
| 飯塚医院 | 川崎市川崎区京町2-14-2 | |
| ヨシムラ耳鼻咽喉科医院 | 川崎市川崎区浜町1-7-6 | |
| 安士医院 | 川崎市川崎区浜町1-22-6 | |
| こうかんクリニック | 川崎市川崎区鋼管通1-2-3 | |
| 日本鋼管病院 | 川崎市川崎区鋼管通1-2-1 | |
| 市電通りごうだクリニック | 川崎市川崎区田島町23-1 | |
| 東扇島診療所 | 川崎市川崎区東扇島78 | |
| 介護老人保健施設千の風・川崎 | 川崎市幸区小向町15-25 | |
| 佐々木内科クリニック | 川崎市幸区小向町3-21 | |
| さいわい整形外科 | 川崎市幸区戸手1-2-1 | みゆきコーポラス1F |
| 橋爪医院 | 川崎市幸区戸手2-3-12 | |
| 田村外科病院 | 川崎市幸区戸手1-9-13 | |
| 関クリニック | 川崎市幸区幸町3-7 | |
| 三條医院 | 川崎市幸区幸町2-697 | |
| ゆみメディカルクリニック | 川崎市幸区中幸町1-18-5-2F | |
| 米田医院 | 川崎市幸区中幸町3-13 | |
| 大野クリニック | 川崎市幸区堀川町580 | ソリッドスクエア西館2F |
| こんどうレディース診療所 | 川崎市幸区大宮町2-8-1A | |
| ミューザ川崎こどもクリニック | 川崎市幸区大宮町1310 | ミューザ川崎2F |
| 横山クリニック | 川崎市幸区大宮町14-4 | 尊昌ビル4F |
| 川崎リウマチ・内科クリニック | 川崎市幸区大宮町1310番地 | ミューザ川崎222区画 |
| 中村クリニック泌尿器科 | 川崎市幸区大宮町1310-2F | |
| いきいきクリニック | 川崎市幸区南幸町2-34-2 | |
| おさないクリニック | 川崎市幸区南幸町2-80 | KS紅屋ビル4F |
| けいクリニック | 川崎市幸区南幸町3-104 | 中川ビル3F |
| ましも内科循環器内科 | 川崎市幸区南幸町2-26-12 | |
| まつくら整形外科 | 川崎市幸区南幸町2-21-7 | |
| 小林クリニック | 川崎市幸区南幸町2-80 | |
| 森田医院 | 川崎市幸区南幸町3-14 | |
| 川崎幸クリニック | 川崎市幸区南幸町1-27-1 | |
| あいホームケアクリニック | 川崎市幸区都町37-10 | 都町ビル1階 |
| 第二川崎幸クリニック | 川崎市幸区都町39-1 | |
| 黒瀬クリニック | 川崎市幸区神明町2-1-1 | |
| 川崎中央クリニック | 川崎市幸区神明町2-68-7 | |
| 鈴木医院 | 川崎市幸区神明町2-14-7 | |
| 植村内科医院 | 川崎市幸区戸手本町1-44-5 | |
| 松葉医院 | 川崎市幸区塚越2-159 | |
| 川崎くらかた胃腸内科 | 川崎市幸区塚越4-314-2 | |
| 田中小児科医院 | 川崎市幸区塚越2-217 | |
| みつや内科診療所 | 川崎市幸区古川町120 | |
| さいわい鹿島田クリニック | 川崎市幸区新塚越201 | ルリエ新川崎 |
| ゆりこどもクリニック | 川崎市幸区新塚越201 | ルリエ新川崎5F |
| まつの内科クリニック | 川崎市幸区新川崎5-2 | シンカモール3F |
| 関口医院 | 川崎市幸区古市場1-21 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 川崎セツルメント診療所 | 川崎市幸区古市場2-67 | |
| 中村整形外科 | 川崎市幸区古市場1-21 | |
| たつのこどもクリニック | 川崎市幸区下平間359 | |
| ナカオカクリニック | 川崎市幸区下平間38 | |
| まつやまクリニック | 川崎市幸区下平間341 | レオナⅢ2F |
| 石永医院 | 川崎市幸区下平間130 | |
| 千梨内科クリニック | 川崎市幸区下平間359 | レオナV201 |
| 南武医院 | 川崎市幸区下平間205 | |
| 横山在宅診療所 | 川崎市幸区下平間23-1 2F | |
| たくま幸クリニック | 川崎市幸区小倉3-28-12 | シャリオ佐野1F |
| パークシティクリニック | 川崎市幸区小倉1-1 | パークシティ新川崎クリニック |
| 栗田病院 | 川崎市幸区小倉2-30-13 | |
| 小倉かとう内科 | 川崎市幸区小倉5-19-23 | クロスガーデン川崎209号 |
| 柁原医院 | 川崎市幸区小倉3-23-4 | |
| 木村整形外科 | 川崎市幸区小倉1-3-14 | |
| いしいアレルギーこどもクリニック | 川崎市幸区南加瀬3-5-3 | トキワクリニックビル4F |
| うちやま南加瀬クリニック　内科・内視鏡内科 | 川崎市幸区南加瀬3-5-3 | トキワクリニックビル2階 |
| かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院 | 川崎市幸区南加瀬3-25-1 | |
| 鎌田医院 | 川崎市幸区南加瀬4-30-2 | |
| 生駒クリニック | 川崎市幸区南加瀬4-27-6 | |
| 川崎南部在宅診療所 | 川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B | |
| 南加瀬しらい整形外科クリニック | 川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F | |
| 南加瀬ファミリークリニック | 川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F | |
| メディ在宅クリニック | 川崎市幸区矢上2-7 | |
| 髙取内科医院 | 川崎市幸区矢上13-6 | |
| スキップこどもアレルギークリニック | 川崎市幸区北加瀬2-11-3 | |
| 高橋クリニック | 川崎市幸区北加瀬2-7-20 | |
| 新川崎むらせ内科循環器内科 | 川崎市幸区北加瀬2-11-3 | |
| はとりクリニック | 川崎市幸区鹿島田1-8-33 | はとりビル3F |
| 鹿島田病院 | 川崎市幸区鹿島田1-21-20 | |
| 新川崎こびきウィメンズクリニック | 川崎市幸区鹿島田1-8-33 | はとりビル2F |
| 新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科 | 川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階 | |
| あむろ内科クリニック | 川崎市中原区上丸子八幡町796 | メゾン吉棟1階 |
| こすぎ駅前クリニック | 川崎市中原区新丸子東2-925 | 白誠ビル1F |
| さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科 | 川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F | |
| サンマルコクリニック | 川崎市中原区新丸子東1-825-7 | 長井ビル2F |
| ヒロクリニック | 川崎市中原区新丸子東1-826 | |
| むさし小杉内科クリニック | 川崎市中原区新丸子東3-1302 | ららテラス武蔵小杉4階 |
| 田中内科クリニック | 川崎市中原区新丸子東1-774 | |
| 渡辺こども診療所 | 川崎市中原区新丸子東1-788 | |
| 武蔵小杉ささもと小児科・アレルギー科 | 川崎市中原区新丸子東3-1302 | ららテラス武蔵小杉4階 |
| 武蔵小杉ハートクリニック | 川崎市中原区新丸子東3-946-3 | MKファーストビル1F |
| 武蔵小杉レディースクリニック | 川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452 | |
| 武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科ｸﾘﾆｯｸ川崎中原院 | 川崎市中原区新丸子東3-1156-2 | Classense武蔵小杉北館2F |
| えじり子供クリニック | 川崎市中原区新丸子町734-1 | |
| かわいクリニック武蔵小杉 | 川崎市中原区新丸子町767-2 | 氏橋ビル3階B区画 |
| 荒田内科クリニック | 川崎市中原区新丸子町747 | グランイーサ新丸子Ⅱ1F |
| 山口外科 | 川崎市中原区新丸子町745-3 | |
| 山出内科 | 川崎市中原区新丸子町727-1 | |
| 新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック | 川崎市中原区新丸子町748 1F | |
| 前田医院 | 川崎市中原区新丸子町765 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| Nao Women's Clinic | 川崎市中原区新丸子町741 | H-moll 1階 |
| 松本クリニック | 川崎市中原区丸子通2-441 | |
| 新丸子ペインクリニック内科 | 川崎市中原区丸子通2-682 | エデフィスAN101号室 |
| こだま診療所 | 川崎市中原区下沼部1886 | セントラルハイツⅠ　101 |
| やまと診療所武蔵小杉 | 川崎市中原区下沼部1760 | カインド玉川3階 |
| わたたに医院 | 川崎市中原区下沼部1747 | |
| 中村医院 | 川崎市中原区下沼部1930-2 | |
| 亀谷クリニック | 川崎市中原区中丸子361 | |
| 平間クリニック内科・泌尿器科 | 川崎市中原区中丸子589-11 | Mメディカルプラザ3F |
| 小杉内科ファミリークリニック | 川崎市中原区中丸子13-21 | LROCKS2F |
| 土井小児科医院 | 川崎市中原区上平間1149-1 | |
| 菊岡内科医院 | 川崎市中原区田尻町35 | |
| 小林医院 | 川崎市中原区北谷町31 | |
| 中橋メディカルクリニック | 川崎市中原区北谷町51-9 | |
| 二宮内科小児科クリニック | 川崎市中原区北谷町693 | |
| キャップスクリニック武蔵小杉 | 川崎市中原区市ノ坪449-3 | シティタワー武蔵小杉1F |
| 内田クリニック | 川崎市中原区市ノ坪223 | スカイ来夢101 |
| 武蔵小杉せのお内科クリニック | 川崎市中原区市ノ坪26 | コウトビル2F |
| もくぼ内科クリニック | 川崎市中原区木月住吉町2-25 | エバビル2 4階 |
| 宇藤内科医院 | 川崎市中原区苅宿24-37 | |
| わかばこどもクリニック | 川崎市中原区西加瀬17-8 | エクセレントビュー元住吉1F |
| 古矢整形外科 | 川崎市中原区西加瀬4-12 | |
| 野口クリニック | 川崎市中原区西加瀬16-10 | |
| はぐくみ母子クリニック元住吉 | 川崎市中原区木月1-24-27-101 | |
| みやぎ内科クリニック | 川崎市中原区木月3-25-10 | |
| もとすみ内科・胃腸内科クリニック | 川崎市中原区木月1-33-15 | 進栄ビル1階 |
| 綾部内科クリニック | 川崎市中原区木月1-23-7 | |
| 宮尾クリニック | 川崎市中原区木月1-6-14 | |
| 元住吉クリニック | 川崎市中原区木月2-12-18 | |
| 元住吉くろさき呼吸器内科クリニック | 川崎市中原区木月1-33-15 | 進栄ビル1F |
| 元住吉駅前こころみクリニック・内科・小児科・耳鼻咽喉科・婦人科 | 川崎市中原区木月1-22-1 | 元住吉プラザビル 2階／3階 |
| 元住吉レディースクリニック | 川崎市中原区木月1-30-17 | |
| 徳植医院 | 川崎市中原区木月1-2-24 | |
| 豊﨑医院 | 川崎市中原区木月1-31-10 | |
| 北村医院 | 川崎市中原区木月2-14-6 | |
| 毛利医院 | 川崎市中原区木月3-5-33 | |
| 久保田クリニック | 川崎市中原区木月祇園町15-1 | |
| 江島整形外科クリニック | 川崎市中原区木月祇園町14-16-115 | |
| 澤口内科クリニック | 川崎市中原区木月祇園町14-16 | グランリビオ元住吉116 |
| 中島クリニック | 川崎市中原区井田中ノ町8-36 | |
| 有田こどもクリニック | 川崎市中原区井田中ノ町33-5 | |
| さかもと内科クリニック | 川崎市中原区井田1-36-3-1F | |
| すずき耳鼻咽喉科クリニック | 川崎市中原区井田1-36-3 | |
| 川崎市立井田病院 | 川崎市中原区井田2-27-1 | |
| 島脳神経外科整形外科医院 | 川崎市中原区井田杉山町29-10 | |
| 中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡ｸﾘﾆｯｸ | 川崎市中原区井田三舞町3-5 | |
| すずむらクリニック | 川崎市中原区下小田中3-31-1 | フェニックスコート1F |
| たかはし内科 | 川崎市中原区下小田中1-3-6 | JOJビル1F |
| なかはら内科クリニック | 川崎市中原区下小田中3-30-3 | |
| はぐくみ母子クリニック | 川崎市中原区下小田中3-33-5 | |
| むさし整形外科 | 川崎市中原区下小田中2-1-31-2F | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 山高クリニック | 川崎市中原区下小田中2-33-39 | |
| 上杉クリニック | 川崎市中原区下小田中1-15-33 | |
| 神保内科クリニック | 川崎市中原区下小田中2-1-31 | |
| 中原こどもクリニック | 川崎市中原区下小田中1-1-6 | |
| 武蔵中原しくらクリニック | 川崎市中原区下新城2-1-38 | |
| 回生医院 | 川崎市中原区新城中町2-10 | |
| 宮崎医院 | 川崎市中原区新城3-13-8 | |
| 京浜総合病院 | 川崎市中原区新城1-2-2 | |
| 春原内科クリニック | 川崎市中原区新城3-2-13 | |
| 大迫内科クリニック | 川崎市中原区新城2-15-2 | |
| 中島こどもと家族のクリニック | 川崎市中原区新城3-5-1 | |
| 新城そよかぜ内科・呼吸器内科 | 川崎市中原区新城5-4-2 | noma4F |
| うちだこどもクリニック | 川崎市中原区上新城2-14-23 | アドヴァンススクエア武蔵新城1F |
| おばな内科クリニック | 川崎市中原区上新城2-4-8 | |
| はる内視鏡クリニック | 川崎市中原区上新城2-11-25-3F | |
| ふじむら耳鼻咽喉科 | 川崎市中原区上新城2-11-29 | 武蔵新城メディカルビル2F |
| やまだ内科クリニック | 川崎市中原区上新城1-2-28-2階 | |
| 新城女性のクリニック | 川崎市中原区上新城2-11-29 | 武蔵新城メディカルビル4F |
| 武蔵新城メディカルクリニック | 川崎市中原区上新城2-3-16 | LAPORTA202 |
| さかね内科クリニック | 川崎市中原区宮内2-12-1 | |
| ハウズクリニック渡辺内科 | 川崎市中原区宮内1-8-3 | |
| おくせ医院 | 川崎市中原区上小田中1-26-1 | ハイムチェリー B101 |
| しまだ小児クリニック | 川崎市中原区上小田中2-42-22 | スターネスト1F |
| だんのうえ眼科クリニック | 川崎市中原区上小田中3-23-34 | メディ中原ビル3F |
| つちや内科・循環器内科 | 川崎市中原区上小田中5-2-7 | |
| はらクリニック | 川崎市中原区上小田中6-26-3-2F | |
| ポプラメディカルクリニック | 川崎市中原区上小田中3-29-2 | ザ・クレストシティパークコート1F |
| 武蔵中原まちいクリニック | 川崎市中原区上小田中6-23-10 | 小川ビル1F |
| コスギコモンズクリニック | 川崎市中原区小杉町2-228-1 W3 | |
| こすぎレディースクリニック | 川崎市中原区小杉町3-1501-1 | セントア武蔵小杉A棟3F |
| こすぎ坂本医院 | 川崎市中原区小杉町3-441-9 | 伊達ビル2階 |
| こすぎクリニック | 川崎市中原区小杉町3-249-2-101 | |
| こすぎ皮ふ科 | 川崎市中原区小杉町3-432 | 尾村ビル1階・2階 |
| さとうクリニック | 川崎市中原区小杉町3-8-6 | プリースト武蔵小杉1F |
| とまり木ウイメンズクリニック　武蔵小杉 | 川崎市中原区小杉町3-441-1 | ベルクレール武蔵小杉2F |
| のなみクリニック | 川崎市中原区小杉町1-547-83 | |
| はなまるクリニック | 川崎市中原区小杉町2-313 | ポン・ルテェール小杉1階 |
| ひまわり小児科 | 川崎市中原区小杉町3-1501-1 | A-303 |
| むらた内科クリニック | 川崎市中原区小杉町3-1501 | セントア武蔵小杉A棟1階 |
| 加藤順クリニック | 川崎市中原区小杉町3-441-1 | エントピア安藤2F |
| 柴﨑整形外科 | 川崎市中原区小杉町1-529-15 | |
| 塚原クリニック | 川崎市中原区小杉町1-529-12 | STEPS-3 |
| 武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科 | 川崎市中原区小杉町2-228-1 | パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト1F |
| 武蔵小杉整形外科 | 川崎市中原区小杉町1-403 | 武蔵小杉タワープレイス2F |
| 武蔵小杉小児科・てんかんクリニック | 川崎市中原区小杉町3-24-10 | KOSUGI iHUG ウェルネスリビング棟1F |
| さかい医院 | 川崎市中原区今井南町9-34 | |
| 岡島クリニック | 川崎市中原区今井南町21-35-102 | |
| 清水医院 | 川崎市中原区今井仲町12-12 | |
| 田口小児科医院 | 川崎市中原区今井仲町10-18 | |
| たむらクリニック | 川崎市中原区今井西町12-14 | |
| 神田クリニック | 川崎市中原区今井上町4-4 | ハルセン武蔵小杉1F |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 小杉外科内科医院 | 川崎市中原区小杉御殿町2-88 | |
| 関東労災病院 | 川崎市中原区木月住吉町1-1 | |
| 日本医科大学武蔵小杉病院 | 川崎市中原区小杉町1-383 | |
| えがおの森こどもアレルギークリニック | 川崎市高津区溝口3-7-11-2F | |
| ひっぽこどもアレルギークリニック | 川崎市高津区溝口5-24-8 | ライフ溝口店2F |
| やぐち耳鼻咽喉科クリニック | 川崎市高津区溝口4-1-17 | SKD高津駅前ビルⅠ 3F |
| 猿谷耳鼻咽喉科医院 | 川崎市高津区溝口3-10-38 | |
| 宮川内科医院 | 川崎市高津区溝口1-6-1 | |
| 溝の口おかもと糖尿病内科 | 川崎市高津区溝口2-14-31 | MSメディカルビル 1F |
| 溝の口クリニック | 川崎市高津区溝口1-12-20 | ウエストキャニオンビルⅡ2F |
| 溝の口脳神経外科クリニック | 川崎市高津区溝口2-14-31-3F | |
| 高津駅前はら内科ハートクリニック | 川崎市高津区溝口3-7-11 3F | |
| 三輪内科おなかクリニック | 川崎市高津区溝口5-24-8 | ライフ溝口店2F |
| 洲之内内科 | 川崎市高津区溝口1-13-16-102 | |
| 住永クリニック | 川崎市高津区溝口2-6-26 | アズマヤ栄橋ビル2F |
| 総合高津中央病院 | 川崎市高津区溝口1-16-7 | |
| 田園二子クリニック | 川崎市高津区溝口2-16-5 | アイピー溝の口ビル2F |
| 優ウィメンズクリニック | 川崎市高津区溝口3-7-1 | フロントビル4F |
| 鈴木医院 | 川崎市高津区溝口2-18-46 | |
| みきレディースクリニック | 川崎市高津区溝口2-10-2 | メディカルモール関口ビル2F |
| おひさまげんきクリニック | 川崎市高津区二子5-2-5 | 第1井上ビル2A |
| ブレストケア高津 | 川崎市高津区二子5-2-1 | 中興2ビル 3階 |
| 窪田医院 | 川崎市高津区二子5-10-1 | |
| 高津内科クリニック | 川崎市高津区二子3-33-20 | |
| 二子クリニック | 川崎市高津区二子1-11-15 | |
| 高橋内科医院 | 川崎市高津区諏訪1-9-1 | 諏訪平壱番館1階 |
| 二子新地ひかりこどもクリニック | 川崎市高津区諏訪1-3-15 | FMフラット1F |
| はっとりファミリークリニック | 川崎市高津区北見方2-16-1 | |
| おかの小児科・アレルギー科 | 川崎市高津区久本3-2-1 | ウェルタワー 1F |
| つるや内科クリニック | 川崎市高津区久本1-6-5 | |
| みぞのくちファミリークリニック | 川崎市高津区久本3-14-1-1F | |
| もぎたて耳鼻咽喉科 | 川崎市高津区久本1-2-5 | 関口第一ビル4階401 |
| レディースクリニック溝の口 | 川崎市高津区久本3-3-3-203 | |
| 溝の口慶友クリニック | 川崎市高津区久本3-1-31 | U-LAND溝ノ口ビル4F |
| 豊田クリニック | 川崎市高津区久本3-2-3 | |
| 廣津医院 | 川崎市高津区久本3-6-1-212 | |
| 溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック | 川崎市高津区久本1-4-12 | Vintage Sakadoya 202 |
| ＫＳＰクリニック | 川崎市高津区坂戸3-2-1 | かながわサイエンスパーク西棟5F |
| 溝の口胃腸科・内科クリニック | 川崎市高津区坂戸1-6-20 | ハイランド・ベイ溝の口1F |
| 坂戸診療所 | 川崎市高津区坂戸1-6-18 | |
| Sunnyこどもクリニック | 川崎市高津区末長1-9-1 | スタイリオ梶が谷モール7F |
| アクアこどもクリニック | 川崎市高津区末長2-10-18 | 光亮第一ビル3F |
| そめや内科クリニック | 川崎市高津区末長1-45-1 | 秋本ビル1階 |
| 梶が谷駅前内科クリニック | 川崎市高津区末長1-9-1 | スタイリオ梶が谷MALL6F |
| 梶ヶ谷クリニック | 川崎市高津区末長1-23-17 | |
| 山本整形外科医院 | 川崎市高津区末長1-8-20 | |
| 福住医院 | 川崎市高津区末長3-12-3 | |
| 新城・新作こどもクリニック | 川崎市高津区新作4-12-6 | FMビル2F |
| 田園都市溝の口つつじ内科クリニック | 川崎市高津区新作3-1-4 | |
| 片倉病院 | 川崎市高津区新作4-11-16 | |
| あおば内科クリニック | 川崎市高津区梶ケ谷6-2-8 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| かたおか小児科クリニック | 川崎市高津区梶ケ谷3-7-28-101 | |
| ハタカズコ婦人クリニック | 川崎市高津区千年新町28-9 | |
| 千年診療所 | 川崎市高津区千年新町29-5 | |
| いずみ泌尿器科皮フ科 | 川崎市高津区千年301-1-203 | |
| 桐村医院 | 川崎市高津区千年200-5 | |
| 千年ファミリークリニック | 川崎市高津区千年637-4 | |
| かわかみ小児科クリニック | 川崎市高津区子母口497-2 | 子母口クリニックモール2F |
| しまむらクリニック | 川崎市高津区子母口497-2 | 子母口クリニックモール1F |
| 山本医院 | 川崎市高津区子母口728-4 | |
| 伊藤医院 | 川崎市高津区久末1894 | |
| 森クリニック | 川崎市高津区久末9-1 | |
| ゆめこどもクリニック | 川崎市高津区東野川2-36-4 | 久末メディカルビレッジB棟2F |
| 大久保クリニック | 川崎市高津区東野川2-36-5 | |
| 田中クリニック | 川崎市高津区東野川2-36-5 | 久末メディカルビレッジA棟1F |
| 福西内科クリニック | 川崎市高津区東野川1-7-9 | メディカルクリア野川2F |
| 野川整形外科 | 川崎市高津区東野川1-7-9-1F | |
| 久地さとう医院 | 川崎市高津区宇奈根637-5 | |
| くじこどもクリニック | 川崎市高津区久地4-24-30 | |
| 久地診療所 | 川崎市高津区久地4-19-8 | |
| 村川内科クリニック | 川崎市高津区久地4-24-5-2F | |
| 内田内科 | 川崎市高津区久地4-24-30 | グリーンスクエア1F |
| はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口 | 川崎市高津区下作延2-2-8 | 溝の口フラワーメディカルモール2F |
| みぞのくちユース&ウィメンズクリニック | 川崎市高津区下作延2-2-8-3F | |
| メディクスクリニック溝の口 | 川崎市高津区下作延5-11-12 | |
| 国島医院 | 川崎市高津区下作延3-22-7 | |
| 長瀬クリニック | 川崎市高津区下作延3-3-10 | スルバリエ梶ヶ谷2F |
| 津田山クリニック | 川崎市高津区下作延6-4-1 | |
| 椿クリニック | 川崎市高津区下作延2-3-38 | TKビル301 |
| 武井クリニック | 川崎市高津区下作延2-7-26 | シティフォーラム溝ノ口101号 |
| 北浜こどもクリニック | 川崎市高津区下作延3-3-10-2F | |
| 木暮クリニック | 川崎市高津区下作延2-4-3-3F | |
| にし医院 | 川崎市高津区上作延1-20-20 | |
| 帝京大学医学部附属溝口病院 | 川崎市高津区二子5-1-1 | |
| 虎の門病院分院 | 川崎市高津区梶ケ谷1-3-1 | |
| ありま眼科 | 川崎市宮前区東有馬5-23-22 | |
| きたじま内科・脳神経クリニック | 川崎市宮前区東有馬5-1-2 | メディカルプラザD東有馬1F |
| 森島小児科内科クリニック | 川崎市宮前区東有馬3-15-10 | |
| 菅野耳鼻咽喉科 | 川崎市宮前区東有馬3-5-29 | KUMANOビル1F |
| 本村医院 | 川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F | |
| さがらクリニック | 川崎市宮前区有馬5-19-7-201 | |
| ななないろこどもとアレルギーのクリニック | 川崎市宮前区有馬5-17-21 | |
| 鷺沼診療所 | 川崎市宮前区有馬1-22-16 | |
| 有馬病院 | 川崎市宮前区有馬3-10-7 | |
| キッズクリニック鷺沼 | 川崎市宮前区鷺沼1-18-10 | フレンド・ベース3F |
| こにしクリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-3-13 | 鷺沼東急アパート1F |
| さぎぬま一丁目クリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-24-4 | ライズモール鷺沼1階 |
| さぎぬま公園クリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-18-1 | プレール鷺沼ヴェルエスタ203 |
| 丸田クリニック | 川崎市宮前区鷺沼3-4-5 | |
| 原クリニック | 川崎市宮前区鷺沼4-10-5 | |
| 鷺沼産婦人科 | 川崎市宮前区鷺沼3-5-17 | |
| 鷺沼人工腎臓石川クリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-10-3 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 山口整形外科 | 川崎市宮前区鷺沼1-18-10 | フレンドベース4階 |
| 春待坂ハートクリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-18-10 | |
| 田園都市クリニック | 川崎市宮前区鷺沼1-22-7 | |
| 本田医院 | 川崎市宮前区鷺沼1-10-11 | |
| さぎぬま高橋内科クリニック | 川崎市宮前区土橋3-3-1 | ドゥ－エ・アコルデ204 |
| すずか小児科・皮ふ科クリニック | 川崎市宮前区土橋1-21-11 | ビル・ベルディア2F |
| みよしこどもクリニック | 川崎市宮前区土橋6-15-1 | 宮前平パームハウスB-115 |
| むとう小児科クリニック | 川崎市宮前区土橋3-2-17 | |
| やがわ内科・消化器内科 | 川崎市宮前区土橋1-21-11 | ビルベルディア1F |
| 河野医院 | 川崎市宮前区土橋3-3-4 | |
| 宮前平医院 | 川崎市宮前区土橋2-1-30 | |
| K-クリニック | 川崎市宮前区宮前平2-1-6 | |
| クリニックのびのびキッズピア | 川崎市宮前区宮前平2-15-3 | ダイチビル2F |
| たかの循環器内科クリニック | 川崎市宮前区宮前平3-2-1 | |
| 宮前平第２クリニック | 川崎市宮前区宮前平2-5-16 | ネバーランド3F |
| 宮前平内科クリニック | 川崎市宮前区宮前平2-15-2 | |
| 根岸耳鼻咽喉科医院 | 川崎市宮前区宮前平2-1-5 | |
| 三倉医院 | 川崎市宮前区宮前平2-15-15 | |
| 神奈川ひまわりクリニック | 川崎市宮前区宮前平3-3-26 | |
| 川本整形外科 | 川崎市宮前区宮前平2-1-3 | |
| 福島内科医院 | 川崎市宮前区宮前平2-19-9 | |
| あると内科クリニック | 川崎市宮前区小台1-20-2 | リバーレ鷺沼201 |
| いろどりレディースクリニック宮前平 | 川崎市宮前区小台2-5-1-303 | |
| 菊岡医院 | 川崎市宮前区小台2-22-7 | |
| 宮前平すがのクリニック | 川崎市宮前区小台2-6-6 | 宮前平メディカルモール3F |
| 宮前平健栄クリニック | 川崎市宮前区小台2-5-2 | 宮前平ハイツ2F |
| 鷺沼透光診療所 | 川崎市宮前区小台1-20-1 | アン・ビジネスパーク6階 |
| 川崎ヒューマンクリニック | 川崎市宮前区小台1-17-3-101 | |
| 川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック | 川崎市宮前区小台2-5-1 | ティモネ宮前平301 |
| 東方医院 | 川崎市宮前区小台2-6-2 | ラポール宮前平3F |
| たかはしメモリークリニック | 川崎市宮前区犬蔵2-7-1 | |
| 清水台はっとり内科・消化器内科クリニック | 川崎市宮前区犬蔵3-9-12　1F | |
| 北部市場クリニック | 川崎市宮前区水沢1-1-1 | 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内 |
| かわさき記念病院 | 川崎市宮前区潮見台20-1 | |
| 潮見台植木クリニック | 川崎市宮前区潮見台6-7-103 | |
| あおやぎ内科循環器クリニック | 川崎市宮前区菅生2-1-9 | |
| ゆりかごクリニック | 川崎市宮前区菅生1-2-20 | イズミール103号 |
| いしだ内科外科クリニック | 川崎市宮前区平4-4-1 | |
| おおたけファミリークリニック | 川崎市宮前区平1-1-4 | 平橋クリニックガーデン2F |
| 鎌田クリニック | 川崎市宮前区平2-11-3 | YOUビル1F |
| 宮前平グリーンハイツ診療所 | 川崎市宮前区けやき平1-16-209 | |
| みやびクリニック | 川崎市宮前区南平台3-17 | |
| 鎌田クリニック南平台 | 川崎市宮前区南平台3-30 | |
| 山本内科クリニック | 川崎市宮前区白幡台1-9-10 | |
| 小林外科胃腸科 | 川崎市宮前区神木本町2-2-17 | |
| くりう内科クリニック | 川崎市宮前区神木2-2-1 | |
| いのうえクリニック | 川崎市宮前区宮崎5-14-2 | |
| さくら坂やまだ耳鼻咽喉科 | 川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F | |
| たかはしクリニック | 川崎市宮前区宮崎2-13-1 | ドンジョン宮崎台1F |
| ニコットこどもクリニック | 川崎市宮前区宮崎2-9-3 | メゾン・ド・バッハ1階 |
| ふたば内科眼科糖尿病クリニック | 川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| もぎ循環器科内科医院 | 川崎市宮前区宮崎5-14-19 | |
| 宮崎台クリニック | 川崎市宮前区宮崎3-14-23 | |
| 宮崎台耳鼻咽喉科 | 川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F | |
| 宮前つばさクリニック | 川崎市宮前区宮崎6-9-5 | |
| みやまえファミリークリニック | 川崎市宮前区馬絹4-4-13 | |
| 小野田医院 | 川崎市宮前区馬絹6-22-14 | |
| 川原小児科 | 川崎市宮前区馬絹1-1-41 | |
| 大野医院 | 川崎市宮前区馬絹3-8-34 | |
| きりはら内科消化器クリニック | 川崎市宮前区馬絹4-8-43 | プレジオ宮崎台1階 |
| 好生堂医院 | 川崎市宮前区野川本町2-2-10 | |
| 馬目整形外科・内科クリニック | 川崎市宮前区野川本町1-3-1 | |
| 佐治医院 | 川崎市宮前区南野川3-6-2 | |
| 風の道クリニック | 川崎市宮前区野川台3-7-1 | |
| 野川クリニック | 川崎市宮前区野川台1-21-15 | |
| こども元気！内科クリニック | 川崎市宮前区西野川1-4-17 | |
| 村上循環器科内科皮膚科 | 川崎市宮前区西野川1-4-16 | 野川メディカルセンター 2F |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 川崎市宮前区菅生2-16-1 | |
| コハル内科 | 川崎市多摩区菅4-1-1 | コントライ101号 |
| てづか内科・循環器クリニック | 川崎市多摩区菅1-5-12-1A | |
| まつもと小児クリニック | 川崎市多摩区菅1-2-31-201 | |
| 稲田堤メディカルクリニック | 川崎市多摩区菅2-15-5 | |
| 関口内科医院 | 川崎市多摩区菅2-8-27 | 第一平山ビル1階 |
| 清水小児科クリニック | 川崎市多摩区菅6-13-20 | |
| 西村クリニック | 川崎市多摩区菅2-4-2 | サニーサイド202 |
| 稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック | 川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201 | |
| 前原医院 | 川崎市多摩区菅馬場1-1-27 | |
| あいクリニック産婦人科・小児科 | 川崎市多摩区菅仙谷4-1-5 | |
| ことぶきクリニック | 川崎市多摩区菅仙谷4-1-5 | |
| つじ内科クリニック | 川崎市多摩区菅仙谷4-1-5 | |
| 大倉消化器科外科クリニック | 川崎市多摩区菅仙谷4-1-5 | |
| みやもと訪問クリニック | 川崎市多摩区菅北浦2-17-15 | マスダエレメントビル3階 |
| 稲田小児科医院 | 川崎市多摩区菅北浦2-2-24 | |
| 稲田登戸クリニック | 川崎市多摩区菅北浦4-3-1 | オークヒルズ101号 |
| 土井医院 | 川崎市多摩区菅北浦4-11-25 | |
| 多摩クリニック | 川崎市多摩区布田2-24 | |
| 池田小児科医院 | 川崎市多摩区中野島3-15-15 | |
| 中野島たきぐち耳鼻咽喉科 | 川崎市多摩区中野島3-13-8 | 中野島駅前メディカルヴィレッジA101 |
| 中野島小児科クリニック | 川崎市多摩区中野島6-22-9 | |
| 中野島診療所 | 川崎市多摩区中野島4-9-1 | |
| 中野島糖尿病クリニック | 川崎市多摩区中野島3-13-8 | 中野島駅前メディカルヴィレッジA　2F |
| 中野島北口コガワクリニック | 川崎市多摩区中野島6-26-2-2F | |
| 藤田クリニック | 川崎市多摩区中野島3-14-37 | |
| 牧野クリニック | 川崎市多摩区中野島3-27-34 | バードタウン7番館1F |
| やまもとクリニック | 川崎市多摩区登戸新町404 | |
| 多摩ファミリークリニック | 川崎市多摩区登戸新町337 | エニービル1F |
| 中村医院 | 川崎市多摩区登戸新町358-1 | |
| 登戸内科・脳神経クリニック | 川崎市多摩区登戸新町434 | |
| 鈴木内科医院 | 川崎市多摩区登戸新町188 | |
| clinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科 | 川崎市多摩区登戸1927-1 | アリスティオ1F |
| あかりクリニック | 川崎市多摩区登戸2066-1 101 | |
| あさい内科医院 | 川崎市多摩区登戸538 | |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| えがわ療育クリニック | 川崎市多摩区登戸2256-1F | |
| こう内科クリニック | 川崎市多摩区登戸2766-5 | SKビル101 |
| ささき腎泌尿器クリニック | 川崎市多摩区登戸2566-1 | GranSoleil登戸301 |
| すずき内科クリニック | 川崎市多摩区登戸2130-2 | アトラスタワー向ヶ丘遊園208 |
| すばる診療所 | 川崎市多摩区登戸598-2 | |
| たけもとレディースクリニック | 川崎市多摩区登戸2566-1 | グランソレイユ登戸302号室 |
| たけやま呼吸器・内科クリニック | 川崎市多摩区登戸2427-5 | メディカルプレイスタナカ3F |
| たまこどもクリニック | 川崎市多摩区登戸2948-6 | |
| たまふれあいクリニック | 川崎市多摩区登戸1763 | ライフガーデン向ヶ丘2階 |
| なかむらこどもクリニック | 川崎市多摩区登戸2428 | Noborito Gate Building 401 |
| のぼりとキッズクリニック | 川崎市多摩区登戸2565-1 | |
| ベルズレディースクリニック | 川崎市多摩区登戸3351-203 | |
| 岡野内科医院 | 川崎市多摩区登戸1737 | ハーベストヒル1F |
| 公文内科クリニック | 川崎市多摩区登戸1792-2 | アムクレスト向ヶ丘1階 |
| 向ヶ丘胃腸・肛門クリニック | 川崎市多摩区登戸2662-1 | プラザ向ヶ丘遊園3F |
| 向ヶ丘久保田内科 | 川崎市多摩区登戸2708-1 | YMビル3F･4F |
| 桜クリニック | 川崎市多摩区登戸3292 | グランシャリオ1F |
| 多摩脳神経外科 | 川崎市多摩区登戸1654 | エス･オービル |
| 登戸クリニック | 川崎市多摩区登戸2566-1 | GranSoleil登戸101, 201号室 |
| 登戸なかたに消化器・糖尿病内科 | 川崎市多摩区登戸2565-1 | イル・マーレ2F |
| 登戸ハナミズキ内科 | 川崎市多摩区登戸2428 | Noborito Gate Building4F |
| 登戸プライマリ・ケアクリニック | 川崎市多摩区登戸2498 | ウインドワード登戸601号室 |
| 豊田クリニック | 川崎市多摩区登戸3200 | |
| 向ヶ丘たけもとレディースクリニック | 川崎市多摩区登戸2088 | 第7井出ビル4階 |
| ゆきぼしクリニック | 川崎市多摩区登戸2777 | N100ビル302号室 |
| コクボ診療所 | 川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F | |
| 久保田診療所 | 川崎市多摩区宿河原4-21-23 | |
| 石原内科医院 | 川崎市多摩区宿河原3-10-3 | |
| 本橋内科クリニック | 川崎市多摩区宿河原3-1-6 | |
| 高橋クリニック | 川崎市多摩区堰3-5-14 | |
| かえでファミリークリニック | 川崎市多摩区長尾5-2-2-101 | |
| 西根医院 | 川崎市多摩区枡形1-8-38 | |
| 在宅療養支援ｸﾘﾆｯｸ かえでの風 たま・かわさき | 川崎市多摩区三田1-8-9 | グレイスイヅミ106号室 |
| 黒須内科クリニック | 川崎市多摩区長沢4-2-9 | グリーンヴァレー松澤207 |
| 五十嵐レディースクリニック | 川崎市多摩区南生田4-6-6 | 南生田医療モール1F |
| 須田メディカルクリニック | 川崎市多摩区南生田4-20-2 | |
| 大森医院 | 川崎市多摩区南生田7-20-21 | |
| 土屋医院 | 川崎市多摩区南生田1-12-2 | |
| 南生田クリニック | 川崎市多摩区南生田4-11-8 | |
| 南生田レディースクリニック | 川崎市多摩区南生田7-20-21 | |
| 岸内科胃腸科医院 | 川崎市多摩区西生田2-2-5 | |
| 原田内科クリニック | 川崎市多摩区西生田4-16-24 | |
| 水上内科医院 | 川崎市多摩区西生田3-9-26 | ミノルビル2F |
| 生田病院 | 川崎市多摩区西生田5-24-1 | |
| 読売ランド前すわクリニック | 川崎市多摩区西生田1-8-1-102 | |
| 中村クリニック | 川崎市多摩区生田6-6-5 | カーサピノ1F |
| 石田整形外科 | 川崎市多摩区栗谷3-1-6 | |
| 渡辺小児科医院 | 川崎市多摩区栗谷3-1-1-207 | |
| 川崎市立多摩病院 | 川崎市多摩区宿河原1-30-37 | |
| 百合が丘すみれクリニック | 川崎市麻生区細山2-8-2 | |
| あさおクリニック | 川崎市麻生区万福寺1-8-10 | 第一優ビル |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| さくらクリニック | 川崎市麻生区万福寺3-2-1 | |
| にじいろ子どもクリニック | 川崎市麻生区万福寺1-1-2 | シティモール4F |
| ひらやま耳鼻咽喉科クリニック | 川崎市麻生区万福寺6-7-2 | メディカルモリノビル2階 |
| 光中央診療所 | 川崎市麻生区万福寺1-8-7 | パストラル新百合丘1-103 |
| 新ゆりクリニック | 川崎市麻生区万福寺1-8-7 | |
| 新ゆり山手通りこどもクリニック | 川崎市麻生区万福寺6-7-2 | メディカルモリノビル2階 |
| 新百合山手福本内科 | 川崎市麻生区万福寺6-7-2 | メディカルモリノビル206 |
| 池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科 | 川崎市麻生区万福寺1-1-2 | シティーモール4階405区画 |
| おばた小児クリニック | 川崎市麻生区千代ケ丘4-18-12 | スカイプラザ1-A・B |
| リスホームケアクリニック | 川崎市麻生区千代ケ丘5-7-1 | ヴェルシャンブル204 |
| 嶋崎内科医院 | 川崎市麻生区千代ケ丘8-1-1 | |
| いしだクリニック | 川崎市麻生区百合丘2-7-1 | |
| しもやまこどもクリニック | 川崎市麻生区百合丘1-5-4 | 米山ビル1F |
| ふるたクリニック | 川崎市麻生区百合丘1-19-2 | |
| 吉松クリニック | 川崎市麻生区百合丘1-16-2-301 | |
| 耳鼻咽喉科よしだクリニック | 川崎市麻生区百合丘1-2-1-201 | |
| 百合ヶ丘駅前クリニック | 川崎市麻生区百合丘1-2-1 | |
| 百合ヶ丘水野クリニック | 川崎市麻生区百合丘1-16-22 | |
| 百合丘外科産婦人科 | 川崎市麻生区百合丘1-14-6 | |
| 林整形外科 | 川崎市麻生区百合丘1-5-19 | |
| みねき内科クリニック | 川崎市麻生区東百合丘2-29-10 | |
| たま日吉台病院 | 川崎市麻生区王禅寺1105 | |
| 川崎みどりの病院 | 川崎市麻生区王禅寺1142 | |
| 玉川内科クリニック | 川崎市麻生区白山4-1-1 | |
| あさお・百合クリニック | 川崎市麻生区虹ケ丘1-10-1 | |
| ごみぶちクリニック | 川崎市麻生区王禅寺西5-1-30 | 1B |
| 王禅寺公園クリニック | 川崎市麻生区王禅寺西3-27-7 | |
| 新ゆり内科 | 川崎市麻生区王禅寺西4-3-8 | |
| 米田胃腸科外科 | 川崎市麻生区王禅寺西1-24-1 | |
| ミオ医院 | 川崎市麻生区王禅寺東5-1-5 | |
| 岡崎医院 | 川崎市麻生区王禅寺東2-13-1 | |
| 藤木内科医院 | 川崎市麻生区王禅寺東1-9-3 | |
| 堀野メディカルクリニック | 川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 | 王禅寺メディカル1F |
| あさお診療所 | 川崎市麻生区上麻生2-1-10 | |
| おおたクリニック | 川崎市麻生区上麻生6-31-1 | ドウェルイナリヤマ1F |
| かきお駅前さいとうクリニック | 川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F | |
| クロキ形成外科クリニック | 川崎市麻生区上麻生1-9-10 | |
| しんゆり脳神経外科クリニック | 川崎市麻生区上麻生4-35-5 | |
| たくこどもクリニック | 川崎市麻生区上麻生5-6-18-201 | |
| ともクリニック | 川崎市麻生区上麻生5-6-8 | |
| にもり内科クリニック | 川崎市麻生区上麻生6-29-36 | |
| みぞぶちクリニック | 川崎市麻生区上麻生6-9-2 | ピアシティ晃和1F |
| ユミカ内科小児科ファミリークリニック | 川崎市麻生区上麻生5-40-1 | |
| 芥川バースクリニック | 川崎市麻生区上麻生5-47-1 | |
| 柿生すずき内科循環器内科 | 川崎市麻生区上麻生5-23-6 | |
| 柿生記念病院 | 川崎市麻生区上麻生6-28-20 | |
| 柿生内科クリニック | 川崎市麻生区上麻生5-38-10 | |
| 小林内科医院 | 川崎市麻生区上麻生1-9-10 | |
| 上麻生内科 | 川崎市麻生区上麻生2-11-21 | |
| 新ゆり武内クリニック | 川崎市麻生区上麻生1-3-5 | ドレイクビル5F |
| 新百合ヶ丘ステーションクリニック | 川崎市麻生区上麻生1-20-1 | 小田急アコルデ新百合ヶ丘5F |

| 医療機関名 | 住所 | |
|---|---|---|
| 新百合ヶ丘石田クリニック | 川崎市麻生区上麻生1-5-2 | 小田急新百合ヶ丘ビル4F |
| 渡辺クリニック | 川崎市麻生区上麻生7-22-11 | |
| 渡辺内科消化器科医院 | 川崎市麻生区上麻生4-34-5 | |
| 麻生リハビリ総合病院 | 川崎市麻生区上麻生6-23-50 | |
| 麻生総合病院 | 川崎市麻生区上麻生6-25-1 | |
| キウイファミリークリニック | 川崎市麻生区下麻生3-23-28 | |
| だるま内科・内視鏡クリニック | 川崎市麻生区下麻生2-3-7 | |
| 川崎田園都市病院 | 川崎市麻生区片平1782 | |
| すこやかこどもクリニック | 川崎市麻生区白鳥3-5-2 | ガーデンヒルズ白鳥1階 |
| 井上医院 | 川崎市麻生区白鳥3-6-12 | |
| きむら内科クリニック | 川崎市麻生区五力田2-14-6 | |
| 新百合ヶ丘総合病院 | 川崎市麻生区古沢都古255 | |
| 新百合ヶ丘龍クリニック | 川崎市麻生区古沢7 | |
| 池内クリニック | 川崎市麻生区栗平2-1-6 | 小田急マルシェ栗平1F |
| 栗木台かわぐちクリニック | 川崎市麻生区栗木台1-2-3 | |
| いばらきレディースクリニック | 川崎市麻生区はるひ野4-4-1 | はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F |
| ニコニコこどもクリニック | 川崎市麻生区はるひ野4-4-1 | はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F |
| はるひ野内科クリニック | 川崎市麻生区はるひ野4-4-1 | はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F |

**川崎市告示第480号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和６年10月24日から令和６年11月８日まで一般の縦覧に供します。

令和６年10月24日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

| 旧・新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員（m） | 延長（m） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 旧 | 下野毛第16号線 | 川崎市高津区下野毛１丁目1153番６先<br>川崎市高津区下野毛１丁目1151番１先 | 2.73 | 20.41 | |
| 新 | 下野毛第16号線 | 川崎市高津区下野毛１丁目1153番６先<br>川崎市高津区下野毛１丁目1151番１先 | 3.36 | 20.41 | |

**川崎市告示第481号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和６年10月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和６年10月24日から令和６年11月８日まで一般の縦覧に供します。

令和６年10月24日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|---|---|---|
| 下野毛第16号線 | 川崎市高津区下野毛１丁目1153番６先<br>川崎市高津区下野毛１丁目1151番１先 | |

**川崎市告示第482号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の３第１号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

**川崎市告示第483号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の３第１号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

**川崎市告示第484号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第485号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第486号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　名称

昭和町内会

２　規約に定める目的

この会は、住民相互の連絡、環境の整備、町内会館の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

３　区域

川崎市川崎区昭和１丁目及び２丁目を区域する。

４　主たる事務所の所在地

川崎市川崎区昭和１丁目１番５号

５　代表者の氏名及び住所

山口　保

川崎市川崎区昭和２丁目２番９号

６　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

７　代理人の有無

なし

８　規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

９　認可年月日

令和６年10月24日

---

**川崎市告示第487号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第51条第１項の規定により指定介護機関の辞退による廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の３第３号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第488号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第489号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第490号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

---

**川崎市告示第491号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第４号。以下「条例」という。）第10条第２項、第11条第２項及び第３項並びに第27条第２項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第１項（第27条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和６年10月29日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

２　保管期間

当該告示をした日から起算して１箇月間

３　引取りの方法

⑴　引取りの場所

別紙記載の保管場所

⑵　引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後７時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後５時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

⑶　引取りに要する費用

自転車　2,500円

原動機付自転車　5,000円

自動二輪車　10,000円

⑷　持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

４　その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（様式２及び様式３省略）

---

**川崎市告示第492号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和６年10月29日から令和６年11月13日まで一般の縦覧に供します。

令和６年10月29日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

| 旧・新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員（m） | 延長（m） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 旧 | 黒川第10号線 | 川崎市麻生区黒川631番３<br>川崎市麻生区黒川633番３ | 2.12 | 1.26 | |
| 新 | 黒川第10号線 | 川崎市麻生区黒川631番３<br>川崎市麻生区黒川633番３ | 3.06 | 1.26 | |

## 税　告　示

**川崎市税告示第７号**

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の６第３項の申出により、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条第４項の規定により告示します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 特定非営利活動法人川崎市サッカー協会（川崎市中原区小杉町１丁目526番地23武蔵小杉マンション104） | 左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金 | 令和元年６月13日から令和６年６月12日まで |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 特定非営利活動法人川崎市サッカー協会（川崎市中原区小杉町１丁目526番地23武蔵小杉マンション104） | 左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金 | 令和６年６月13日から令和11年６月12日まで |

」

に改める。

---

**川崎市税告示第８号**

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の５第１項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定によ

る寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、令和６年１月１日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の６第２項の規定により告示します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

表中に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 社会福祉法人　厚生館福祉会<br>（川崎市多摩区菅稲田堤１－10－５） | 左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金 |

## 公　　告

**川崎市公告第1391号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月16日

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 今井小学校直結給水化改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区今井西町３番18号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　管工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「管」）を配置できること。<br>⑽　「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 菅生中学校受変電設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区菅生２丁目10番１号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年10月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 鷺沼小学校校舎解体その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区鷺沼２丁目１番地 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年６月30日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムに | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | よる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎駅西口ミューザデッキ照明設備取替その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区堀川町72－２番地先他１箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「Ｂ」で | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | 登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月13日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 東扇島外貿４号・７号荷さばき照明設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区東扇島32番地３ |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「A」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満と | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | なった場合は専任を要しません。<br>　なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月20日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生区役所非常用発電設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区万福寺１丁目５番１号 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年10月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>　ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>　また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>　ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>　本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>　なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |

| | |
|---|---|
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件７）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎港海底トンネル消火配管改修その２工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月20日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |

| | |
|---|---|
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件８）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道宮前平13号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区宮前平３丁目６番先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年10月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。<br>⑴　開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。<br>⑵　積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。<br>ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。<br>⑶　上記⑵にかかわらず、有効札が５者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第３条及び第４条を御覧ください。<br><br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件９）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 中原区内自転車通行環境整備工事 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行場所 | 川崎市中原区役所道路公園センター管内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示等」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年10月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件10）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 平瀬川支川護岸改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区長沢２丁目７番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年７月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ａ」又は「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑻　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月13日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件11）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道駅前本町22号線道路補修（ショッピングモール）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区駅前本町３番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年10月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |

| | |
|---|---|
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件12）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎区内県道主要地方道川崎府中道路改良（その３）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区駅前本町７番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和８年３月31日まで |
| 参加資格 | 本工事の入札は、混合入札により執行します。<br>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）又は単体企業でなければなりません。<br>ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　特定ＪＶの資格条件<br>ア　全ての構成員に必要な条件<br>(ｱ) 川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>(ｲ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>(ｳ) 次のａからｃのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ａ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>ｂ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ｃ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ａ以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>(ｴ) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>(ｵ) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>(ｶ)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>(ｷ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>(ｸ) 本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>イ　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>(ｱ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>(ｲ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>ウ　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>(ｱ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>(ｲ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>⑵　単体企業の資格条件<br>上記⑴ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記⑴イ「特定ＪＶの代表者に必要な条件」を全て満 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | たしていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、⑴イ（ｱ）については一般建設業の許可でも可とし、⑴イ（ｲ）については主任技術者でも可とします。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月12日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件13）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道五所塚３号線道路防護（法面）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区五所塚１丁目５番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |

| | |
|---|---|
| 入札日時等 | 令和６年11月12日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件14）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 登戸２号街区公園整備工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区登戸2202－１ |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月12日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |

| | |
|---|---|
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件15）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 生田榎戸特別緑地保全地区斜面安定整備（その３）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区枡形４丁目地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月12日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件16）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道二子21号線路肩カラー舗装設置工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区二子１丁目10番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年10月31日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件17）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 普通河川早野川護岸天端補強（管理用通路舗装）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区早野64番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｃ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑻　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年10月31日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。<br>⑴　開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。<br>⑵　積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。<br>ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。<br>⑶　上記⑵にかかわらず、有効札が５者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第３条及び第４条を御覧ください。<br><br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

---

**川崎市公告第1392号**

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件　名

令和６年度「かわさき共生＊共育プログラム」効果測定アンケート集計にかかる業務委託

⑵　履行場所

川崎市教育委員会事務局　教育政策室

⑶　履行期間

令和６年11月11日から令和７年１月20日まで

⑷　委託概要

「かわさき共生＊共育プログラム」の効果測定アンケートは、川崎市独自のアセスメントツールで、子どもにアンケート調査を実施し、子どもの個人の傾向や、集団の人間関係を数値化して示し、市の標準偏差値と比較するなどして状態や変容をとらえることができるものです。

現在本市では、18校（約１万人）の「かわさき共生＊共育プログラムの研究協力校」を設置し、効果測定アンケートを集約することで児童生徒の実態把握に努めています。今後もアンケートの信頼性を担保しつつ、より正確な児童生徒の実態把握に努めるため、各校の結果を集約することが必要なことから、本件は各研究協力校の効果測定の結果を、全市、校種別、学年別、地区別に集計し、効果測定の妥当性の検証や、市内児童生徒の傾向の分析等に活用することを目的に委託するものです。

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　入札期日において、令和５・６年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「電算関連業務」に登載されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。

⑷　本市又は他の官公庁において過去３年以内に類似の契約実績を有すること。

３　一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

⑴　一般競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１川崎市役所３庁舎５階

川崎市教育委員会事務局教育政策室

電話　044－200－3068

⑵　配布及び提出期間

令和６年10月18日㈮から令和６年10月25日㈮までの下記の時間

午前９時～正午及び午後１時～５時（土・日を除く。）

⑶　提出方法

持参に限ります。申込書、仕様書及び質問書等は、川崎市ホームページ（教育委員会）からダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、上記３⑵の期間に、上記３⑴の場所で配布します。

4　一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年10月28日㈪までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和６年10月28日㈪の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く）に、上記３⑴にて、書類を交付します。

5　仕様・入札に関する問い合わせ先

⑴　問い合わせ場所　上記３⑴と同じ。

⑵　問い合わせ期間

令和６年10月18日㈮から令和６年10月25日㈮までの下記の時間

午前９時～正午及び午後１時～５時（土・日を除く。）

⑶　問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するＦＡＸまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際は、併せて３⑴まで電話連絡してください。

⑷　回答方法

質問があった場合の回答は、令和６年10月29日㈫までに、参加全社あてに、ＦＡＸまたは電子メールにて送付します。

6　競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ　代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ　入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ　入札金額は、入札書に記載してください。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和６年11月６日㈬午前９時30分

イ　入札場所　川崎市役所３庁舎５階

教育委員会室

⑶　入札保証金

免除

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

8　契約の手続き

⑴　契約保証金

免除

⑵　契約書の作成

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

**川崎市公告第1393号**

入　　札　　公　　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

タブレット端末等の賃貸借及びモバイル回線に関する契約

⑵　履行場所

各区役所・支所及びマイナンバーカードセンター

⑶　履行期間

令和６年12月１日から令和11年11月30日まで

⑷　調達概要

タブレット端末等の賃貸借及び
モバイル回線の契約及び保守
詳細は仕様書によります。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第２条に規定する資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　入札期日において、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登載されていること。

⑷　本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁において過去に類似した契約実績があること。

⑸　この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実かつ速やかに納入できること。

⑹　この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3　競争入札参加申込書、配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒213－0012
川崎市高津区坂戸３－２－１
ＫＳＰ西棟404号室
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
(マイナンバーカードセンター)
担当：河村
電話：044－861－3281（直通）

⑵　配布・提出期間

令和６年10月18日㈮から令和６年10月25日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

⑶　提出物

ア　競争入札参加申込書

イ　２⑷について、契約内容を確認できる契約書等の写し（履行中の契約でも可）

⑷　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残るもので送付するものとし、令和６年10月25日㈮午後４時までの必着とします。）

⑸　その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4　入札説明会及び仕様書等の交付

⑴　入札説明会

実施しません。

⑵　仕様書等の交付

競争入札参加申込書、仕様書、質問書、委任状は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「その他各局発注の入札情報等」）からダウンロードすることができます。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和６年10月29日㈫　午後５時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信します。

⑵　場所

「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6　仕様に関する問合せ

仕様書等の内容に関し、次のとおり質問をすることができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

⑴　問合せ先

上記３⑴に同じ。

⑵　問合せ期間

令和６年10月29日㈫から令和６年10月31日㈭午後４時まで

⑶　問合せの様式

４⑵交付時に配布する「質問書」にて受け付けます。

⑷　質問受付方法

電子メールまたはＦＡＸに限ります。

なお、送信後は必ず質問書を送信した旨を上記３⑴まで電話で御連絡ください（午前９時から午後５

時まで。正午から午後１時までを除く）
ア　電子メール：25koseki@city.kawasaki.jp
イ　ＦＡＸ：044－822－1255
⑸　回答方法
ア　回答日：令和６年11月５日㈫午後５時まで
イ　回答方法：回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はＦＡＸにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7　競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
⑴　２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等
⑴　入札方法
入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　日時：令和６年11月14日㈭午前10時
イ　場所：川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎21階市民文化局会議室
⑶　入札保証金
免除とします。
⑷　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。
⑸　入札書の記載金額
機器等の調達及び保守業務に係る費用を含む60か月のリース費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。
⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
⑺　再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
⑻　入札・開札に立ち会う者に関する事項
入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。８⑵イ（入札・開札の場所）に入場するときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示及び名刺の提出が必要となりますので、必ず持参してください。
なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

9　契約手続等
⑴　契約保証金
免除とします。
⑵　契約書の作成
要
⑶　契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき
（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」から閲覧できます。

10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
⑶　本書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
⑷　本件契約は、川崎市契約条例第６条第１号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することできます。
前記を理由に発注者が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

---

**川崎市公告第1394号**

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和６年10月18日
川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 道水路台帳平面図数値化測量委託 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行場所 | 川崎市多摩区菅馬場３丁目２番ほか |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 道路施設台帳改定業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市管内 |
| | 履行期間 | 令和７年３月14日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「地図調製」で登録されている者。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生区内主要地方道世田谷町田（万福寺４丁目）交差点改良解析業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区万福寺４丁目２番地先 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鉄道部門」で登録されている者。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑷　次の要件を満たす者を配置できること。<br>ア　管理技術者は、技術士（建設部門：鉄道）又はＲＣＣＭ（鉄道部門）かつ技術士（建設部門：土質及び基礎）又はＲＣＣＭ（土質及び基礎部門）の資格を有する者（資格を有する者は、同一でなくても可）<br>イ　照査技術者は、技術士（建設部門：鉄道）又はＲＣＣＭ（鉄道部門）の資格を有する者 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 生田緑地東生田２丁目擁壁改修設計業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区東生田２丁目７ |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「造園部門」で登録されている者。<br>⑷　次の要件を満たす者を配置できること。<br>ア　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：道路）又は技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する者<br>なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。<br>イ　測量従事者のうち、主任技術者は測量士、技術者は測量士又は測量士補の資格を有する者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 東扇島28号岸壁ほか補修設計委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区東扇島地先 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。<br>⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）又はＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 多摩区保育・子育て総合支援センター新築家屋事後調査業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区生田２丁目14番５号 |
| | 履行期間 | 令和７年２月14日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月19日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市公告第1395号**

令和６年10月18日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長　福　田　紀　彦

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 新小倉小学校　教材用備品（音楽） |
| | 履行場所 | 川崎市立新小倉小学校 |
| | 履行期間 | 令和７年３月28日 |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「書籍・楽器類」種目「楽器」に登載されていること。<br>⑷　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者<br>⑸　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者であること。<br>⑹　平成26年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。<br>なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。<br>⑺　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎16階）<br>電話番号　044－200－2092 |
| 入札日時等 | 令和６年11月27日11時00分（川崎市役所入札室　川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎３階） |
| 入札保証金 | 要 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は契約課ホームページ「入札情報　かわさき」を御覧ください。 |

**川崎市公告第1396号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月21日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　北部児童相談所ＬＥＤ照明器具賃貸借

⑵　履行場所　川崎市多摩区生田７丁目16番２号

⑶　履行期間　契約日から令和12年２月28日まで

⑷　調達概要　仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」で登録されていること。

3　一般競争入札参加申込書及び仕様書等の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　書面による配布

ア　配布場所

川崎市多摩区生田７丁目16番２号

川崎市こども未来局北部児童相談所

（担当　美川）

電話　044－931－4300

イ　配布日時

令和６年10月21日㈪から令和６年10月25日㈮まで

午前９時から午後５時まで（ただし、開庁日の正午から午後１時まで及び閉庁日を除く。）

⑵　ホームページでの配布

ア　公開ＵＲＬ　https：//www.city.kawasaki.jp/450/page/0000170199.html

イ　公開期間　令和６年10月21日㈪午前８時30分から令和６年10月25日㈮午後５時まで

⑶　競争入札参加申込書（兼誓約書）の提出場所及び提出期間

ア　提出場所　3⑴アに同じ

イ　提出期間　3⑴イに同じ

ウ　提出方法　事前に連絡の上、持参又は郵送により担当者まで提出してください。郵送による場合は、簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。

4　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年10月30日㈬までに送付します。

また、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ＦＡＸで送付します。

5　図面一式及び入札書等の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、図面一式、積算額内訳書、質問書及び入札書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年10月30日㈬までに送付します。

また、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ＦＡＸで送付します。

6　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布

入札説明書の交付と同じ

イ　質問書の提出期間
　質問書の配布から令和６年11月５日㈫午後５時まで
ウ　質問書の提出方法
　電子メールによる提出とし、送付先は次のメールアドレスとします。
　45hokuzi@city.kawasaki.jp
⑵　回答
ア　回答日
　令和６年11月11日㈪
イ　回答方法
　入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。
　また、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ＦＡＸで送付します。
　なお、回答後の再質問は受け付けません。

7　入札参加資格の喪失
　入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等
⑴　入札書の提出方法
　持参
⑵　入札書の提出日時及び提出場所
ア　提出日時　令和６年11月15日㈮午後２時
イ　提出場所　北部児童相談所　大会議室
　（川崎市多摩区生田７丁目16番２号）
⑶　入札保証金
　免除とします。
⑷　開札の日時及び開札場所
　８⑵と同じ
⑸　落札者の決定方法
　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
　ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑹　入札の無効
　川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等
⑴　契約保証金
　契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。
　また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
⑵　前払金　無
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　契約条項等の閲覧
　川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。（「入札情報かわさき」https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

10　その他
⑴　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　詳細は、入札説明書によります。
⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
⑷　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口はこの公告の３⑴に同じです。
⑹　当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
　また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
⑺　本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

---

**川崎市公告第1397号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和６年10月22日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平五丁目844番１
の一部
1,129平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目６番地17
株式会社　成建　代表取締役　常盤　孝一

3　予定建築物の用途

一戸建ての住宅
計画戸数：５戸

４　開発許可年月日及び許可番号
令和６年２月６日
川崎市指令　ま宅審（イ）第241号
令和６年９月26日

川崎市指令　ま宅審（イ）第74号（変更）

---

**川崎市公告第1398号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月23日

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道野川柿生線（Ⅷ）舗装道補修（切削）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区久本１丁目４番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月７日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 柿生大橋橋りょう補修（鳥害防止装置）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区片平２丁目26番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月７日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区登戸新町108番地先他１箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から120日間 |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月８日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」又は「市道登戸新町８号線道路補修（切 | |

| | |
|---|---|
| その他 | 削・打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」、「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区久地３丁目12番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月８日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」又は「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」、「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」の順に行います。 | |

| | |
|---|---|
| その他 | ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道小向西町21号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区小向西町３丁目73番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月８日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」又は「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」、「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。 | |

| | |
|---|---|
| そ　の　他 | ⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道野川158号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区西野川２丁目１番地先ほか２箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月８日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」又は「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道小向西町21号線道路補修（打換）工事」、「高津区内市道鹿島田菅線舗装道補修（切削）工事」、「市道野川158号線道路補修（打換）工事」、「市道登戸新町８号線道路補修（切削・打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 | |

（案件７）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 池上新田公園施設整備工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区池上町１－３ |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月７日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件８）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道有馬196号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区東有馬２丁目１番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｃ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑻　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月13日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。<br>⑴　開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。<br>⑵　積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。<br>ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。<br>⑶　上記⑵にかかわらず、有効札が５者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第３条及び第４条を御覧ください。<br><br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件９）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎市子ども夢パークサイクリングロード等改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区下作延５丁目30番１ |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「造園」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ただし、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月13日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件10）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 宮前区内自転車通行環境整備工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区役所道路公園センター管内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月28日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月13日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件11）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 東柿生小学校ほか１校直結給水化その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区王禅寺東６丁目３番１号ほか |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑽　監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>⑾　「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件12）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 令和６年度道路照明設置その４工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区上新城１丁目２番地先他１箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件13）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 中原市民館構内交換設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区新丸子東３丁目1,100番地12 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「電気通信」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |

| | |
|---|---|
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件14）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 千鳥町西船溜道路ほか照明設備改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区千鳥町15番地地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市公告第1399号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和６年10月24日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区子母口字旭田758番４

ほか２筆

1,195平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社　オープンハウス・ディベロップメント

代表取締役　福岡　良介

３　予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：13戸

４　開発許可年月日及び許可番号

令和６年４月25日

川崎市指令　ま宅審（イ）第６号

---

**川崎市公告第1400号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和６年度個別避難計画作成支援業務委託

⑵　履行場所

川崎市内及び受託者設置場所

⑶　履行期限

令和７年３月31日

⑷　委託概要

本市では、災害対策基本法（以下、「法」という。）（昭和36年法律第223号）第49条の14第１項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動に支援が必要な避難行要支援者に対し、災害時の具体的な避難方法や安否確認に関する災害時個別避難計画（以下、個別避難計画という。）の作成を行うことにより、要支援者本人が災害時における避難方法、避難先、避難時期等を自ら認識するとともに、安否確認の円滑化や避難先での配慮事項の認識を図ることを目的に事業を実施している。

本業務では、個別避難計画の作成支援者として、個別避難計画の作成に係る制度概要やハザードマップの見方、避難行動の考え方など防災面での知識などを踏まえ、本人・家族等から個々の状況に応じた相談、聞き取りを行い、作成支援することで、災害時における避難行動要支援者の支援体制構築を促進することを目的とする。

なお、本業務の遂行にあたっては、障害や疾患等により多様な生活課題を抱える避難行動要支援者と直接対面し、個別避難計画作成に必要な事項の聴取等を行うことになるが、個別避難計画作成のために必要な情報は多岐にわたるため、家族からの聴取や福祉事業所等との連携により個別避難計画を完成させることを前提とする。

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「介護，保育，福祉の業務サービス」に登録されている者。

⑷　過去５か年に、本市又は他官公庁において、防災関連委託業務を受託した契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。なお、本規定に係る防災、災害とは、法第２条第１項及び第２項に定めるものとする。

⑸　ＩＳＭＳ又はプライバシーマークの認定を受けていること。

３　一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込をしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

健康福祉局総務部危機管理担当　小林・肥田野担当

電　話　044－200－0784（直通）

ＦＡＸ　044－200－3925

E-mail　40kikika@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで（午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書・業務完了届等の写し

ウ　ＩＳＭＳ又はプライバシーマークの認定を受けていることが証明できる書類

⑷　提出書類に関する説明及び審査

ア　提出された書類等に関し、説明を求められた時にはこれに応じなければなりません。

イ　提出された書類等を審査した結果、本件を実施することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

⑸　提出方法

郵送（提出期間内必着）又は持参とします。

郵送した場合は、郵送した当日中にメールにより、担当宛て郵送した年月日等を知らせ、かつ書類の到着を確認しなければなりません。

４　一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記３により、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接取りに来るようお願いします。

⑴　日時

令和６年11月６日㈬午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　場所

３⑴に同じ

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出に

より無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信されます。

5　仕様等に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

⑴　問合せ先

3⑴に同じ

⑵　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3⑴の場所で3⑵の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

⑶　質問受付期間

令和６年10月25日㈮午後１時から令和６年11月７日㈭午後５時までとします。

⑷　回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問書及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和６年11月12日㈫までに、確認通知書を交付した全社宛てに電子メールで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札は所定の入札書をもって行います。

イ　入札の提出方法は、持参のみとします。

ウ　入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

エ　入札書に記載する金額には、各内訳の希望単価に予定数量を乗じた合計額（総額）で入札を行います。ただし、入札時に単価内訳も分かるよう記載してください。

具体的には、仕様書６⑵、⑶の単価金額と、仕様書７の予定数量を乗じた合計額で入札となります。仕様書７の予定数量にある、「約」は除き、⑴を「350件」、⑵を「180件」で計上ください。

⑵　入札及び落札の日時及び場所

ア　日時　令和６年11月18日㈪　11時

イ　場所　川崎市川崎区宮本町１番地

本庁舎12階　1201会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

8　契約の手続等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　前払金

無

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書のとおりです。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑸　情報を入手するための問い合わせ窓口

3⑴と同じ

---

**川崎市公告第1401号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和６年度京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区評価書作成業務委託

⑵　履行場所
　川崎市川崎区宮本町１番地
　川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部　他
⑶　履行期限
　契約締結日から令和７年３月24日まで
⑷　業務概要
　本業務では、神奈川県、横浜市及び川崎市の３自治体（以下「３県市」と言います。）が共同で推進している「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に関連する各企業80社程度に対して、国際戦略総合特別区域計画の各評価指標及び数値目標達成に向け、現時点での達成見込みを予測するための基礎データとして活用することを目的として、アンケート調査を実施します。
　本調査の結果及び、内閣府地方創生推進事務局作成の別紙「総合特別区域評価の手引き」、令和４年度評価書などを踏まえ、３県市が作成した資料を取りまとめ、提出用の評価書案の作成等を行います。
　なお、アンケートの実施手法は電子媒体によるものとします。

２　一般競争入札参加資格
　この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されている者。

３　入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
　川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。
　また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。
　なお、入札説明会は実施しません。
⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先
　川崎市川崎区宮本町１番地
　川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部
　電　話　044－200－2739　ＦＡＸ　044－200－3540
　電子メール　59seisen@city.kawasaki.jp
⑵　配布・提出期間
　令和６年10月25日㈮から令和６年11月５日㈫まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
　午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）
⑶　提出書類
　一般競争入札参加資格確認申請書
⑷　提出方法
　持参

４　一般競争入札参加資格確認通知書の交付
　一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を11月７日㈭午後５時までに送付します。
　なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

５　仕様書等に関する質問・回答
⑴　質問
　次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア　質問書の配布・提出場所
　３⑴と同じ
イ　質問書の様式
　入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
ウ　質問受付期間
　令和６年10月25日㈮から11月13日㈬正午まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
　午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く。最終日は正午まで）
エ　質問書の提出方法
　持参、電子メール、ＦＡＸ又は郵送によります。持参先等は３⑴に同じです。
　なお、電子メール又はＦＡＸで送付した場合は、送付した旨を３⑴の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。
　また、郵送の場合は５⑵の期間内に必着するよう発送してください。
⑵　回答
　令和６年11月18日㈪午後５時までに、回答書を令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。
　なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

６　一般競争入札参加資格の喪失
　一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札書の提出日時・場所

ア　入札日時　令和６年12月６日㈮午後１時30分

イ　入札場所　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎14階1401会議室

⑶　入札書の提出方法
持参とします。

⑷　入札保証金
免除とします。

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金
免除とします。

⑵　契約書作成の要否
必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

---

**川崎市公告第1402号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　上丸子小学校ほか４校衛生器具設備改修その他工事等に伴う人的警備業務委託

⑵　履行場所　川崎市立上丸子小学校（中原区上丸子八幡町815番地）ほか４校

⑶　履行期間　令和７年３月31日まで

⑷　業務概要　仕様書のとおり

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定による資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

⑷　令和５・６年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。

⑸　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。

⑹　本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って６か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

※　書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

⑵　提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和６年10月25日㈮～令和６年11月１日㈮（ただし、閉庁日は除く）に下記⑷の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

⑶　提出期間

令和６年10月25日㈮～令和６年11月１日㈮

午前８時30分～午後５時（ただし、閉庁日及び正午～午後１時を除く）

⑷　提出場所

教育委員会事務局　教育環境整備推進室

川崎市役所第３庁舎４階

電話：044－200－1304（設備整備担当：漆舘）

4　仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、５により取得して閲覧することもできます。

⑴　閲覧期間　３⑶と同じ

⑵　閲覧場所　３⑷と同じ

5　仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からＰＤＦファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配布します。

6　質問書の受付・回答

⑴　問合せ先

３⑷に同じ

⑵　質問受付期間

令和６年10月25日㈮～令和６年11月15日㈮

⑶　質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配布します。

⑷　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。

ア　電子メール　88seibi@city.kawasaki.jp

イ　ＦＡＸ　　044－200－3679

また、「質問書」送信後は、必ず３⑷の担当あて電話連絡をしてください。

⑸　回答

ア　回答日

令和６年11月20日㈬

イ　回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7　競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和６年11月７日㈭までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはＦＡＸで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　２に定める資格要件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

⑵　入札・開札の日時　令和６年11月27日㈬
午後14時00分

⑶　入札・開札の場所　川崎市役所第３庁舎18階第１会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

⑷　入札書の提出方法　持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

⑸　入札保証金　　免除

10　落札者の決定及び参加資格の審査等

⑴　落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑵　入札参加条件確認（申請）書等の提出

落札者は入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認（申請）書」及び２に示した競争入札参

加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに３⑷の場所に持参してください。※「入札参加条件確認（申請）書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

⑶　入札の無効

２に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11　契約手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金　免

⑵　前払金　無

⑶　契約書作成の要否　要

12　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑷の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」（http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

⑸　関連する「上丸子小学校ほか３校衛生器具設備改修その他工事」に係る令和６年11月13日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

―――――――――――――――――――――

**川崎市公告第1403号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　真福寺小学校ほか２校校舎等劣化調査業務委託

⑵　履行場所　川崎市川崎区宮本町１番地ほか

⑶　履行期間　令和７年３月28日㈮まで

⑷　業務概要　仕様書のとおり

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。

⑷　本市または他官公庁において平成27年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3　入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　上記２⑷を証明する契約書等の写し

※　書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

⑵　提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記⑶の期間に⑷の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

⑶　提出期間

令和６年10月25日㈮～令和６年11月１日㈮

午前８時30分～午後５時（ただし、閉庁日及び正午～午後１時を除く）

⑷　提出場所

川崎市川崎区東田町５番地４　第３庁舎４階

教育委員会事務局　教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話：044－200－0362

4　仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配布します。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格があることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和６年11月６日㈬までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録

していない者にはＦＡＸで送付します。

6　質問書の受付・回答

⑴　問合せ先

３⑷に同じ

⑵　質問受付期間

令和６年11月６日㈬～令和６年11月12日㈫

午前９時～午後５時（ただし、閉庁日及び正午～午後１時を除く）

⑶　質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配布します。

⑷　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。

ア　電子メール　88seibi@city.kawasaki.jp

イ　ＦＡＸ　　044－200－3679

また、「質問書」送信後は、必ず３⑷の担当あて電話連絡をしてください。

⑸　回答

ア　回答日

令和６年11月20日㈬まで

イ　回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　２に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時　令和６年11月27日㈬午前10時

⑶　入札・開札の場所　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎18階第１会議室

⑷　入札書の提出方法　持参（持参以外は無効とします。）

⑸　入札保証金　免除

9　落札者の決定及び参加資格の審査等

⑴　川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑵　入札の無効

２に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10　契約手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金　無

⑶　契約書作成の要否　要

11　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記３⑷の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

---

**川崎市公告第1404号**

入　札　公　告

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　名　川崎総合科学高等学校高速精密旋盤、５軸マシニングセンター、高速主軸マシニングセンター点検・調整委託

⑵　履行場所　川崎市幸区小向仲野町５番１号　川崎市立川崎総合科学高等学校

⑶　履行期間　契約日から令和７年１月31日まで

⑷　業務概要　「仕様書」によります。

2　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登載されていること。
⑷　本市または他官公庁において、類似の業務を受託した実績が過去５年間にあること。

3　一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3⑴の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所
〒212－0002
川崎市幸区小向仲野町５番１号
川崎市立川崎総合科学高等学校　事務室
担当：櫻井
電　話　044－511－7336
ＦＡＸ　044－511－9838
E-mail　88souko@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間
令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで
午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時（土曜日、日曜日を除く）

⑶　提出物
ア　一般競争入札参加申込書
イ　2⑷に示した資格に係る契約実績を証明するもの
※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法
持参に限ります。

4　資料の閲覧

3⑴の場所、3⑵の期間で縦覧に供します。

5　競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

⑴　交付方法
令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により送付します。

⑵　日時
令和６年11月８日㈮までに交付

6　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先
3⑴に同じ

⑵　問い合わせ方法
「質問書」により、3⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレス宛てに送付してください。質問書を送付したときは、その旨担当まで電話連絡をしてください。
なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3⑴の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　問い合わせ受付期間
令和６年11月８日㈮から令和６年11月13日㈬
午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時

⑷　回答方法
令和６年11月20日㈬までに、全社に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。
なお、回答後の再質問は受付しません。

7　競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑴　入札方法　　持参による紙入札
⑵　入札・開札の日時　　令和６年11月25日㈪午前10時30分
⑶　入札・開札の場所　　川崎市立川崎総合科学高等学校　１号館５階大会議室

⑷　落札者の決定等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

⑸　入札保証金　　免除

⑹　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

⑺　再度入札の実施

落札者がない場合は、直ちに再度入札を行います。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　無

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、３⑴の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

---

**川崎市公告第1405号**

入　札　公　告

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市立川崎総合科学高等学校小型レーザー加工機、バンドソーマシン、エアコンプレッサ点検・調整委託

⑵　履行場所　川崎市幸区小向仲野町５番１号　川崎市立川崎総合科学高等学校

⑶　履行期間　契約日から令和７年２月28日まで

⑷　業務概要　「仕様書」によります。

2　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登載されていること。

⑷　本市または他官公庁において、類似の業務を受託した実績が過去５年間にあること。

3　一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、３⑴の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒212－0002

川崎市幸区小向仲野町５番１号

川崎市立川崎総合科学高等学校　事務室

担当：櫻井

電　話　044－511－7336

ＦＡＸ　044－511－9838

E-mail　88souko@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで

午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時（土曜日、日曜日を除く）

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書

イ　２⑷に示した資格に係る契約実績を証明するもの

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法

持参に限ります。

4　資料の閲覧

３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。

5　競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

⑴　交付方法

令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により送付します。

⑵　日時

令和６年11月８日㈮までに交付

6　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

３⑴に同じ

⑵　問い合わせ方法

「質問書」により、３⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレス宛てに送付してください。質問書を送付したときは、その旨担当まで電話連絡をしてください。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、３⑴の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　問い合わせ受付期間

令和６年11月８日㈮から令和６年11月13日㈬
午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時

⑷　回答方法

令和６年11月20日㈬までに、全社に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7　競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑴　入札方法　　持参による紙入札

⑵　入札・開札の日時　令和６年11月25日㈪
午前９時30分

⑶　入札・開札の場所　川崎市立川崎総合科学高等学校　１号館５階大会議室

⑷　落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

⑸　入札保証金　　免除

⑹　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

⑺　再度入札の実施

落札者がない場合は、直ちに再度入札を行います。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　無

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、３⑴の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

---

**川崎市公告第1406号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　業務件名

わくわくプラザ建築物及び建築設備定期点検業務委託

⑵　履行場所

川崎市内のわくわくプラザ46か所（別紙「対象施設一覧」のとおり）

⑶　履行期間

契約日から令和７年３月14日まで

⑷　業務概要

わくわくプラザ46施設（校舎外設置・延床面積200㎡超）について、建築基準法第12条第２項の規定に基づく建築物の定期点検及び同法第12条第４項の規定に基づく建築設備等の定期点検を実施するもの。

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

⑷　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

⑸　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項に規定する中小企業者であること。

⑹　一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員資格者証、建築設備等検査員資格者証（建築設備等の点検）の交付を受けている者を有すること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書及び入札参加資格を証する書類を提出してください。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎15階

こども未来局青少年支援室　担当　成田
電　話　044－200－1988（直通）
ＦＡＸ　044－200－3931
E-mail　45sien@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出・仕様書閲覧期間
令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで
午前９時～午後５時（ただし、土日祝及び正午～午後１時を除く）。

⑶　提出方法
持参

4　一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年11月８日㈮までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には３⑴の場所で令和６年11月８日㈮午後５時まで配布します。

5　入札説明会及び入札説明書、仕様書の交付
⑴　入札説明会
実施しません。

⑵　入札説明書、仕様書の交付
競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年11月11日㈪までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和６年11月11日㈪午後５時までに配布します。

6　仕様書等に関する問合せ
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

⑴　問合せ先
３⑴配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

⑵　質問受付期限
令和６年11月18日㈪午後５時までとします。

⑶　質問書の配布
入札説明書の配布と同じ

⑷　質問受付方法
ア　持参
イ　電子メール
E-mail　45sien@city.kawasaki.jp

⑸　回答
ア　回答日
令和６年11月25日㈪
イ　回答方法
回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には３⑴の場所で配布します。
また、回答後の再質問は受付しません。

7　競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　一般競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等
⑴　入札方法
ア　入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　入札日時
令和６年12月２日㈪午前10時30分
イ　入札場所
川崎市役所本庁舎　復元棟301会議室

⑶　入札書の提出方法
持参

⑷　入札保証金
免除とします。

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約の手続き等
⑴　契約保証金
免除とします。

⑵　前払金

無
⑶　契約書作成の要否
要
⑷　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。
（「入札情報かわさき」https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）
10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　事情により入札を延期し、又は取りやめる場合があります。
⑶　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
⑷　業務の詳細、一般競争入札参加申込書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市の公式ウェブサイト「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

---

**川崎市公告第1407号**

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和６年10月25日
川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項
⑴　件　　名　北部市場内樹木剪定・伐採業務委託
⑵　履行場所　川崎市宮前区水沢１－１－１
川崎市中央卸売市場北部市場
⑶　履行期間　契約締結日から令和７年３月７日㈮まで
⑷　業務内容　市場内の高木の剪定及び伐採業務（詳細は仕様書のとおり）
2　競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。
⑶　令和５・６　年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草，せんてい等樹木管理」に登録されている者であること。
⑷　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者であること。
⑸　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項に定める中小企業者であること。
⑹　令和元年度から令和５年度の間に、本市その他の官公庁との間に２件以上の類似の契約履行実績（１件750万円以上の植栽地管理・樹木剪定等業務、ただし元請に限る。また、本市との契約については業種「樹木管理」の契約に限る。）を有する者であること（実績を証明できる契約書の表紙の写しを入札参加申込書と共に提出すること）。
3　競争入札参加申込書等の提出方法等
この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
⑴　提出書類
ア　競争入札参加申込書
イ　上記２⑹の書類
⑵　提出方法・期限等
ア　提出方法
(ｱ)　前記⑴の書類（記名押印の上、必要事項を記載したもの。）を持参又は郵送（いずれの場合も、令和６年11月５日㈫午後５時までに、必要な書類全てが北部市場管理課に到着する必要があります）。なお、郵送による提出を行う場合は、郵送した日に後記（ｲ）の連絡先に必ず電話をしてください。
(ｲ)　提出先
住　　所：中央卸売市場北部市場管理課
（川崎市宮前区水沢１－１－１
北部市場管理棟３階）
電話番号：044－975－2213
イ　提出期限
令和６年11月５日㈫午後５時（必着）
⑶　提出書類等の入手方法
競争入札参加申込書、仕様書、質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」（http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「入札情報」の「入札情報（入札公表・落札結果）」委託の欄の「入札公表」の中にあります。
4　競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、令和６・７年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録の際に申請した電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を交付します。
⑴　交付（送信）予定日
令和６年11月８日㈮を予定しています。
5　仕様書に関する問い合わせ
⑴　問い合せ先
電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係
担当　堀越

⑵　質問受付期間
　令和６年11月８日㈮から令和６年11月15日㈮午後５時までとします。質問は必ず電子メールで提出して下さい。
⑶　回答方法
　質問が提出された場合のみ、令和６年11月20日㈬午後５時までに、全参加者あてに電子メールで回答いたします。
6　競争入札参加資格の喪失
　次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
7　入札手続等
⑴　入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑵　入札・開札の日時　令和６年11月27日㈬
　午後２時
⑶　入札・開札の場所　川崎市宮前区水沢１－１－１
　川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場
　管理棟２階　大会議室
⑷　入札書の提出方法　持参
⑸　入札保証金　免除
⑹　落札者の決定方法　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
⑺　再入札の実施　落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします）。
⑻　入札の無効　川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
⑼　入札書の記載金額　入札に際しては、税抜きの総額を入札書に記載してください。
8　入札及び開札に立ち会う者に関する事項
　入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。
　入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。）。
9　契約手続等
⑴　契約保証金　川崎市契約規則第33条第３号に基づき免除します。
⑵　前払金　否
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　契約予定日　令和６年11月29日㈮
10　その他
⑴　詳細は入札説明書等によります。
⑵　当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

---

**川崎市公告第1408号**

一般競争入札について次のとおり公告します。
　令和６年10月25日
　　川崎市長　福　田　紀　彦
1　競争入札に付する事項
⑴　件　　名　令和６年度北部市場冷蔵庫２号棟空冷コンデンサー設備交換等業務委託
⑵　履行場所　川崎市宮前区水沢１－１－１
⑶　履行期間　契約締結日から令和７年３月14日まで
⑷　業務内容　仕様書のとおり
2　競争入札参加資格に関する事項
　この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。
⑵　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」の種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されている者。
⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑷　過去５年間で本市又は他官公庁において、冷蔵又は冷凍設備の実績があり、かつ誠実に履行した実績があること（契約実績を証明できる契約書、仕様書のコピーを書面にて入札参加申込書と共に提出すること）。
3　入札説明書・入札参加申込書の配布及び提出
　この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。

⑴　配布及び提出場所
〒216－8522　川崎市宮前区水沢１－１－１
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課
施設維持係　担当　酒井
電　　話：044－975－2216
Ｆ　Ａ　Ｘ：044－975－2242
電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp
※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間
令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭まで（土・日曜日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）とします。

⑶　提出方法
持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和６年10月30日㈬必着

⑷　提出書類　　入札参加申込書
上記２⑷の書類（コピー）

4　入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認めた者には、入札参加資格確認通知書を令和６年11月６日㈬までに交付します。
なお、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、ＦＡＸで送付します。

⑴　交付場所　　上記３⑴に同じ。

⑵　交付日時　　令和６年11月６日㈬午後５時まで

5　仕様書に関する問い合わせ
⑴　問い合せ先　上記３⑴に同じ

⑵　質問受付期間
令和６年11月６日㈬から令和６年11月８日㈮午後５時までとします。
提出方法は、電子メールまたはＦＡＸとします。

⑶　回答方法
質問が提出された場合にのみ、令和６年11月14日㈭に電子メールにて回答文書を送付します。
回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、ＦＡＸで送付します。
なお、回答後の再質問は受付しません。

6　入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等
⑴　入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時　令和６年11月20日㈬午前10時
なお、郵送の場合は令和６年11月19日㈫必着

⑶　入札・開札の場所　川崎市宮前区水沢１－１－１
管理事務所棟３階第１会議室

⑷　入札書の提出方法　持参又は郵送
郵送先は上記３⑴に同じ

⑸　入札保証金　免除（ただし、入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき）

⑹　落札者の決定方法　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。

⑺　再入札の実施　落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします）。

⑻　入札の無効　川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

⑼　入札書の記載金額　入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8　入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札場所に入場しようとするときは、入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。
入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川

崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)。

9　契約手続等

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 契約保証金 | 有（但し、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除） |
| ⑵ | 前払金 | 否 |
| ⑶ | 契約書作成の要否 | 要 |
| ⑷ | 契約予定日 | 令和６年11月22日㈮ |
| ⑸ | 契約規則等の閲覧 | 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。（http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html） |

10　特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

11　その他

⑴　事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　詳細は入札説明書によります。

⑷　川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

---

**川崎市公告第1409号**

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　名

災害対策用毛布リパック業務委託

⑵　履行場所

ア　回収場所

大師小学校備蓄倉庫

（川崎区東門前２－６－１）ほか、市内25箇所

イ　納品場所

大師小学校備蓄倉庫

（川崎区東門前２－６－１）ほか、市内25箇所

⑶　完了期限

令和７年３月24日㈪限り

⑷　業務概要

詳細は仕様書によります。

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　一般競争入札参加資格確認書の提出締切日において、令和５・６年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目が「その他」に登載されていること。

⑷　過去３年間で国又は地方公共団体において、類似の契約実績があること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類（契約書や仕様書の写しなど）を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎６階

電　話　044－200－1432（直通）

ＦＡＸ　044－200－3972

E-mail　60kikika@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月８日㈮までとします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時30分から正午及び午後１時から午後５時15分まで。）

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　類似業務の履行実績資料

⑷　提出方法

持参又は郵送とします。

また、郵送の場合は、簡易書留とし、令和６年11月８日㈮午後５時までに必着です。

4　一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明

書及び仕様書の配布並びに入札説明会

⑴　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記３により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和６年11月12日㈫までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア　日時

令和６年11月12日㈫午後１時から午後５時15分まで

イ　場所

３⑴に同じ

⑵　入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

⑶　入札説明会

実施しません。

５　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

３⑴に同じ

⑵　質問受付期間

令和６年11月11日㈪から令和６年11月13日㈬までの午前８時30分から正午及び午後１時から午後５時15分までとします。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　質問受付方法

電子メールによります。

電子メール　60kikika@city.kawasaki.jp

⑸　回答期日・方法

令和６年11月15日㈮に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

⑹　その他

⑷及び⑸について、電子メールによりがたい場合には、ＦＡＸによります。

ＦＡＸ　044－200－3972

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　入札は契約金額の単価で行います。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10％（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和６年11月22日㈮　午前11時00分

イ　入札場所

川崎市役所本庁舎６階

危機管理本部　災害対策本部室

⑶　入札書の提出方法

持参とします。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

８　契約の手続き等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10％を納入しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」（http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.

html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための窓口　3⑴に同じ。

⑷　3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5⑶の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

---

**川崎市公告第1410号**

入　札　公　告

令和６年度川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金の交付に関する業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和６年度川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金の交付に関する業務委託

⑵　履行場所

健康福祉局高齢者事業推進課、障害者社会参加・就労支援課他

⑶　履行期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要

本市内で介護サービス、障害福祉サービス、障害児入所・通所支援事業、地域生活支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設等を営む事業者で、原油価格・物価高騰等の影響により、高齢者・障害者等の生活の場である福祉施設の運営経費の負担が増加していることに対して、高齢・障害者等の生活の場を維持し、今後も継続的に支援を行うための補助金を交付するにあたって、申請書等の発送・受付・審査等に係る事務処理全般を一括で行う事務センター、及び事業所等からの問合せについて、電話により受付・回答するコールセンターを設置・運用する。

2　競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登載されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　この委託内容について確実に履行することができること。

⑸　過去２年間に川崎市又は他官公庁において、本委託における補助金の交付に係る事務委託と類似の契約の履行実績を２回以上有していること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

⑴　この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　具体的な契約実績を証する書類

⑵　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－8577

川崎区宮本町１番地

健康福祉局障害者社会参加・就労支援課

電　話　044－200－2457（直通）、

ＦＡＸ　044－200－3932

電子メール　40syusien@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。）

⑶　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮～令和６年11月５日㈫９時00分～17時00分

（土、日、祝日、正午～13時00分は除く）

※一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑷　提出方法

持参に限る。

⑸　入札説明書及び仕様書

入札説明書及び仕様書は⑵の場所において、⑶の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）。

4　一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

⑴　交付日時
令和６年11月７日㈭９時00分～17時00分
（正午～13時00分は除く）
⑵　場　所
３⑵に同じ
⑶　その他
入札説明書及び仕様書は、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、入札参加資格確認通知書と併せて自動的に電子メールで配信されます。
⑷　入札説明会
実施しません。

５　質問書の受付・回答
⑴　問合せ先
３⑵に同じ
⑵　質問受付日
令和６年11月８日㈮９時00分～令和６年11月14日㈭17時00分まで
⑶　質問書の様式
別紙様式「質問書」により提出してください。
⑷　質問受付方法
電子メールによります。
電子メール　40syusien@city.kawasaki.jp
⑸　回答方法
令和６年11月20日㈬までに本事業の一般競争入札参加資格者へ文書（電子メール）で送付します。

６　競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等
⑴　入札方法
ア　入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。
イ　契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
ウ　入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書（任意様式）を封印して提出してください。
⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　入札日時　令和６年11月26日㈫　15時00分
イ　入札場所
川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎13階1301会議室
⑶　入札書の提出方法
持参とします。（持参以外は無効となります。）
⑷　入札保証金
免除とします。
⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

８　契約の手続等
⑴　契約保証金
契約金額の10％とします。
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
⑵　契約書作成の要否
必要とします。
⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則は（「入札情報かわさき」の「契約関係規定」）で閲覧できます。
ＵＲＬは３⑸と同じです。

９　その他
⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口は、３⑵と同じです。
⑶　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

---

**川崎市公告第1411号**

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
令和６年10月25日
川崎市長　福　田　紀　彦

１　管理を行わせる施設の名称及び所在地
⑴　名　称　中央療育センター
⑵　所在地　川崎市中原区井田３丁目16番１号

２　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
管理の基準は、川崎市総合リハビリテーションセン

ター及び障害者福祉施設条例及び同施行規則の規定に従います。業務の範囲は、指定管理仕様書に定めます。

3　指定予定期間

令和８年４月

１日から令和13年３月31日まで

4　応募方法

⑴　提出書類

ア　応募書（様式１）

イ　事業計画書（様式２）

ウ　組織図・職員配置計画書（様式３－１、３－２(ｱ)(ｲ)）

※施設長予定者について、履歴書を添付してください。

エ　収支予算書（様式４－１⑴、⑵、⑶）、収支予算書内訳（５年分）（様式４－２⑴、⑵、⑶）、収支予算書内訳（年度別）（様式４－３⑴、⑵、⑶）及び人件費に係る経費見積（様式４－４⑴、⑵、⑶）

オ　現に運営している社会福祉事業等の概要（様式５）

カ　指定管理者に関する申立書（様式６）※納税義務がない場合のみ

キ　暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面（様式７）

ク　コンプライアンスに関する申告書（様式８）

ケ　法人に関する関係書類

(ｱ) 定款又は寄附行為

(ｲ) 登記事項証明書（提出の日から３か月以内に発行されたものを提出して下さい。）

(ｳ) 令和３・４・５年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（令和６年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録）

(ｴ) 令和６年度の法人等の事業計画書及び収支予算書

(ｵ) 役員の名簿及び履歴書

(ｶ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類）

(ｷ) 組織及び運営事項を記載した書類（法人の概要が分かるパンフレット等）

(ｸ) 令和５年度事業実績報告書

(ｹ) 令和３年４月１日から令和６年９月30日までの監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類

(ｺ) 令和４・５年度の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）（納税義務のない法人については、申立書（様式６）を提出してください。）

(ｻ) コンプライアンスに関する規程（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）

※ 関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出してください（様式任意）。

※ 各様式は、それぞれの項目に基づき、簡潔かつ具体的に記載してください。

※ 応募書類は、上段から下段の順に２穴パンチでつづり、正本１部、写し12部を健康福祉局障害者施設指導課まで御持参ください（郵送不可）。また、応募書類データを格納した電磁的記録媒体も合わせて御持参ください。

⑵　仕様書等の配布期間

令和６年10月25日㈮から12月26日㈭まで

（土曜日・日曜日、祝日を除き、午前８時30分から正午まで、午後１時から午後５時まで）

⑶　応募の受付期間

令和６年10月25日㈮から12月26日㈭まで

（土曜日・日曜日、祝日を除き、午前８時30分から正午まで、午後１時から午後５時まで）

⑷　仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎12階

電話　044－200－0874

⑸　提出方法

持参（郵送による提出はできません。）

⑹　問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

電　話　044－200－0874

ＦＡＸ　044－200－3932

E-mail　40sidou@city.kawasaki.jp

---

**川崎市公告第1412号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市立学校機密文書収集運搬業務（北部）

⑵　履行場所　川崎市立学校

⑶　履行期間　契約日～令和７年３月14日

⑷　業務概要　仕様書によります。

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「一般廃棄物収集運搬業」に登載されていること。
⑷　本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去５年以内にあること。
⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
⑴　配布・提出場所
〒210－0005
川崎市川崎区東田町５－４
川崎市役所第３庁舎４階
教育委員会事務局　教育環境整備推進室
管理担当　春成
電　話　044－200－3314
ＦＡＸ　044－200－3679
E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp
⑵　配布・提出期間
令和６年10月25日㈮～令和６年10月31日㈭　９時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。
⑶　提出物
ア　一般競争入札参加申込書
イ　２⑷に示した資格の確認ができる書類の写し
※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。
⑷　提出方法
持参

4　資料の閲覧
⑴　積算用資料
３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。

5　確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月５日㈫までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6　質問書の受付・回答
確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。
⑴　質問受付期間
令和６年11月５日㈫～令和６年11月７日㈭９時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。
⑵　質問方法
「質問書」により、３⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
⑶　回答方法
入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月12日㈫までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

7　競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等
入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑴　入札方法　持参による紙入札（見積内訳書も持参してください。）
入札は、単価×予定数量の総額で行います。
⑵　入札・開札の日時　令和６年11月15日㈮16時00分
⑶　入札・開札の場所　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎305会議室
⑷　入札保証金　免除
⑸　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
⑹　落札者の決定等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　否

⑷　契約金額　　見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

⑸　公告に関する問い合わせ先は、3⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1413号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市立学校機密文書収集運搬業務（南部）委託

⑵　履行場所　川崎市立学校

⑶　履行期間　契約締結日～令和７年３月14日

⑷　業務概要　仕様書によります。

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「一般廃棄物収集運搬業」に登載されていること。

⑷　本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去５年以内にあること。

⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒210－0005

川崎市川崎区東田町５－４

川崎市役所第３庁舎４階

教育委員会事務局　教育環境整備推進室

管理担当　春成

電　話　044－200－3314

ＦＡＸ　044－200－3679

E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮～令和６年10月31日㈭　９時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書

イ　2⑷に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法

持参

4　資料の閲覧

⑴　積算用資料

3⑴の場所、3⑵の期間で縦覧に供します。

5　確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月５日㈫までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6　質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

⑴　質問受付期間

令和６年11月５日㈫～令和６年11月７日㈭９時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

⑵　質問方法

「質問書」により、3⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情

報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月12日㈫までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

7　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑴　入札方法　　持参による紙入札（見積内訳書も持参してください。）
入札は、単価×予定数量の総額で行います。

⑵　入札・開札の日時　　令和６年11月15日㈮
16時00分

⑶　入札・開札の場所　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎305会議室

⑷　入札保証金　　免除

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

⑹　落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　否

⑷　契約金額　　見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

⑸　公告に関する問い合わせ先は、３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1414号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　産業廃棄物（粗大ごみ）収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市立学校

⑶　履行期間　契約日～令和７年３月14日

⑷　業務概要　仕様書によります。

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

⑷　本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去５年以内にあること。

⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

⑹　川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。）を受けていること。

⑺　処分地において、産業廃棄物処分業の許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。）を受けていること。

3　競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、３⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所第３庁舎４階
教育委員会事務局　教育環境整備推進室
管理担当　川端
電　話　044－200－3314
ＦＡＸ　044－200－3679
E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間
令和６年10月25日㈮～令和６年10月31日㈭　９時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

⑶　提出物
ア　一般競争入札参加申込書
イ　２⑷、⑹及び⑺に示した資格の確認ができる書類の写し
※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法
持参

4　資料の閲覧
⑴　積算用資料
３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。

5　確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月６日㈬までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6　質問書の受付・回答
確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

⑴　質問受付期間
令和６年11月６日㈬～令和６年11月８日㈮９時～12時、13時～16時

⑵　質問方法
「質問書」により、３⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　回答方法
入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月13日㈬までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

7　競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等
入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑴　入札方法　　持参による紙入札

⑵　入札・開札の日時　　令和６年11月18日㈪10時00分

⑶　入札・開札の場所　　川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所第３庁舎６階会議室

⑷　入札保証金　　免除

⑸　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

⑹　落札者の決定等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9　契約手続等
⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　要（契約金額の10％）
ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券（振替債は除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑶　前払金　　否

10　その他
⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

⑸　公告に関する問い合わせ先は、３⑴に同じです。

**川崎市公告第1415号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　産業廃棄物（金属、廃油ほか）収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市立学校

⑶　履行期間　契約日～令和７年３月14日

⑷　業務概要　仕様書によります。

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

⑷　本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去５年以内にあること。

⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

⑹　川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

⑺　処分地において、産業廃棄物処分業の許可を受けていること。

3　競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、３⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所第３庁舎４階
教育委員会事務局　教育環境整備推進室
管理担当　川端
電　話　044－200－3314
ＦＡＸ　044－200－3679
E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮～令和６年10月31日㈭　９時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書

イ　２⑷、⑹及び⑺に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法

持参

4　資料の閲覧

⑴　積算用資料

３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。

5　確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月６日㈬までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6　質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

⑴　質問受付期間

令和６年11月６日㈬～令和６年11月８日㈮９時～12時、13時～16時

⑵　質問方法

「質問書」により、３⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月13日㈬までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

7　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑴　入札方法　　持参による紙入札

⑵　入札・開札の日時　　令和６年11月18日(月)
11時00分

⑶　入札・開札の場所　　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所第３庁舎６階会議室

⑷　入札保証金　　免除

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

⑹　落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　否

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

⑸　公告に関する問い合わせ先は、３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1416号**

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　産業廃棄物（汚泥）収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市立学校

⑶　履行期間　契約日～令和７年３月14日

⑷　業務概要　仕様書によります。

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

⑷　本市又はその他の官公庁において、産業廃棄物（汚泥）の収集運搬及び処分に関する委託業務の契約実績が過去５年以内にあること。

⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

⑹　川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。

⑺　処分地において、産業廃棄物処分業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、３⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所第３庁舎４階
教育委員会事務局　教育環境整備推進室
管理担当　川端
電　話　044－200－3314
ＦＡＸ　044－200－3679
E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日(金)～令和６年10月31日(木)　９時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書

イ　２⑷、⑹及び⑺に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法

持参

4　資料の閲覧

⑴　積算用資料
　３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。
5　確認通知書の交付
　一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月６日㈬までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。
6　質問書の受付・回答
　確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。
⑴　質問受付期間
　令和６年11月６日㈬～令和６年11月８日㈮９時～12時、13時～16時
⑵　質問方法
　「質問書」により、３⑴のＦＡＸ又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。
　※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
⑶　回答方法
　入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月13日㈬までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。
7　競争入札参加資格の喪失
　競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
8　入札手続等
　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑴　入札方法　　持参による紙入札（見積内訳書も持参してください。）
　入札は、単価×予定数量の総額で行います。
⑵　入札・開札の日時　　令和６年11月18日㈪
　９時00分
⑶　入札・開札の場所　　川崎市川崎区宮本町１番地
　川崎市役所第３庁舎６階会議室
⑷　入札保証金　　免除
⑸　入札の無効
　川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
⑹　落札者の決定等
　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。
9　契約手続等
⑴　契約書の作成　　要
⑵　契約保証金　　要（契約金額の10％）
　ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券（振替債は除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
⑶　前払金　　否
⑷　契約金額　　見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。
10　その他
⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。
⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
⑸　公告に関する問い合わせ先は、３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1417号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和６年10月25日
川崎市長　福　田　紀　彦
1　競争入札に付する事項
⑴　件　　名　学校遊具点検業務
⑵　履行場所　川崎市立学校
⑶　履行期間　契約締結日～令和７年３月14日
⑷　業務概要
　川崎市立学校に設置された遊具の劣化状況及び安全点検業務
　※詳細は「仕様書」によります。
2　競争入札参加資格に関する事項
　この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。

⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。

⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

⑹　（一社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の認定書の交付を受けている者を有すること。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑴　配布・提出場所

〒210－0005
川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎４階
教育委員会事務局　教育環境整備推進室
管理担当　松井
電　話　044－200－3314
ＦＡＸ　044－200－3679
E-mail　88seibi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭まで
９時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書
イ　2⑹に示した資格の確認ができる書類の写し
※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

⑷　提出方法

持参又は郵送。
※郵送の場合は、3⑴の所管課まで電話連絡の上、提出期間中に届くこととし、不備がないこと。

4　仕様書の閲覧

3⑴の場所、3⑵の期間で縦覧に供します。

5　確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸ）により、令和６年11月６日㈬までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6　質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

⑴　質問受付期間

令和６年11月６日㈬～令和６年11月８日㈮　９時～12時、13時～16時

⑵　質問方法

「質問書」により、3⑴のＦＡＸ又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3⑴の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

⑶　回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和６年11月13日㈬までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

7　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 入札方法 | 持参による紙入札 |
| ⑵ | 入札・開札の日時 | 令和６年11月19日㈫　10時 |
| ⑶ | 入札・開札の場所 | 川崎区宮本町１番地<br>川崎市役所本庁舎復元棟202会議室 |
| ⑷ | 入札保証金 | 免除 |
| ⑸ | 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。 |

⑹　落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

9　契約手続等

⑴　契約書の作成　　要

⑵　契約保証金　　免除

⑶　前払金　　否

10　その他

⑴　事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

⑸　公告に関する問い合わせ先は、3⑴に同じです。

―――――――――――――――――――――

**川崎市公告第1418号**

入　札　公　告

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1　競争入札に付する事項

⑴　件　名

中原区役所　執務環境等検討支援業務委託

⑵　履行場所

川崎市中原区小杉町３丁目245番地　中原区役所

⑶　履行期限

令和７年３月31日㈪まで

⑷　委託概要

中原区役所に来庁する区民や職員にとって快適・機能的で利用しやすく、かつ、区民サービスの向上を図る庁舎とするために執務環境等の検討するため調査を実施します。詳細は仕様書によります。

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録している者であること。

⑷　過去５年以内（令和元年度～令和５年度）に公官庁において庁舎執務環境・レイアウト調査業務（調査～報告書作成）の類似実績があること。

3　入札参加申込書等の配布及び提出

入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書（指定様式）を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒211－8570

川崎市中原区小杉町３丁目245番地

中原区役所まちづくり推進部総務課担当　倉又

電　話　044－744－3124

ＦＡＸ　044－744－3340

メール　65soumu@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は「入札情報かわさき」（市ホームページ）からダウンロードできます。（http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月30日㈬まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）９時～12時及び13時～17時

⑶　提出物

ア　入札参加申込書（指定様式）

イ　類似契約（2⑷に該当する）の契約書の写し（契約の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可）

⑷　提出方法

持参又は簡易書留等記録が残る方法により郵送（必着）してください。

4　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和６年11月１日㈮までに一般競争入札参加資格確認通知書と入札書（様式）を交付します。交付は、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレスに電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、ＦＡＸで送付します。

5　仕様に関する質問

⑴　質問受付先

3⑴に同じ

⑵　質問受付期限

令和６年11月４日㈪17時

⑶　質問方法

指定の「質問書」を電子メールまたはＦＡＸで提出するものとします。「質問書」を送信した場合、その旨を3⑴の所管課まで電話連絡願います。なお、質問がない場合は、提出の必要はありません。

⑷　質問に対する回答

質問の内容とその回答の一覧については、令和６年11月５日㈫までに全参加者（入札参加資格の有無が「無」の者は除きます。）宛てに電子メールまたは

ＦＡＸにて送付します。

6　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記２のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7　入札手続等

⑴　入札・開札の日時及び場所

ア　入札・開札の日時　令和６年11月８日㈮10時00分

イ　入札・開札の場所　中原区役所４階　403会議室

⑵　入札書の提出方法入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に入れて提出してください。なお、郵送は認められません。

⑶　入札保証金免除とします。

⑷　落札者の決定方法川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金免除とします。

⑵　契約書の要否要

⑶　前払金無

9　契約条項を示す場所

公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

10　その他

⑴　入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

⑵　落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

⑶　業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。

⑷　本業務における一切の成果物の権利は、すべて発注者に帰属します。

⑸　本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

---

**川崎市公告第1419号**

入　　札　　公　　告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　資源物とごみの分け方・出し方作製等業務委託

⑵　履行期間　契約締結日から令和７年２月28日まで

⑶　履行場所　川崎市環境局生活環境部減量推進課ほか３か所

⑷　業務内容

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録されている者。

⑶　過去５年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。

⑷　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければならない。

⑴　配布・提出期間

令和６年10月25日から令和６年10月31日

（土・日及び休日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く。））

⑵　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎20階

川崎市環境局生活環境部減量推進課

普及広報係　南

電　話　044－200－2580

ＦＡＸ　044－200－3923

メール　30genryo@city.kawasaki.jp

⑶　提出方法

持参

4　業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

⑴　閲覧期間　　上記３⑴に同じ

⑵　閲覧場所　　上記３⑵に同じ

5　競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和６年11月６日に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

⑴　交付日時

令和６年11月６日

（午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く。））

⑵　交付場所

上記３⑵に同じ

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　仕様・入札に関する問い合わせ先

⑴　問い合わせ期間

令和６年11月７日から令和６年11月12日

（午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く。））

⑵　問い合わせ場所

上記３⑵と同じ。

⑶　問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、３⑵の場所に提出してください。

⑷　質問受け付け方法

持参、電子メールによる。

⑸　回答方法

令和６年11月14日までに競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ文書（電子メールまたはＦＡＸ）で送付します。なお、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。

⑵　入札の日時　　令和６年11月18日　午前10時

⑶　入札の場所　　川崎市役所本庁舎20階2002会議室

⑷　入札保証金　　免除

⑸　開札の日時　　上記８⑵に同じ

⑹　開札の場所　　上記８⑶に同じ

⑺　落札者の決定方法　　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

⑻　入札の無効　　「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等

⑴　契約保証金　　免除

⑵　前払金　　否

⑶　契約書の作成　　要

⑷　契約条項等の閲覧　　川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　公告に関する問い合わせ先は、上記３⑵に同じです。

---

**川崎市公告第1420号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託

⑵　履行場所　　川崎市麻生区王禅寺1285番地

⑶　履行期間　　契約日から令和７年３月31日㈪まで

⑷　業務概要　　本業務は、王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置について、設備の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定を実施するものである。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。

⑷　令和４年４月１日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種の脱臭装置吸着剤交換業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

3　競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記２の⑷が確認できる書類を提出してください。

⑴　配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

〒215－0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係　梶、佐藤、臼田
電　話　044－966－6135
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出・仕様書閲覧期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮９時から17時まで
（12時から13時までの間及び日曜日は除く。）

⑶　提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

⑷　提出書類

上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

4　競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和６年11月15日㈮までに交付します。

なお、交付については、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付場所　上記３⑴に同じ

⑵　交付日時　令和６年11月15日㈮９時から17時まで
（12時から13時までの間は除く。）

5　質問書の受付・回答

⑴　質問受付日

令和６年11月15日㈮９時から令和６年11月22日㈮17時まで

⑵　質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

⑶　質問受付方法

電子メール　30ouzen@city.kawasaki.jp

⑷　回答方法

質問があった場合に限り、令和６年12月２日㈪に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6　競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札・開札日時　令和６年12月10日㈫10時00分
イ　入札・開札場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
３階会議室

⑶　入札書の提出方法

持参（持参以外は無効とします）

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

⑺　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書の作成

必要とします。

⑶　契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、入札情報かわさき（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」から閲覧できます。

9　その他

⑴　本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

⑷　公告に関する問い合わせ先は、上記３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1421号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　王禅寺処理センター空気圧縮機点検整備業務委託

⑵　履行場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地

⑶　履行期間　契約日から令和７年３月21日㈮まで

⑷　業務概要　王禅寺処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。

⑷　令和４年４月１日以降に本市、他官公庁又は民間において、空気圧縮機点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

⑸　業務に必要な三井精機工業株式会社認定コンプレッサー技士を配置できること。

3　競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記２の⑷、⑸が確認できる書類を提出してください。

⑴　配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

〒215－0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係　上野、鈴木、佐藤、臼田

電話　044－966－6135

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出・仕様書閲覧期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮９時から17時まで

（日曜日及び12時から13時までの間は除く。）

⑶　提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

⑷　提出書類

ア　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ　上記２⑸の資格証の写し。

4　競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和６年11月18日㈪までに交付します。

なお、交付については、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付場所　上記３⑴に同じ

⑵　交付日時　令和６年11月18日㈪９時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）

5　質問書の受付・回答

⑴　質問受付日

令和６年11月18日㈪９時から令和６年11月20日㈬17時まで

⑵　質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

⑶　質問受付方法

電子メール　30ouzen@city.kawasaki.jp

⑷　回答方法

質問があった場合に限り、令和６年11月22日㈮に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6　競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札・開札日時　令和６年11月26日㈫10時00分

イ　入札・開札場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
３階会議室

⑶　入札書の提出方法

持参（持参以外は無効とします）

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

⑺　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書の作成

必要とします。

⑶　契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」から閲覧できます。

9　その他

⑴　本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

⑷　公告に関する問い合わせ先は、上記３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1422号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　王禅寺処理センター資源化処理施設クレーン設備点検整備業務委託

⑵　履行場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地

⑶　履行期間　契約日から令和７年３月28日㈮まで

⑷　業務概要　本業務は、王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されているクレーン設備を「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」に基づき、機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。

⑷　令和４年４月１日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種のクレーン設備点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

⑸　業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

ア　クレーン運転士

イ　玉掛け技能講習修了者

3　競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記２の⑷、⑸が確認できる書類を提出してください。

⑴　配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター

担当　田中、梶、臼田
電話　044－966－6135
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮９時から17時まで
（12時から13時までの間及び日曜日は除く。）

⑶　提出方法　持参（持参以外は無効とします。）

⑷　提出書類
ア　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ　上記２⑸の資格証の写し。

4　競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和６年11月12日㈫までに交付します。
なお、交付については、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付場所　上記３⑴に同じ

⑵　交付日時　令和６年11月12日㈫９時から17時まで
（12時から13時までの間は除く。）

5　質問書の受付・回答

⑴　質問受付日
令和６年11月12日㈫９時から令和６年11月13日㈬17時まで

⑵　質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。

⑶　質問受付方法
電子メール　30ouzen@city.kawasaki.jp

⑷　回答方法
質問があった場合に限り、令和６年11月14日㈭に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6　競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　入札・開札日時　令和６年11月18日㈪10時00分
イ　入札・開札場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
３階会議室

⑶　入札書の提出方法
持参（持参以外は無効とします）

⑷　入札保証金
免除とします。

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

⑺　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金
必要とします。（10％）
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

⑵　契約書の作成
必要とします。

⑶　契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」から閲覧できます。

9　その他

⑴　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑵　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。
なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

⑶　公告に関する問い合わせ先は、上記３⑴に同じです。

---

**川崎市公告第1423号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名

川崎シンフォニーホール開演ブザー装置・録音装置等更新業務委託

⑵　履行場所

川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎

⑶　契約期間

契約締結日から令和７年３月24日まで

⑷　概要

仕様書によります。

2　競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　入札期日において、令和５・６年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

⑶　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

⑷　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項各号による中小企業者であること。

⑸　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑹　この委託業務について、過去５年間で、川崎市又は他官公庁において類似の契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

⑺　この委託業務について、契約締結後、確実かつ速やかに実施できること。

3　競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

⑴　配布及び提出

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎21階

市民文化局市民文化振興室　音楽のまち推進担当

ＴＥＬ　044－200－2030

ＦＡＸ　044－200－3248

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭まで（土曜日、日曜日を除く、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出書類

ア　競争入札参加申込書

イ　契約実績を確認できる契約書等の写し

⑷　提出方法

持参とします。

⑸　その他

ア　問い合わせ先は、３⑴の場所とします。

イ　提出された書類等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ　提出された書類等は返却しません。

エ　提出された書類等に係り、説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

オ　提出された書類等を審査した結果、この委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

4　競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。ただし、川崎市競争入札参加資格名簿へ登録した際に電子メールアドレスの登録をしている場合は、そのアドレスあてに令和６年11月１日㈮までに電子メールで送付します。

⑴　日時　令和６年11月１日㈮

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　競争入札参加資格確認通知書等の交付

電子メールにて送付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録していない場合は、上記３⑴の場所で交付します。

5　仕様及び入札説明書に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

３⑴に同じ

⑵　問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス（25bunka@city.kawasaki.jp）宛て送付してください。

⑶　受付期間

令和６年11月１日㈮から令和６年11月８日㈮まで

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑷　回答方法

令和６年11月12日㈫午後５時までに、競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に、電子メールで回答します。

6　競争入札参加資格の喪失

開札前に上記２の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7　入札の手続等
⑴　入札・開札の場所及び日時
ア　日時　令和６年11月15日㈮午前10時
イ　場所　川崎市川崎区宮本町１番地
本庁舎18階　1801会議室
⑵　入札書の提出方法
持参とします。
⑶　入札保証金
免除とします。
⑷　入札金額
ア　入札は総価で行います。
イ　履行期間の総額（税抜き）を入札金額とします。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要となる一切の費用を含めて見積もるものとします。
⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。
8　契約の手続き等
⑴　契約保証金
ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
⑵　契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規程において閲覧することができます。
9　その他
⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
⑵　この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
⑶　公告に関する問い合わせ先は、３⑴に同じです。

―――――――――――――――――――――

**川崎市公告第1424号**

入　札　公　告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項
⑴　件　名
川崎駅東口駅前広場路上演奏実態調査業務委託
⑵　履行場所
川崎駅東口駅前広場ほか
⑶　履行期間
契約日から令和７年１月31日まで
⑷　業務概要
音楽を通した活力とうるおいのある地域社会づくりを進めるにあたり、川崎駅東口駅前広場における路上演奏の実態を把握するため、観察調査と個別インタビューを行い、報告書を作成する。
2　一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」で登録されていること。
⑷　過去５年で１件以上、本市、官公庁、大学又は研究機関等における街頭調査分析及び類似業務を受託し、履行した実績があること。また、その業務を行った経験のある者を一人以上配置できること。
3　競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません
一般競争入札参加申込書、本件に類似する契約の実績を証する書類（契約書の写し等）
⑴　申込書及び仕様書の配布場所
川崎市ホームページ（https：//www.city.kawasaki.jp/250/page/0000170383.html）よりダウンロード（「入札・契約」－「その他の入札情報」）
⑵　申込書及び仕様書の配布と申込書等の提出期間
令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭までとします。
⑶　申込書等の提出場所及び問い合わせ先
〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎21階
川崎市役所市民文化局市民文化振興室
ＴＥＬ　044－200－3725
ＦＡＸ　044－200－3248
⑷　申込書等の提出方法

持参とします。

4　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記３により、一般競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールのアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和６年11月１日㈮午後５時までに送付します。

5　仕様に関する問い合わせ先

⑴　問い合わせ先

３⑶に同じ

⑵　質問受付期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月７日㈭午後５時までとします。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

⑷　質問受付方法

電子メールまたはＦＡＸに限ります。

電子メール　25bunka@city.kawasaki.jp

ＦＡＸ　044－200－3248

⑸　回答方法

令和６年11月12日㈫までに、全社宛てに文書（電子メールまたはＦＡＸ）で送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札は総価で行います。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書は「入札件名」及び「商号又は名称」を記載した封筒に封入して持参してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和６年11月19日㈫午前10時

イ　入札場所　川崎市川崎区宮本町１番地

本庁舎21階　市民文化局会議室

⑶　入札書の提出方法

持参とします。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

⑺　入札説明書の閲覧

一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、３⑶の場所において、３⑵の期間で閲覧することができます。

また、川崎市ホームページ（https：//www.city.kawasaki.jp/250/page/0000170383.html）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

8　契約の手続き等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金は次のとおりとします。

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10％を納入しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　前払金

無

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための窓口　３⑶に同じです。

⑷　３の一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ（https：//www.city.kawasaki.jp/250/page/0000170383.html）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

---

**川崎市公告第1425号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和６年度広域避難場所標識保守点検業務委託

⑵　履行場所

川崎市川崎区富士見１丁目５番地先ほか16か所

⑶　履行期間

契約日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要

市内に設置している広域避難場所標識について、高所作業車等を用いて点検を行い、安全の確認を行う。また、標識盤面のボルト・ナットの取付状態を確認し、保守を行う。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他」（種目「その他」）に登載されていること。

⑷　川崎市内に本店又は受任地を有していること。

⑸　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項第１号による中小企業者であること。

⑹　過去３年間で２件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含む同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎６階
危機管理本部危機管理部　計画担当
電　話　044－200－3134（直通）、ＦＡＸ　044－200－3972、E-mail　60kikika@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から10月31日㈭までの午前８時30分から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後１時までを除きます。

４　入札説明会及び入札説明書

⑴　入札説明会

実施しません。

⑵　入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「３⑵配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

５　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和６年11月６日㈬　午後５時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

⑵　場所

「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

６　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

⑵　質問受付期間

令和６年10月25日㈮から11月７日㈭までの午前８時30分から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後１時までを除きます。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　質問受付方法

持参、電子メール、ＦＡＸ又は郵送によります。（電子メール又はＦＡＸで送付した場合は、送付した旨を「６⑴問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア　電子メール　60kikika@city.kawasaki.jp
イ　ＦＡＸ　044－200－3972
ウ　郵送　「６⑴問い合わせ先」に同じ。ただし、「６⑵質問受付期間」の期間内に必着のこと。

⑸　回答方法

令和６年11月12日㈫午後５時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

７　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

８　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和６年11月19日㈫　午前10時00分

イ　入札場所　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎６階本部室

⑶　入札書の提出方法
持参とします。

⑷　入札保証金
免除とします。

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

９　契約の手続き等

⑴　契約保証金は、免除とします。

⑵　契約書作成の要否
必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

⑶　業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)に　おいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

―――――――――――――――――――――――――

**川崎市公告第1426号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川中島中学校ほか２校ＬＥＤ照明器具賃貸借契約

⑵　履行場所　川崎市川崎区藤崎２－19－１ほか２校

⑶　履行期間　契約日から令和12年２月28日まで

⑷　調達概要　仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

２　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「Ａ」で登録されていること。

３　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出・仕様書等閲覧場所
〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
（川崎市役所本庁舎21階）担当　大和田、森田
電　話　044－200－1223
ＦＡＸ　044－200－3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html。）

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで
午前９時～午後５時（土日及び、正午～午後１時を除く）
⑶　提出方法
持参
4　競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年11月７日㈭までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和６年11月７日㈭の午前９時から午後５時まで（ただし、正午～午後１時を除く）配布を行います。
5　入札説明書及び仕様書の交付
競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和６年11月７日㈭の午前９時から午後５時まで（ただし、正午～午後１時を除く）配布を行います。
6　仕様書等に関する質問・回答
⑴　質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア　質問書の配布
入札説明書の配布と同じ
イ　質問書の提出場所
３⑴と同じ
ウ　質問書の提出期間
令和６年11月11日㈪まで
午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）
エ　質問書の提出方法
㋐　持参
㋑　ＦＡＸ
㋒　メール
なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。
電　話　044－200－1223
ＦＡＸ　044－200－3921
E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp
⑵　回答
ア　回答日
令和６年11月14日㈭
イ　回答方法
回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。
また、回答後の再質問は受付しません。
7　入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
8　入札手続等
⑴　入札方法等
ア　入札書の提出日時　令和６年11月18日㈪午前11時00分
イ　入札書の提出場所　川崎市役所本庁舎３階306会議室
⑵　入札保証金
免除とします。
⑶　開札の日時・場所
８⑴アに同じ
⑷　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑸　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
9　契約手続等
⑴　契約保証金
免除とします。
⑵　前払金　無
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ

⑹　当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

⑺　本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

---

**川崎市公告第1427号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　橘小学校ほか２校ＬＥＤ照明器具賃貸借契約

⑵　履行場所　川崎市高津区千年1024ほか２校

⑶　履行期間　契約日から令和12年２月28日まで

⑷　調達概要　仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

3　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

（川崎市役所本庁舎21階）担当　大和田、森田

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」http：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html。）

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで

午前９時～午後５時（土日及び、正午～午後１時を除く）

⑶　提出方法

持参

4　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和６年11月７日㈭までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は3⑴の場所で令和６年11月７日㈭の午前９時から午後５時まで（ただし、正午～午後１時を除く）配布を行います。

5　入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は3⑴の場所で令和６年11月７日㈭の午前９時から午後５時まで（ただし、正午～午後１時を除く）配布を行います。

6　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ　質問書の提出場所

3⑴と同じ

ウ　質問書の提出期間

令和６年11月11日㈪まで

午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

エ　質問書の提出方法

(ｱ) 持参

(ｲ) ＦＡＸ

(ｳ) メール

なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３(1)の所管課まで電話連絡願います。

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア　回答日

令和６年11月14日(木)

イ　回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

(1) 入札方法等

ア　入札書の提出日時　令和６年11月18日(月)
午前11時30分

イ　入札書の提出場所　川崎市役所本庁舎３階
306会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

８(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金　無

(3) 契約書作成の要否　要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口　３(1)に同じ

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

---

**川崎市公告第1428号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

(1) 件　　名

川崎市橋りょう長寿命化修繕計画更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市管内

⑶　履行期間
令和７年３月31日限り
⑷　業務概要
本業務は、平成22年12月に策定し、平成28年３月に一部改訂、令和３年２月に改定を行った「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」について、これまでの点検結果や補修状況を反映し、新たな課題を抽出するとともに解決に向けた次期計画（案）を作成するものである。なお、令和５年度に改正された道路メンテナンス事業補助制度要綱の内容を反映した次期計画（案）とするものです。

2　競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
⑷　次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。
ア　管理技術者については以下の条件を満たすこととする。
(ｱ)　技術士（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
(ｲ)　橋りょうに関する長寿命化修繕計画の策定や更新等業務を経験する者
イ　担当技術者については技術士（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者が１人以上従事することとする。
⑸　令和元年度から令和５年度までを対象として次に示す業務委託の実績を有すること。
「橋りょうに関する長寿命化修繕計画の策定・更新等に関わる業務」

3　一般競争入札参加申込書の配付及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。
⑴　配付場所
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。
⑵　配布開始日
令和６年10月25日㈮
⑶　提出書類
ア　入札参加申込書
イ　技術者配置届及び上記２⑷⑸を証明する資格者証、業務実績等の写し
⑷　提出方法
持参
⑸　提出場所及び問合せ先
川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎17階
川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課
電　話：044－200－2804
⑹　受付期間
令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前９時00分から午後５時00分まで（正午から午後１時00分までを除く。）

4　一般競争入札参加資格確認通知書等の交付
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和６年11月７日㈭までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、ＦＡＸで送付します。

5　仕様に関する問合せ
⑴　質問受付方法
ア　電子メールの場合
(ｱ)　質問書の送付先
53dousi@city.kawasaki.jp
※件名を「【質問書】川崎市橋りょう長寿命化修繕計画更新業務委託」としてください。
(ｲ)　質問書の受付期間
令和６年11月７日㈭から令和６年11月12日㈫まで
イ　持参の場合
(ｱ)　質問書の提出場所
上記３⑸と同じ
(ｲ)　質問書の受付期間
令和６年11月７日㈭から令和６年11月12日㈫まで
午前９時00分から午後５時00分まで（正午から午後１時00分までを除く。）
⑵　質問書の様式
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。
⑶　回答方法
令和６年11月15日㈮までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、ＦＡＸで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7　入札手続等

⑴　提出書類

ア　入札書

イ　委任状（代表者以外の方が提出する場合のみ必要です。）

⑵　入札方法

持参による入札

⑶　入札の日時・場所

ア　令和６年11月22日㈮午前10時00分

イ　川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎２階202会議室

※封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記１⑴の件名及び「入札書在中」と明記してください。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

要

⑵　前払金

無

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　この公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　この公告に関する問合せ先は、上記３⑸に同じです。

---

**川崎市公告第1429号**

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和６年度高層マンション住民の避難行動等に関する調査業務委託

⑵　履行場所

川崎市中原区小杉町３－245

中原区役所危機管理担当

⑶　履行期限

契約締結日から令和７年３月31日まで。

⑷　委託概要

「令和６年度高層マンション住民の避難行動等に関する調査業務委託仕様書」によります。

2　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定する資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」・種目「その他調査測定」で登録されている者

3　入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布方法

「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）よりダウンロードできます。

なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、３⑵の場所において３⑶の期間、配布も行います。

⑵　提出場所

〒211－8570　川崎市中原区小杉町３－245

中原区役所危機管理担当

電　話　044－744－3141（直通）

ＦＡＸ　044－744－3346

E-mail　65kikika@city.kawasaki.jp

⑶　配布及び提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭まで。

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

⑷　提出書類

入札参加申込書

⑸　提出方法

３⑵の提出場所に持参により提出

⑹　その他

提出された書類は返却しません。

4　確認通知書、入札説明書等の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、確認通知書を交付します。

⑴　令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスを登録している者には、令和６年11月５日㈫までに確認通知書を送付します。

⑵　当該委任先メールアドレスを登録していないものには、令和６年11月５日㈫の午前９時から午後５時までに上記３⑵の場所において確認通知書を交付します。

5　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

〒211－8570　川崎市中原区小杉町３－245

中原区役所危機管理担当

電　話　044－744－3141（直通）

ＦＡＸ　044－744－3346

E-mail　65kikika@city.kawasaki.jp

⑵　問い合わせ期間

令和６年11月６日㈬から令和６年11月７日㈭まで

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。

⑶　問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、５⑴の電子メールアドレス又はＦＡＸ番号宛に送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を５⑴の担当あて電話連絡してください。

⑷　回答方法

質問に対する回答は、確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和６年11月11日㈪までに、電子メール又はＦＡＸで送付します。

なお、確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6　入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

⑵　入札日時・場所

ア　入札日時

令和６年11月14日㈭午後２時00分

イ　入札場所

〒211－8570　川崎市中原区小杉町３－245

中原区役所　４階403会議室

⑶　入札保証金

免除

⑷　入札金額

入札は総価で行います。

⑸　開札の日時・場所

上記７⑵に同じ 。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には確認通知書を必ず持参してください。

9　契約手続等

⑴　契約保証金

免除

⑵　契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　入札の手続等の詳細は入札説明書によります。

⑶　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

---

**川崎市公告第1430号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 生田緑地東生田２丁目地質調査業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区東生田２丁目７ |
| | 履行期間 | 令和７年３月14日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。<br>⑷　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者。<br>⑸　次の要件を満たす者を配置できること。<br>ア　管理技術者は、技術士（建設部門：土質及び基礎）の資格を有する者<br>イ　照査技術者は、技術士（建設部門：土質及び基礎）又はＲＣＣＭ（土質及び基礎部門）のいずれかの資格を有する者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月26日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 高津高等学校現地測量委託 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区久本３－11－１ |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月26日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 多摩区内水路浸水対策設計業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区菅３丁目４番地先 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者。<br>⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、又は技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者を配置できること。<br>　なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月26日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 上野川歩道橋補修詳細設計委託 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区野川本町１丁目８番地先 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。<br>⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。<br>　なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月26日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 祇園橋ほか２橋橋りょう長寿命化修繕設計委託 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区木月伊勢町３番３地先ほか２箇所 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。<br>⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月26日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 西高津中学校現地測量委託 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区久地１－10－１ |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月28日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件７）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 中原中学校現地測量委託 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区小杉陣屋町１－24－１ |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月28日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |

| | |
|---|---|
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件８）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 鷲ヶ峰子供の里公園ほか測量業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区菅生ケ丘19－１ほか |
| | 履行期間 | 令和７年３月14日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月28日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市公告第1431号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　業務件名

宮前市民館・図書館舞台照明設備点検整備業務委託

⑵　履行場所

川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４

⑶　履行期間

契約日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要

宮前市民館大ホールで使用するクセノン・ピンスポットライト本体の交換、機器調整、試運転調整等を行う。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

⑶　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

⑷　令和５・６年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。

⑸　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項による中小企業者であること。

⑹　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑺　過去10年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し（仕様書を含む）、工事実績一覧

表等）を提出してください。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒216－0006

川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４

宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

電　話　044－888－3911（直通）、ＦＡＸ　044－856－1436

E-mail：88miyasi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日、休館日を除きます。

⑶　提出方法

持参

⑷　提出書類

・一般競争入札参加資格確認申請書

・類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

4　入札説明会及び入札説明書

⑴　入札説明会

実施しません。

⑵　入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、３⑴配布・提出場所及び問合せ先の場所において、３⑵配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和６年11月６日㈬　午後１時から午後５時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

⑵　場所

３⑴配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

３⑴配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

⑵　質問受付期間

令和６年11月６日㈬から令和６年11月８日㈮までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。

ア　電子メール　88miyasi@city.kawasaki.jp

イ　ＦＡＸ　044－856－1436

⑸　回答方法

令和６年11月14日㈭午後５時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札・開札の日時・場所

ア　入札日時

令和６年11月22日㈮午後２時00分

イ　入札場所

川崎市宮前区宮前平２丁目20番地４

宮前市民館４階　第４会議室

⑶　入札書の提出方法

持参とします。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

9　契約の手続き等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

⑵　前払金

否

⑶　契約書作成の要否

必要とします。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び３⑴配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10　特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

⑶　業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

―――――――――――――――――――――

**川崎市公告第1432号**

入　　札　　公　　告

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　名

令和６年度　川崎港海底トンネル維持管理定期点検業務委託

⑵　履行場所

川崎市川崎区千鳥町地先及び東扇島地先

⑶　履行期間

契約日から令和７年３月19日まで

⑷　業務概要

本委託は、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令第４条第６項の規定による技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、対象港湾施設の点検及び調査を実施し、維持管理計画の更新を行うものである。

基準点測量　……　１式

水準点測量　……　１式

トンネル点検業務　……　１式

計画書更新業務　……　１式

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「トンネル」で登録されている者。

⑷　平成30年度以降に港湾施設又は海岸保全施設の維持管理計画の策定又は更新に関する業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。

⑸　次の要件を満たす者を配置できること。

ア　管理技術者は、技術士（建設部門：トンネル）、技術士（総合技術監理部門：建設－トンネル）、ＲＣＣＭの「トンネル」部門のいずれかの資格を有する者であること。

イ　照査技術者は、技術士（建設部門：トンネル）、技術士（総合技術監理部門：建設－トンネル）、ＲＣＣＭの「トンネル」部門のいずれかの資格を有する者であること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3　一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－0869

川崎市川崎区東扇島38－１　川崎マリエン４階

川崎市港湾局　川崎港管理センター

港湾管理課

電話番号　044－287－6014

ＦＡＸ　　044－287－6038

E-mail　　58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎

市のホームページの「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭までとします（土曜日、日曜日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　２⑷に記載された要件を満たしていることを証する書類（契約書の写しなど）

ウ　２⑸に記載された要件を満たしていることを証する書類（資格証の写しなど）

⑷　提出方法

持参とします。

4　入札説明書の縦覧

入札説明書は、３⑴の場所、３⑵の期間において縦覧に供します（土曜日、日曜日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

5　競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

なお、交付については、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて令和６年11月７日㈭に送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付場所　上記３⑴に同じ

⑵　交付日時　令和６年11月７日㈭９時から17時まで（正午から午後１時の間は除く。）

6　仕様に関する問い合わせ先等

⑴　問い合わせ先

３⑴に同じ

⑵　質問受付期間

令和６年11月８日㈮午前９時から令和６年11月13日㈬午後４時まで

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

⑷　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸに限ります。

電子メール　58koukan@city.kawasaki.jp

ＦＡＸ　044－287－6038

⑸　回答方法

令和６年11月20日㈬までに、文書（ＦＡＸ又は電子メール）にて、競争入札参加者全員に送付します。

7　一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札方法　持参

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和６年11月25日㈪　午前10時

イ　入札場所

川崎市川崎区東扇島38－１

川崎マリエン３階会議室

⑶　入札保証金

免除

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等

次により契約を締結します。

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

⑵　契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　関連情報を入手するための窓口　３⑴に同じ

**川崎市公告第1433号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　準用河川五反田川河川現況台帳等作成業務委託

⑵　履行場所　川崎市管内

⑶　履行期限　契約締結日から令和７年３月28日まで

⑷　業務概要　仕様書のとおり

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。

⑷　次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとウ、イとウは兼務できない。

ア　管理技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士（総合技術監理部門：建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋）又はＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋部門）のいずれかの資格を有する者。

イ　主任技術者は、技術士(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門）のいずれかの資格を有する者。

ウ　照査技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士（総合技術監理部門：建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋）又はＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋部門）のいずれかの資格を有する者。

3　入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配付・提出場所

〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎17階
川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課
電　話：044－200－2903
ＦＡＸ：044－200－7703
E-mail：53kasen@city.kawasaki.jp
※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

⑵　配付・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月１日㈮まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書

イ　上記２⑷を証明する資格者証及び自社従業員である証明書類の写し

⑷　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和６年11月１日㈮必着）。（ただし、郵送した際はその旨を３⑴の所管課まで、電話連絡願います。）

4　競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和６年11月６日㈬までに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はＦＡＸで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びＦＡＸの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

5　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。（ただし、送信した際はその旨を３⑴の所管課まで電話連絡願います。）

E-mail：53kasen@city.kawasaki.jp
ＦＡＸ：044－200－7703

⑵　質問受付期間

令和６年11月６日㈬から令和６年11月11日㈪まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　回答方法

令和６年11月14日㈭までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はＦＡＸにより回答書を送付します。なお、当該電子メールアドレス及びＦＡＸの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問は受け付けません。

6　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応として、入札・開札について、密室での実施を取りやめ、入札書は開札日前日までの郵送・持参による提出とし、開札については、事前に提出いただいた入札書をもとに市職員のみで実施します。（再度入札又はくじ引きを実施する場合を除く。）

⑴　提出書類

ア　入札書

イ　委任状（代表者以外の方が持参により提出する場合のみ。）

⑵　提出書類の提出方法

ア　郵送による入札の場合

(ｱ) 提出場所

３⑴に同じ

(ｲ) 提出期間

令和６年11月14日㈭から令和６年11月21日㈭まで（必着）

(ｳ) 提出方法

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に１⑴の件名及び商号又は名称を記載し、「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、３⑴の所管課に必ず電話連絡してください。

イ　持参による入札の場合

(ｱ) 提出場所

３⑴に同じ

(ｲ) 提出期間

令和６年11月14日㈭から令和６年11月21日㈭まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

(ｳ) 提出方法

持参による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れ、当該封筒に１⑴の件名及び商号又は名称を記載し、「入札書在中」と明記した上で提出してください。なお、必ず来庁前に３⑴の所管課へ電話連絡し、本市から日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

⑶　入札金額

入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　開札の日時・場所

ア　日時　令和６年11月22日㈮午前10時00分

イ　場所　３⑴に同じ

ウ　開札の立会

開札は市職員のみで実施します。立会いの必要はありません。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

⑺　再度入札又はくじ引きの実施

開札の結果、落札者がいない場合、又は落札となるべき入札者が２者以上ある場合は、令和６年11月26日㈫午前11時00分に再度入札又はくじ引きを行います。

なお、実施にあたっては、場所等を電話・電子メールにより対象者に連絡します。

⑻　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

⑼　落札結果の公表

落札結果については、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はＦＡＸで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びＦＡＸの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において公表します。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金
　無
⑶　契約書作成の要否
　要
⑷　議決の要否
　無
⑸　契約条項等の閲覧
　川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
9　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑶　詳細は、入札説明書によります。
⑷　書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は3⑴と同じです。

---

**川崎市公告第1434号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項
⑴　業務件名
　男女共同参画センター非常用自家発電設備長寿命化整備業務委託
⑵　履行場所
　川崎市高津区溝口２－20－１
⑶　履行期間
　契約日から令和７年３月31日まで
⑷　業務概要
　男女共同参画センターに設置されている非常用自家発電設備について、エンジン・発電機の部品交換、試運転調整、模擬負荷試験等を行う。
2　一般競争入札参加資格
　この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
⑵　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。
⑶　令和５・６年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
⑷　令和５・６年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ
　「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。
⑸　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項による中小企業者であること。
⑹　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑺　過去５年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
3　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
　この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。
⑴　配布・提出場所及び問合せ先
　〒210－8577
　川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎21階
　市民文化局人権・男女共同参画室
　電　話　044－200－2300（直通）
　ＦＡＸ　044－200－3914
　E-mail　25zinken@city.kawasaki.jp
⑵　配布・提出期間
　令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）
⑶　提出方法
　持参
⑷　提出書類
　・一般競争入札参加資格確認申請書
　・類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等）
4　入札説明会及び入札説明書
⑴　入札説明会
　実施しません。
⑵　入札説明書の交付
　業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3⑴配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3⑵配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和６年11月５日㈫午後１時から午後５時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

⑵　場所

３⑴配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

３⑴配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

⑵　質問受付期間

令和６年11月５日㈫から令和６年11月８日㈮までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　質問受付方法

持参、電子メール又はＦＡＸによります。

ア　電子メール　25zinken@city.kawasaki.jp

イ　ＦＡＸ　044－200－3914

⑸　回答方法

令和６年11月13日㈬午後５時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和６年11月22日㈮午前10時00分

イ　入札場所

川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎21階

市民文化局会議室

⑶　入札書の提出方法

持参とします。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

9　契約の手続き等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

⑵　前払金

否

⑶　契約書作成の要否

必要とします。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び３⑴配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10　特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

⑶　業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

---

**川崎市公告第1435号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　東門前跨線人道橋定期点検業務委託

⑵　履行場所　川崎市川崎区東門前３丁目５番地先

⑶　履行期限　令和７年３月14日限り

⑷　業務概要　仕様書のとおり

２　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内・準市内」で登録されている者。

⑷　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項各号による中小企業者であること。

⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。

⑹　管理技術者要件については以下の全ての要件を満たす者であること。

（担当技術者との兼務は不可とする）

技術士（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者とする。

⑺　担当技術者については、以下の要件を満たす者を各１名配置すること。

（管理技術者との兼務は不可とする）

技術士(鋼構造及びコンクリート部門)又は「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検もしくは診断）を有する者とする。

軌道内作業を行うにあたって、従事者の中に京急建設株式会社の定める作業責任者及び列車監視員（京急列車監視員資格保有者）を配置すること。なお、再委託にて配置することも可能とし、その場合は事前に再委託の承諾を得ること。また、軌道内作業の立会人として、京浜急行電鉄株式会社職員を配置することとし、事前に再委託の承諾を得ること。

３　入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配付・提出場所

〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

電　話：044－200－2829

ＦＡＸ：044－200－7703

E-mail：53douro@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

⑵　配付・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年11月４日㈪まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日、12時～13時の間は除く）

午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書

イ　上記２⑷、⑸を証明する資格者証及び自社従業員である証明書類の写し

⑷　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和６年11月４日㈪必着）。（ただし、郵送した際はその旨を３⑴の所管課まで、令和６年11月４日㈪午後５時までに電話連絡願います。）

４　競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和６年11月７日㈭までに送付します。当該電子メールアドレスを登録していない場合はＦＡＸで送付します。なお、当該電子メールアドレス及びＦＡＸの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

５　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。（ただし、送信した際はその旨を３⑴の所管課まで電話連絡願います。）

E-mail：53douro@city.kawasaki.jp

ＦＡＸ：044－200－7703

⑵　質問受付期間

令和６年11月７日㈭から令和６年11月15日㈮まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　回答方法

令和６年11月21日㈭までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はＦＡＸにより回答書を送付します。なお、当該電子メールアドレス及びＦＡＸの登録をしていない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問は受け付けません。

６　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　提出書類

ア　入札書

イ　委任状（代表者以外の方が持参により提出する場合のみ。）

⑶　入札・開札の日時と場所

令和６年11月29日㈮10時00分

⑷　入札・開札の場所

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎３階305会議室

⑸　提出書類の提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

⑹　入札金額

入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

⑺　入札保証金

免除とします。

⑻　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑼　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金

無

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　詳細は、入札説明書によります。

⑷　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑸　書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

⑹　関連情報を入手するための照会窓口は３⑴と同じです。

---

**川崎市公告第1436号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名　東百合丘４丁目緑地ほか斜面地調査業務委託

⑵　履行場所　川崎市麻生区東百合丘４丁目32－１ほか35箇所

⑶　履行期限　契約日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要　麻生区内の公園・緑地の斜面地について、専門的技術、知見に基づいた現地調査を実施し、状況を把握して、調査結果とりまとめ、安全対策の優先度ランクを検討し、今後の詳細調査、安全

対策検討資料とする。

2　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。

⑷　本業務の実施にあたり、技術士（建設－河川、砂防及び海岸・海洋部門）、技術士（建設－土質及び基礎）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）、RCCM（土質及び基礎）のいずれかの資格を所有する技術者を１名以上配置すること。

3　一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒215－0026　川崎市麻生区古沢120
麻生区役所道路公園センター
電　話：044－954－0505
ＦＡＸ：044－954－6283
E-mail：73doukan@city.kawasaki.jp
※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間

令和６年10月25日㈮から令和６年10月31日㈭（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書
イ　上記２⑷の資格証の写し

⑷　提出方法

持参

4　競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和６年11月７日㈭までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、ＦＡＸで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5　仕様に関する問合せ

⑴　質問受付方法

電子メールまたはＦＡＸによります。（ただし、送信した際はその旨を３⑴の所管課まで電話連絡願います。）

E-mail：73doukan@city.kawasaki.jp
ＦＡＸ：044－954－6283

⑵　質問受付期間

令和６年11月７日㈭午前９時から令和６年11月11日㈪午後５時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　回答方法

令和６年11月13日㈬午後５時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

持参による入札

⑵　入札の日時・場所

ア　日時　令和６年11月22日㈮午前10時00分
イ　場所　川崎市麻生区古沢120
麻生区役所道路公園センター２階会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時・場所

７⑵に同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

免除とします。
⑵　前払金　無
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
9　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑶　詳細は、入札説明書によります。
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は3⑴に同じ。

---

**川崎市公告第1437号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和６年10月28日
川崎市長　福　田　紀　彦
1　工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区水沢３丁目2834番１
の一部ほか６筆の一部
2,892平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋２丁目６番地17
株式会社　成建　代表取締役　常盤　孝一
3　予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：10戸
4　開発許可年月日及び許可番号
令和４年10月７日
川崎市指令　ま宅審（イ）第62号
令和６年２月13日
川崎市指令　ま宅審（イ）第242号（変更）

---

**川崎市公告第1438号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和６年10月28日
川崎市長　福　田　紀　彦
1　工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区百合丘二丁目12番８の一部
733平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号
株式会社　細田工務店
代表取締役社長　野村孝一郎
3　予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：６戸
4　開発許可年月日及び許可番号
令和５年11月24日
川崎市指令　ま宅審（イ）第222号
令和６年５月７日
川崎市指令　ま宅審（イ）第７号（変更）

---

**川崎市公告第1439号**

入　札　公　告
業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。
令和６年10月29日
川崎市長　福　田　紀　彦
1　競争入札に付する事項
⑴　件　名
令和６～９年度川崎市立新小倉小学校給食調理等業務委託
⑵　履行場所
川崎市立新小倉小学校
⑶　履行期間
令和７年３月10日から令和10年３月24日まで
⑷　調達概要
新校開校における給食開始までの準備及びそれに付随する業務、給食開始後における給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。
2　競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。
⑵　入札期日において令和５・６年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。
⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑷　神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
⑸　資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
⑹　次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア　令和６年10月１日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和６年10月１日現在において不履行のないこと。

イ　令和３、令和４、令和５年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があって不履行がなく、かつ、令和６年度の受託実績が３校以上あって令和６年10月１日現在において不履行のないこと。

⑺　神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年４月１日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

⑻　国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年４月１日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

３　競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、３⑴の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」（https：//www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

⑴　配布、提出場所及び問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎７階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電　話：044－200－3299・3894（直通）
ＦＡＸ：044－200－1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

⑵　配布、提出期間

令和６年10月29日㈫から令和６年11月８日㈮までの午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和６年11月８日㈮まで必着とします。

４　資料の縦覧

３⑴の場所、３⑵の期間で縦覧に供します。

５　競争参加資格確認通知書の交付

上記３により、競争参加申込書を提出した者には、令和６年11月15日㈮午後５時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

６　仕様に関する問合せ先

⑴　問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎７階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、植松担当
電　話：044－200－3299・3894（直通）
ＦＡＸ：044－200－1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

⑵　問合せ期間

令和６年11月15日㈮午前８時30分～令和６年11月22日㈮午後５時

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、ＦＡＸ・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

⑷　回答方法

令和６年11月28日㈭までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにＦＡＸ又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

７　競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

８　入札の手続等

⑴　入札の方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ　入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入

札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ　入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

⑵　入札、開札の日時及び場所

ア　日時　令和６年12月10日㈫　午後２時00分

イ　場所　川崎区東田町５番地４

川崎市役所第３庁舎18階　第５・６会議室

⑶　入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

9　契約の手続等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、３⑴の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」において閲覧することができます。

⑷　特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10　報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

⑶　問合せ窓口は３⑴に同じです。

⑷　本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第６条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

---

**川崎市公告第1440号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月30日

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道坂戸45号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区坂戸３丁目18番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月14日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成<br>入札の無効 | 要<br>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」又は「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」、「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区南加瀬２丁目13番地先他２箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月14日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」又は「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」、「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区市ノ坪358番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月14日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>ア　入札参加者は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」又は「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>イ　落札候補者決定は、「市道南加瀬124号線道路補修（打換）工事」、「中原区内一般国道409号歩道設置（改築）及び防護柵補修及び舗装道補修（切削）工事」、「市道坂戸45号線道路補修（打換）工事」の順に行います。<br>ウ　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>エ　上記アの対象工事においては、配置できる技術者が１名でも全ての入札に参加することが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第４条４を御覧ください。<br>⑵　「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道王禅寺359号線手摺補修及び道路補修（階段）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区王禅寺西５丁目10番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 水路改修（麻生）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区古沢334番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 | |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 王禅寺中第２公園防火水槽補修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区王禅寺東３丁目12番地内 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件７）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 日本民家園旧山下家周辺広場改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区枡形７丁目１－１地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。 | |

| | |
|---|---|
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件８）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 市道扇町２号線側溝改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区扇町12番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件９）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎駅周辺地区点字シート補修及び市道川崎町田線点字シート補修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区幸町２丁目585番地先ほか１箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件10）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 菅みずき公園ほか遊具更新工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区菅仙谷２丁目16番地ほか |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。<br>⑹　令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。<br>⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|---|---|
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件11）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造（その12）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区片平１丁目５番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和８年３月31日まで |
| 参加資格 | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。<br>ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　全ての構成員に必要な条件<br>ア　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>（ｱ）令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>（ｲ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>（ｳ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>エ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>オ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>カ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>キ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>ク　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>ア　舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>イ　監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>ア　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>イ　主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月６日　17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |

| | |
|---|---|
| そ　の　他 | ⑴　川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件12）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 登戸駅前広場整備（２期）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区登戸3465番地他 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和８年３月31日まで |
| 参加資格 | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。<br>ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　全ての構成員に必要な条件<br>ア　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>（ｱ）令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>（ｲ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>（ｳ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>エ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>オ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>カ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。<br>イ　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ウ　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>エ　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年４月１日以降に有すること。<br>延べ面積145㎡以上の、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事又は以上を含む土木工事の完工実績<br>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。<br>⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>イ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>ウ　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | エ　主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044-200-2099 |
| 入札日時等 | 令和６年12月６日　17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件13）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 小倉小学校ほか１校教室等改修工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区小倉２丁目20番１号ほか１校 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ｂ」又は「Ｃ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「建築」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月29日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件14）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | ガス橋橋りょう長寿命化修繕（その２）工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区上平間378番地先 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和８年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「橋梁上部」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「鋼構造物」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの |
| 参加資格 | 現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月６日　17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件15）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 地域子育て支援センターすがお改修その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区菅生５丁目４番10 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行期間 | 契約の日から令和８年１月15日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月６日　17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

**川崎市公告第1441号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号、令和５年４月１日施行）附則第５条第１項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和６年10月30日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　各筆明細

| 利用権を設定する土地 | | | 利用権を設定する者 | | 設定する利用権 | | | | | | 利用権の設定を受ける者 | | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在 | 現況地目 | 面積（㎡） | 氏名又は名称 | 住所 | 利用権の種類 | 利用権の内容 | 始期 | 終期 | 借賃（年額） | 借賃の支払方法 | 氏名又は名称 | 住所 | |
| 麻生区岡上字梨子ノ木1277 | 畑 | 1,770 | 梶　伊佐雄 | 川崎市麻生区岡上980 | 賃借権 | 普通畑 | 令和6年11月1日 | 令和11年10月31日 | 円 30,000 | 毎年12月末日までに貸手宅へ持参する。 | 田邉　裕崇 | 川崎市宮前区馬絹6-19-14 | 賃貸借 |
| 麻生区栗木字二号256-1 | 畑 | 1,584 | 森　恒雄 | 川崎市麻生区王禅寺西7-6-1 | 賃借権 | 普通畑 | 令和7年1月1日 | 令和10年12月31日 | 円 20,000 | 毎年1月末日までに貸手の口座へ入金する。 | 田邉　裕崇 | 川崎市宮前区馬絹6-19-14 | 賃貸借 |
| 麻生区栗木字二号256-3 | 畑 | 840 | | | | | | | | | | | |
| | | 計　4,194 | | | | | | | | | | | |

2　共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

（2）借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

（3）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

（4）転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6）租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（9）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（１０）その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

２－２　特記事項

（１）解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月、川崎市）第6-2-(13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

（２）農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）附則第5条の規定（農用地利用集積計画に関する経過措置）に基づき、旧農業経営基盤強化促進法（平成30年11月16日施行）第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況について、農地法施行規則第60条の2で定めるところにより農業委員会に報告しなければならない。

≪参考≫　利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農業生産法人以外）

| 整理番号 | 1 | 氏名又は名称 | 田邉　裕崇 | 性別 | 男 | 年齢 | 44 | 農作業従事日数 | 300 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物 | 利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況 | | | | 利用権の設置等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 | | 利用権の設置等を受ける者の主な農機具の所有状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者） | | | 雇用労働力（年間延日数） | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 農地 | 1,770 | 農地 | 17,164 | 花き | 農業専従者 | | 3人（2人） | 人/日（　日） | | | ガラス温室 | 1 |
| 採草放牧地 | | 採草放牧地 | | | 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | 人（　人） | | | | トラクター | 3 |
| その他 | | | | | | 従として農業に従事する者 | 人（　人） | | | | トラック | 1 |
| | | | | | | | | | | | 冷温蔵庫 | 2 |
| | | | | | | | | | | | ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ | 2 |

| 整理番号 | 2 | 氏名又は名称 | 田邉　裕崇 | 性別 | 男 | 年齢 | 44 | 農作業従事日数 | 300 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物 | 利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況 | | | | 利用権の設置等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 | | 利用権の設置等を受ける者の主な農機具の所有状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者） | | | 雇用労働力（年間延日数） | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 農地 | 2,424 | 農地 | 17,164 | 花き | 農業専従者 | | 3人（2人） | 人日（　日） | | | ガラス温室 | 1 |
| 採草放牧地 | | 採草放牧地 | | | 農業補助者 | 主として農業に従事する者 | 人（　人） | | | | トラクター | 3 |
| その他 | | | | | | 従として農業に従事する者 | 人（　人） | | | | トラック | 1 |
| | | | | | | | | | | | 冷温蔵庫 | 2 |
| | | | | | | | | | | | ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ | 2 |

1　各筆明細

| 利用権を設定する土地 | | | 利用権を設定する者 | | 設定する利用権 | | | | | | 利用権の設定を受ける者 | | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在 | 現況地目 | 面積（㎡） | 氏名又は名称 | 住所 | 利用権の種類 | 利用権の内容 | 始期 | 終期 | 借賃（年額） | 借賃の支払方法 | 氏名又は名称 | 住所 | |
| 麻生区早野 | | | | | | | | | 円 | | | | |
| 字広地299番3 | 畑 | 46 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地300番 | 畑 | 782 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地301番 | 畑 | 473 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地302番 | 畑 | 99 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地357番 | 畑 | 545 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地427番 | 畑 | 779 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字広地428番 | 畑 | 796 | | | | 普通畑 | | | | | | | |
| 字矢崎前706番1 | 畑 | 218 | | | | 筍畑 | | | | | ぷらいど | | |
| 字矢崎前706番2 | 畑 | 171 | 杉本　有司 | 東京都多摩市鶴牧3-2 ブリリア多摩センター442 | 賃借権 | 筍畑 | 令和6年11月1日 | 令和16年10月31日 | 54,639 | 毎年10月末日までに貸手へ銀行送金する。 | ふぁーむ株式会社 代表取締役　黛 慎吾 | 川崎市麻生区早野393-3 | 賃借権 |
| 字矢崎前706番3 | 畑 | 194 | | | | 筍畑 | | | | | | | |
| 字矢崎前714番 | 畑 | 1,252 | | | | 農業施設用地 | | | | | | | |
| 字上ノ原749番 | 畑 | 842 | | | | 牧場 | | | | | | | |
| 字上ノ原752番 | 牧場 | 469 | | | | 牧場 | | | | | | | |
| 字上ノ原753番 | 牧場 | 433 | | | | 牧場 | | | | | | | |
| 字上ノ原754番 | 牧場 | 208 | | | | 農業施設用地 | | | | | | | |
| 字上ノ原755番1 | 畑 | 10 | | | | 農業施設用地 | | | | | | | |
| 字上ノ原755番2 | 畑 | 16 | | | | 農業施設用地 | | | | | | | |
| 字上ノ原755番3 | 畑 | 82 | | | | 農業施設用地 | | | | | | | |
| 字上ノ原925番 | 畑 | 740 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 8,155 | | | | | | | | | | | |

2　共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

（2）借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

（3）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

（4）転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6）租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（9）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（１０）その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

２－２　特記事項

（1）解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業について、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

①　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

②　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

③　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月、川崎市）第６－２－(13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

（2）農用地の利用状況についての報告義務

乙は、農地法施行規則第60条の２で定めるところにより、借受け農用地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量などの利用状況について、毎事業年度の終了後３月以内に農業委員会に報告しなければならない。

（3）賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の取決め

乙が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための事項を次のとおり定める。

| |
|---|
| ①　農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 |
| 乙 |
| ②　原状回復の費用の負担者 |
| 乙 |
| ③　原状回復がなされないときの損害賠償 |
| 甲は乙の費用において本件農地を原状に復することができる。それにより本件農地の返還が遅延した場合には、乙は、本件農地の賃料の２倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。 |
| ④　賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払い |
| 乙の帰責事由のより、賃借期間の中途で契約が終了した場合には、乙は甲に対し、違約金として　賃料１年分を支払う。 |
| ⑤　その他 |
| |

《参考》　利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（法人）

| 整理番号 | | 法人名 | ぷらいどふぁーむ株式会社 |
|---|---|---|---|

| 利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 ㎡ | | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物 |
|---|---|---|---|---|
| 農地 | 7,045 | 農地 | | 鶏卵、露地野菜 |
| 採草放牧地 | 1,110 | 採草放牧地 | | |

| 利用権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況 | | | |
|---|---|---|---|
| 名　前 | 住　所 | 年間農業従事日数 前年実績 | 年間農業従事日数 見込み |
| 黛慎吾 | 神奈川県横浜市青葉区千草台46番地47 | — | 260 |
| 杉本有司 | 東京都多摩市鶴牧3丁目2番地プリリア多摩センター442 | — | 220 |
| 飯田健史 | 神奈川県横浜市港北区篠原北二丁目5番7号サンヒルズ103号室 | — | 120 |
| 雇用労働力（年間延日数） | 255　人日 | | |

| 利用権の設置等を受ける法人の主な家畜の飼養の状況 種類 | 数量 |
|---|---|
| 鶏 | 600 |

| 利用権の設置等を受ける法人の主な農機具の所有状況 種類 | 数量 |
|---|---|
| トラクター<br>管理機<br>ユンボ<br>運搬車<br>チッパー<br>堆肥捲き機 | 1台<br>1台<br>1台<br>1台<br>1台<br>1台<br>1台 |

---

## 公　告（　調　達　）

**川崎市公告（調達）第289号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　調達の名称

道水路台帳平面図等管理・閲覧システム用機器の賃貸借及び保守契約

2　契約事務担当部局の名称及び所在地

建設緑政局道路河川管理部管理課

川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎16階

3　契約の相手方を決定した日

令和６年10月７日

4　契約の相手方の氏名及び住所

株式会社　ＪＥＣＣ

営業総括本部長　飯倉　義一

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号

5　契約金額

35,778,600円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告（及び公示）を行った日

令和６年８月26日

---

**川崎市公告（調達）第290号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　調達の名称

クラウド接続用ネットワーク機器等の賃貸借及び保守契約

2　契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化施策推進室

川崎市川崎区宮本町１番地

3　契約の相手方を決定した日

令和６年10月22日

4　契約の相手方の氏名及び住所

ＦＬＣＳ　株式会社　神奈川支店

支店長　齋藤　雄太

横浜市西区高島一丁目１番２号

5　落札金額

107,250,000円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和６年９月10日

---

**川崎市公告(調達)第291号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名

緊急地震速報システム機器賃貸借

⑵　履行場所

川崎市川崎区南町20番地７　消防局総合庁舎

⑶　履行期間

令和７年３月１日から令和12年２月28日まで

⑷　調達概要

消防指令システムを介して緊急地震速報の配信を行う、緊急地震速報システム機器を調達するものです。

また、これに伴う装置の設置、保守、障害対応、試験調整及び契約期間満了後の撤去を行うものとする。

2　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　入札期日において、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、かつ、Ｂ以上の等級に格付けされていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　過去５年間で１件以上、国または地方公共団体において類似の契約を締結し、すべて誠実に履行していること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－8565

川崎市川崎区南町20番地７

川崎市消防局　７階指令課

電話　044－223－2640

⑵　配布・提出期間

令和６年11月11日から令和６年11月21日までの午前９時から午後５時、及び令和６年11月22日の午前９時から正午まで

（平日の正午～午後１時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

⑶　提出方法

持参

4　資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3⑴の場所において3⑵の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5　確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

⑴　交付日

令和６年11月27日

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

⑵　交付場所

3⑴に同じ。

6　仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

⑴　提出場所

3⑴の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

⑵　受付期間

令和６年11月11日から令和６年11月29日までの午前９時から午後５時、及び令和６年12月２日の午前９時から正午まで

（平日の正午～午後１時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

⑶　回答日

令和６年12月４日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7　入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等に

ついて、虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札の方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ　入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ　入札は入札書にて総額（税抜き）で行うこととします。見積った税込リース月額の110分の100に相当する金額に60を乗じた額を入札書に記載してください。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　日時　令和６年12月10日　午前10時00分

イ　場所　川崎市川崎区南町20番地７
川崎市消防局　７階会議室

⑶　入札保証金

免除

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

9　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口

３⑴に同じ。

⑸　当契約は、次年度以降における所要の予算の該当金額について、減額又は削減があった場合、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

―――――――――――――――――――――

**川崎市公告（調達）第292号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　令和７年度川崎市福祉バス運行事業委託

⑵　履行場所　川崎市内及び各地

⑶　履行期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

⑷　調達概要　詳細は入札説明書によります。

2　競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和６年10月４日までに令和７・８年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和７・８年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で登録が予定されている者であること。（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

なお、有資格業者名簿に登録の予定がない者（入札参加業種（種目）に登載のない者も含む。）は、財政局契約課に所定の様式により資格審査申請を令和６年12月２日までに行ってください。

⑷　本市を含む官公庁において、令和２年度以降に、同種・同規模以上の契約実績を有すること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書の配付・提出及び

問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配付・提出場所及び問合せ先

〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎12階
健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
山寺・佐々木
電　話　044－200－2928（直通）
ＦＡＸ　044－200－3932
E-mail　40syusien@city.kawasaki.jp

⑵　配付・提出期間

令和６年11月11日㈪から令和６年12月２日㈪まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前８時30分から午後５時まで（ただし、正午から午後１時を除く）

⑶　提出書類

①一般競争入札参加資格確認申請書
②上記２⑷を証明する書類（契約書の写しなど）

⑷　提出方法

持参

4　一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記３により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、次により確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書を併せて交付します。

なお、入札説明書は上記３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。

⑴　日時

令和６年12月10日㈫
午前８時30分から午後５時まで（ただし、正午から午後１時を除く）

⑵　場所

上記３⑴と同じ

5　仕様書等に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受付しません。また、入札参加者以外の質問には回答しません。

⑴　質問受付期間

令和６年12月10日㈫から令和６年12月16日㈪午後５時まで

⑵　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式によります。

⑶　質問書の提出方法

下記アドレスあてに、電子メールで送付してください。なお、電子メールによりがたい場合は、ＦＡＸ（044－200－3932）で送付してください。

E-mail　40syusien@city.kawasaki.jp
川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
山寺・佐々木あて

⑷　回答

①回答日

令和６年12月18日㈬

②回答方法

回答については、入札参加者から質問書が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、入札参加者全員に電子メールで送付します。なお、電子メールによりがたい場合は、ＦＡＸ（044－200－3932）で送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7　入札・開札に立ち会う者に関する事項

入札・開札場所に入場する際に、確認通知書の提示を求めますので、入札・開札当日に必ず持参してください。

また、入札・開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札・開札に立ち会う場合は、入札・開札に関する一切の権限の委任を受け、委任状を提出しなければなりません。（入札前に委任状を提出してください）

8　入札手続等

⑴　入札金額等

①入札は、令和７年度川崎市福祉バス運行事業委託に係る費用の合計金額で行います。入札書には時間制運賃、キロ制運賃、ガイド料、バス変更料の単価及び委託費用の合計金額を記入してください。

②数量は、時間3,100時間、距離55,000km、ガイド回数200回、バス変更回数20回として合計金額を算出してください。

※バス変更料とは、確保した福祉バスの車いす固定席数を超える利用希望があり、車いす固定席数が多い福祉バスに変更して運行した場合に適用するものです。

※時間制運賃、キロ制運賃の単価は、国土交通省が定める公示運賃の下限額を下回らない額を限度としてください。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は見積もった金額の110分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

⑵　入札書の提出方法

入札は、所定の入札書をもって行います。入札書は、入札件名を記載した封筒に入れて封印し提出してください。

①持参による入札の場合

提出日時　令和６年12月25日㈬ 午前11時

提出場所　川崎市役所本庁舎14階　1403会議室

※入札・開札場所に御案内しますので、時間前に上記３⑴にお越しください。

②郵送による入札の場合

提出期限　令和６年12月24日㈫必着

提出場所　上記３⑴と同じ

※郵送による入札を行う場合は、入札書は入札件名を記載した封筒に入れて封印し、さらに「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、上記３⑴の場所に必ず電話をしてください。

⑶　運行実績

令和７年度川崎市福祉バス運行事業委託は、上記８⑴②に記載した数量と必ずしも同等程度とならない場合があります。参考までに、令和２年度から令和６年度までの実績を次のとおり示します。

（川崎市福祉バス運行実績）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和8年度（上半期） |
|---|---|---|---|---|---|
| 運行時間（時間） | 476 | 817 | 2,097 | 2,645 | 1,093 |
| 運行距離（ｋｍ） | 8,170 | 13,850 | 35,330 | 43,880 | 18,900 |
| ガイド回数（回） | 35 | 49 | 116 | 149 | 61 |
| バス変更回数（回） | - | 3 | 1 | 8 | 7 |

⑷　入札保証金

免除

⑸　開札の日時・場所

上記８⑵①と同じ

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、入札金額の積算根拠となった資料を求め、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

９　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金の有無

無

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

（https：//www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

10　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

⑷　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴と同じ

11　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required：Service of the welfare bus

⑵　Time-limit for tender：11:00 A.M. , December, 25,2024

⑶　Time-limit for tender by mail：December, 24,2024

⑷　Contact point for the notice：
KAWASAKI CITY OFFICE Social Engagement and Job Assistance of Persons with Disabilities Section Health and Social Welfare for Persons with Disabilities Department Health and Welfare Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL：044-200-2928

---

**川崎市公告（調達）第293号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和７年度川崎市立小学校自然教室（他施設）運営委託

⑵　履行場所

各実施校及び各宿泊施設　他

⑶　履行期限

令和７年１月６日から令和８年３月31日まで

⑷　業務概要

川崎市立小学校自然教室（他施設）運営業務（人員輸送、連絡調整、当日添乗業務ほか）

詳細は「入札説明書」によります。

２　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　入札期日において、令和５・６年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和５・６年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のないもの（入札参加業種に登載のないものも含む）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和６年11月15日㈮までに行うこと。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

３　競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎７階
（郵送先　〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地）
教育委員会事務局学校教育部指導課
自然教室担当　恒松
電　話　044－200－0498（直通）
ＦＡＸ　044－200－2853
メール　88sidou@city.kawasaki.jp
※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

⑵　配布及び提出期間

令和６年11月11日㈪から令和６年11月15日㈮までとします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出書類

競争入札参加申込書

⑷　提出方法

持参又は郵送とします。

４　入札説明書の交付

３により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は３⑴の場所において令和６年11月11日㈪から令和６年11月15日㈮（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）まで縦覧に供します。

５　競争入札参加資格確認通知書の交付

３により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和６年11月25日㈪までに電子メール又はＦＡＸで送付します。

６　仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

⑴　問合せ先

３⑴と同じ

※問合せは電子メール又はＦＡＸ等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

⑵　受付期間

令和６年11月25日㈪から令和６年12月２日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　回答予定日

令和６年12月９日㈪午後５時までに、電子メール又はＦＡＸにて回答します。

⑷　その他

ア　受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ　出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

７　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等

⑴　入札方法

ア　持参による入札の場合

入札書の提出日時　令和６年12月23日㈪午前10時00分
入札書の提出場所　川崎市役所本庁舎
14階1403会議室
川崎市川崎区宮本町１番地

イ　郵送による入札の場合

入札書の提出期限　令和６年12月20日㈮必着
入札書の提出場所　３⑴に同じ
郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入

札書を入れて封印し、当該封筒に１⑴の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、３⑴の場所に必ず電話をしてください。

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時・場所

８⑴アに同じ

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

９　契約の手続等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

ア　契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ　ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

11　Summary

⑴　Nature and quantity

2025 Providing transport for nature classes conducted by Kawasaki municipal elementary schools (Other facilities).

⑵　Time-limit for tender (direct delivery)

10:00 am, December 23, 2024

⑶　Time-limit for tender (mail)

December 20, 2024

⑷　Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

School Curriculum and Guidance Section

School Education Department

Board of Education

5-4, Higashida-Cho, Kawasaki-Ku Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

phone:044-200-0498

---

**川崎市公告（調達）第294号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和７年度川崎市立小学校自然教室運営委託

⑵　履行場所

川崎市立学校及び川崎市八ケ岳少年自然の家他

⑶　履行期限

令和７年１月６日から令和８年３月31日まで

⑷　業務概要

川崎市立小学校自然教室運営業務（人員輸送、連絡調整等）

詳細は「入札説明書」によります。

２　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　入札期日において、令和５・６年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和５・６年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のないもの（入札参加業種に登載のないものも含む）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和６年11月15日㈮までに行うこと。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

３　競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４

川崎市役所第３庁舎７階

（郵送先　〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地）

教育委員会事務局学校教育部指導課

自然教室担当　恒松

電　話　044－200－0498（直通）

ＦＡＸ　044－200－2853
メール　88sidou@city.kawasaki.jp
※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

⑵　配布及び提出期間
令和６年11月11日㈪から令和６年11月15日㈮までとします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出書類
競争入札参加申込書

⑷　提出方法
持参又は郵送とします。

4　入札説明書の交付
３により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は３⑴の場所において令和６年11月11日㈪から令和６年11月15日㈮（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）まで縦覧に供します。

5　競争入札参加資格確認通知書の交付
３により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和６年11月25日㈪までに電子メール又はＦＡＸで送付します。

6　仕様又は入札説明書に関する問合せ
仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

⑴　問合せ先
３⑴と同じ
※問合せは電子メール又はＦＡＸ等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

⑵　受付期間
令和６年11月25日㈪から令和６年12月２日㈪まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　回答予定日
令和６年12月９日㈪午後５時までに、電子メール又はＦＡＸにて回答します。

⑷　その他
ア　受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。
イ　出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

7　競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続き等

⑴　この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

⑵　入札方法
ア　持参による入札の場合
入札書の提出日時　令和６年12月23日㈪午前10時00分
入札書の提出場所　川崎市役所本庁舎
14階1403会議室
川崎市川崎区宮本町１番地

イ　郵送による入札の場合
入札書の提出期限　令和６年12月20日㈮必着
入札書の提出場所　３⑴に同じ
郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に１⑴の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、３⑴の場所に必ず電話をしてください。

⑶　入札保証金
免除とします。

⑷　開札の日時・場所
８⑵アに同じ

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

9　契約の手続等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。
ア　契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
イ　ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

⑵　契約書作成の要否
必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

11　Summary

⑴　Nature and quantity

2025 Providing transport for nature classes conducted by Kawasaki municipal elementary schools.

⑵　Time-limit for tender (direct delivery)

10:00 am, December 23, 2024

⑶　Time-limit for tender (mail)

December 20, 2024

⑷　Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

School Curriculum and Guidance Section

School Education Department

Board of Education

5-4, Higashida-Cho, Kawasaki-Ku Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

phone:044-200-0498

## 税　　公　　告

### 川崎市税公告第148号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

| 年　度 | 税　目 | 期　別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） | 第３期分以降 | 令和６年10月31日（第３期分） | 計93件 |
| 令和６年度（令和５年度課税分） | 市民税・県民税（普通徴収） | 10月随時分 | 令和６年10月31日（10月随時分） | 計３件 |
| 令和６年度（令和４年度課税分） | 市民税・県民税（普通徴収） | 10月随時分 | 令和６年10月31日（10月随時分） | 計２件 |
| 令和６年度 | 軽自動車税（種別割） | 全期分 | 令和６年10月31日（全期分） | 計３件 |

（別紙省略）

---

### 川崎市税公告第149号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

| 年　度 | 税　目 | 期　別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 市民税・県民税・(公的年金からの特別徴収) | | | 計２件 |

（別紙省略）

---

### 川崎市税公告第150号

次の市税に係る税額変更（決定）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

| 年　度 | 税　目 | 期　別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） | 第３期分以降 | | 計１件 |
| 令和５年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | ５月分 | | 計１件 |

（別紙省略）

---

### 川崎市税公告第151号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

---

**川崎市税公告第152号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

---

**川崎市税公告第153号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

---

**川崎市税公告第154号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月30日

川崎市長　福　田　紀　彦

| 年　度 | 税　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） | 第１期分 | 令和６年11月12日 | 計９件 |
| 令和６年度 | 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） | 第２期分 | 令和６年11月12日 | 計412件 |
| 令和６年度（令和５年度課税分） | 市民税・県民税（普通徴収） | ８月随時分 | 令和６年11月12日 | 計９件 |
| 令和５年度 | 市民税・県民税（普通徴収） | 第４期分 | 令和６年11月12日 | 計１件 |
| 令和６年度 | 固定資産税都市計画税（土地・家屋） | 第２期分 | 令和６年11月12日 | 計５件 |
| 令和６年度 | 軽自動車税（種別割） | 全期分 | 令和６年11月12日 | 計13件 |
| 令和６年度 | 市民税（法人） | | 令和６年11月12日 | 計２件 |
| 令和６年度（令和５年度課税分） | 市民税（法人） | | 令和６年11月12日 | 計１件 |

（別紙省略）

## 上下水道局規程

**川崎市上下水道局規程第26号**

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年10月29日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

第６条第２項第１号中「あらかじめ」を「管理者が必要と認める時期に行うものとし、あらかじめ」に、「承認」を「承諾」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

前条第２項第１号に規定する責任消費水量の減量の申込みに対する管理者の承諾は、管理者が認めた水量の範囲内で行う。

第７条第２項中「減量承認」を「減量」に改める。

第８条の次に次の１条を加える。

（減量負担金）

第８条の２　条例第８条の２第２項に規定する１立方メートル当たりの負担額は、減量後の責任消費水量に係る給水開始日（以下「減量の日」という。）又は給水を廃止（責任消費水量を全量減量する場合に限る。）する日（以下「廃止の日」という。）の翌日の属する年度の前々々年度末時点の未償却資産残高（当該未償却資産に係る長期前受金を控除した後の額）を、減量の日の前日又は廃止の日における川崎市水道事業、工業用

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第45号）第４条第２号イに規定する１日最大給水量で除した額（１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

２　前項の減量負担金について必要な事項は、管理者が別に定める。

第14条第２項第１号中「倒産等」を「破産」に改め、同項第２号及び第３号を削り、同項第４号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　第６条第２項第１号の規定により責任消費水量の全量を減量する場合

第14条に次の１項を加える。

３　前項第２号の規定による給水の廃止については、第６条第２項第１号に規定する申込み及び承諾をもって、前項に規定する申込み及び承諾があったものとみなす。この場合においては、工業用水需給変更契約書のうち、変更年月日に示す時の到来をもって、給水を廃止するものとする。

第５号様式⑴及び第５号様式⑵を次のように改める。

第５号様式（１）（第６条関係）

# 工業用水需給変更契約書

川崎市上下水道事業管理者を甲とし、　　を乙とし、当事者間に工業用水を需給することについて次のとおり変更契約を締結する。

１　使用者、給水先等

| | |
|---|---|
| 使用者 | |
| 給水先 | |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更内容 | |

２　減量による需給変更契約の場合、次のとおり乙は甲に減量負担金を支払う。
履行期限　　年　　月　　日
履行金額　　円

３　この契約に定めのない事項については、工業用水道事業法その他法令に定めるもののほか、川崎市工業用水道条例、川崎市工業用水道条例施行規程による。

この契約を証するため、本書２通を作成し、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市上下水道事業管理者　　㊞

乙　　㊞

第５号様式（２）（第６条関係）

# 工業用水需給変更契約書

川崎市上下水道事業管理者を甲とし、　　を乙とし、当事者間に工業用水を需給することについて次のとおり変更契約を締結する。

１　使用者、給水先等

| | |
|---|---|
| 使用者 | |
| 給水先 | 別紙添付のとおり |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更内容 | |

２　減量による需給変更契約の場合、次のとおり乙は甲に減量負担金を支払う。
履行期限　　年　　月　　日
履行金額　　円

３　この契約に定めのない事項については、工業用水道事業法その他法令に定めるもののほか、川崎市工業用水道条例、川崎市工業用水道条例施行規程による。

この契約を証するため、本書２通を作成し、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市上下水道事業管理者　　㊞

乙　　㊞

（裏）

## 給水先の住所・名称・責任消費水量内訳

| 給水先住所 | 給水先名称 | 責任消費水量内訳<br>（㎥／日） |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

附　則

この規程は、令和７年１月１日から施行する。ただし、第８条の次に１条を加える改正規定（第８条の２第２項に係る部分に限る。）は、令和６年10月29日から施行する。

## 上下水道局告示

**川崎市上下水道局告示第72号**

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第９条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第１号の規定により告示します。

令和６年10月21日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　指定有効期間

令和６年11月01日から

令和11年10月31日まで

２　指定工事店

指　定　番　号　943

商号又は名称　あかね有限責任事業組合

営業所所在地　東京都稲城市矢野口305番地

代表者氏名　本多　あかね

指　定　番　号　1108

商号又は名称　株式会社エーピーエス

営業所所在地　相模原市緑区橋本１丁目２番17号　メゾンさがみ202

代表者氏名　中山　博

---

**川崎市上下水道局告示第73号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第５条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第１号の規定により告示します。

令和６年10月21日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　指定有効期間

令和６年11月１日から

令和11年10月31日まで

２　指定工事店

指　定　番　号　1261

商号又は名称　株式会社オーソリティー空調

営業所所在地　川崎市多摩区登戸3282番地１号

代表者氏名　立花　信一

---

**川崎市上下水道局告示第74号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第３号）第４条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第９条第１号の規定により告示します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　指　定　番　号　第1983号
　　氏名又は名称　株式会社メンテナンスファクトリー横浜
　　住　　所　横浜市港北区新吉田東三丁目８番１号
　　代表者氏名　木下　昌哉
　　指定年月日　令和６年11月１日
　　有効期限　令和11年10月31日

２　指　定　番　号　第1984号
　　氏名又は名称　合同会社ライフマネージメント
　　住　　所　東京都渋谷区渋谷２－19－15宮益坂ビルディング609
　　代表者氏名　小原　吉夫
　　指定年月日　令和６年11月１日
　　有効期限　令和11年10月31日

３　指　定　番　号　第1985号
　　氏名又は名称　スター株式会社
　　住　　所　横浜市港北区大豆戸町1187番地
　　代表者氏名　澤邉　雅寛
　　指定年月日　令和６年11月１日
　　有効期限　令和11年10月31日

４　指　定　番　号　第1986号
　　氏名又は名称　株式会社六葉
　　住　　所　横浜市神奈川区七島町133番地
　　代表者氏名　浜田　茂雄
　　指定年月日　令和６年11月１日
　　有効期限　令和11年10月31日

---

**川崎市上下水道局告示第75号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第３号）第６条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第９条第３号の規定により告示します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　指　定　番　号　第839号

氏名又は名称　株式会社アイダ設計
住　　所　(新) 埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11
　　(旧) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
代表者氏名　會田　貞光
変更年月日　令和６年10月１日

2　指定番号　第996号
氏名又は名称　有限会社杉崎水道
住　　所　(新) 相模原市緑区原宿四丁目12番20－102号
　　(旧) 相模原市緑区城山三丁目１番24号
代表者氏名　杉嵜　貴之
変更年月日　令和６年８月26日

3　指定番号　第1397号
氏名又は名称　株式会社ＤＫＮ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ
住　　所　(新) 東京都品川区二葉一丁目９番２号
　　(旧) 神奈川県三浦市三崎町諸磯1725番地
代表者氏名　出口　卓也
変更年月日　平成30年５月12日

4　指定番号　第1425号
氏名又は名称　株式会社プランマーズ
住　　所　(新) 川崎市麻生区多摩美二丁目19番25号
　　(旧) 川崎市多摩区南生田七丁目17番13－２号
代表者氏名　大隈　忠志
変更年月日　令和５年11月１日

5　指定番号　第1452号
氏名又は名称　株式会社アクアサービス
住　　所　(新) 大阪府豊中市庄内東町二丁目１番２号ＨｅａＲｔｈＯｎｅＢＬＤＧ602
　　(旧) 大阪府豊中市庄内栄町四丁目５番７号
代表者氏名　多田　健史
変更年月日　令和６年10月１日

6　指定番号　第1508号
氏名又は名称　南設備
住　　所　(新) 横浜市泉区和泉中央南四丁目21番25号安西コーポＡ202号
　　(旧) 横浜市泉区和泉中央南五丁目21番24号
代表者氏名　南　正義
変更年月日　令和５年12月20日

7　指定番号　第1702号
氏名又は名称　株式会社将栄興業
住　　所　(新) 埼玉県さいたま市緑区大字大崎2018番地２
　　(旧) 埼玉県さいたま市緑区大字中野田1251番地２
代表者氏名　厚沢　将伸
変更年月日　令和４年１月18日

8　指定番号　第1906号
氏名又は名称　株式会社Ｒｅｂｕｉｌｄ　Ｗｏｒｋ
住　　所　(新) 神奈川県厚木市下衣知二丁目８番６号
　　(旧) 神奈川県厚木市林二丁目24番17号
代表者氏名　星野　陽平
変更年月日　令和６年８月１日

---

**川崎市上下水道局告示第76号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第３号）第６条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いましたので、同規程第９条第３号の規定により告示します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

1　指定番号　第1727号
氏名又は名称　株式会社アールイー
住　　所　横浜市中区相生町一丁目15番地第二東商ビル４Ｂ
代表者氏名　石内　孝
休止年月日　令和６年９月１日

---

**川崎市上下水道局告示第77号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第３号）第５条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第９条第２号の規定により告示します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

1　指定番号　第1387号
氏名又は名称　有限会社昌美
住　　所　横浜市瀬谷区本郷三丁目25番地６
代表者氏名　早坂　良

指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
2　指定番号　第1415号
氏名又は名称　株式会社ＷＥＳＴＲＯＣＫ
住所　東京都大田区西六郷二丁目49番２号
代表者氏名　上野　秀行
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
3　指定番号　第1427号
氏名又は名称　有限会社小川設備工業
住所　横浜市港北区日吉二丁目15番10号
代表者氏名　小川　博明
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
4　指定番号　第1463号
氏名又は名称　有限会社新生アルファ
住所　横浜市保土ケ谷区西谷二丁目１番１－101号
代表者氏名　菅野　英樹
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
5　指定番号　第1466号
氏名又は名称　株式会社マルシンビルサービス
住所　神奈川県厚木市酒井573番地１
代表者氏名　佐藤　昭仁
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
6　指定番号　第1500号
氏名又は名称　合同会社ＲＥＸ　Ｆａｃｉｌｉｔｙ
住所　川崎市中原区新城中町８番13－１号Ａ号棟
代表者氏名　河内　則雅
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
7　指定番号　第1558号
氏名又は名称　株式会社トミセイ
住所　横浜市磯子区岡村三丁目25番５－815号
代表者氏名　錬石　達雄
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
8　指定番号　第1609号
氏名又は名称　古川設備工業
住所　東京都町田市山崎町214番地５
代表者氏名　古川　善久
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年９月29日
9　指定番号　第1699号
氏名又は名称　有限会社コヤマ住設
住所　横浜市都筑区荏田東四丁目15番３号
代表者氏名　小山　正次
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和11年12月31日
10　指定番号　第1706号
氏名又は名称　タイアップ
住所　川崎市幸区中幸町３丁目26番地24クレッセント川崎タワー1102
代表者氏名　嘉山　勝利
指定更新日　令和６年10月22日
有効期限　令和12年１月31日

## 上下水道局公告

**川崎市上下水道局公告第84号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 鷺沼配水所及び長沢高区送水ポンプ所　直流電源盤修理工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区土橋３－１－１（鷺沼配水所内）ほか１箇所 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月28日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　午後２時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 加瀬水処理センター南系自動給水装置整備その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区南加瀬４－40－22 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　午後２時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 入江崎総合スラッジセンターＮｏ.1沈降槽汚泥掻寄機整備その他工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区塩浜３－24－12 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年３月14日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>⑼　主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月15日　午後２時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生・等々力下水圧送管その35工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区潮見台地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から305日間 |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　午後１時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>⑴　入札参加者は、「麻生・等々力下水圧送管その35工事」又は「麻生・等々力下水圧送管その36工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>⑵　落札候補者決定は、「麻生・等々力下水圧送管その35工事」、「麻生・等々力下水圧送管その36工事」の順に行います。<br>⑶　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br><br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生・等々力下水圧送管その36工事 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区潮見台地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から265日間 |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムに | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | よる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年11月18日　午後１時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。<br>⑴　入札参加者は、「麻生・等々力下水圧送管その35工事」又は「麻生・等々力下水圧送管その36工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br>⑵　落札候補者決定は、「麻生・等々力下水圧送管その35工事」、「麻生・等々力下水圧送管その36工事」の順に行います。<br>⑶　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。<br><br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

---

**川崎市上下水道局公告第85号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月22日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 令和６年度　幸区既設管実態調査委託第18号 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行場所 | 川崎市幸区地内 |
| | 履行期間 | 230日間 |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者<br>⑷　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者<br>⑸　次のア又はイのいずれか１つの要件を満たすこと。<br>ア　平成31年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をＴＥＣＲＩＳにより確認できること。<br>イ　管径250～700㎜の下水道本管内の状況を調査可能な機器（テレビカメラ等）を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査）のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要<br>⑹　産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。）があることが必要 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月14日　14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。<br>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。<br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市上下水道局公告第86号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月29日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 令和６年度　南部下水管内管きょ清掃委託その２ |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区、幸区地内 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」で登録されている者<br>⑹　川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。<br>⑺　バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。<br>⑻　管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。<br>　なお、当資格者は受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月21日　14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。<br>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。<br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 令和６年度江川雨水貯留管ほか清掃委託 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田１－35－１ほか |
| | 履行期間 | 令和７年３月14日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者<br>⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」で登録されている者<br>⑹　川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。<br>⑺　バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。<br>⑻　産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。<br>　なお、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者は兼任できるものとする。また、当資格者は受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 | |

| | |
|---|---|
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話　044－200－2097 |
| 入札日時等 | 令和６年11月28日　14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。<br>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。<br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 工水３号送水管1200㎜管内カメラ調査業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市宮前区菅生１－９－28先ほか１か所 |
| | 履行期間 | 令和７年３月31日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」で登録されている者<br>⑷　平成26年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した不断水による水道管路の管内カメラ調査業務委託の元請けとしての履行完了実績を有すること。<br>⑸　口径1000㎜以上の不断水による管内カメラ調査を行うことが可能な機器を有すること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話　044－200－2097 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月21日　14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。<br>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。<br>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市上下水道局公告第87号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月29日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 通信装置220台賃貸借一式 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行場所 | 川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所第３庁舎ほか |
| | 履行期間 | 令和７年３月１日から令和12年２月28日限り |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。<br>⑶　令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。<br>⑷　仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係<br>（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎16階）<br>電話　044－200－2093 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月11日　午前10時30分（本庁舎３階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

---

**川崎市上下水道局公告第88号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月29日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 貝塚１丁目200ｍｍ～100ｍｍ配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：川崎区元木１－８－９先<br>至：川崎区貝塚１－14－６先　ほか２件 |
| | 履行期間 | 契約の日から380日間 |
| 参加資格 | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。<br>ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　全ての構成員に必要な条件<br>ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>（ｱ）令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>（ｲ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>（ｳ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>エ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>オ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>カ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>キ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | イ　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ウ　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。<br>イ　水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>ウ　主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 五所塚１丁目300ｍｍ～100ｍｍ配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：宮前区平２－23先<br>至：宮前区五所塚１－11－４先 |
| | 履行期間 | 契約の日から350日間 |
| 参加資格 | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。<br>ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　全ての構成員に必要な条件<br>ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>（ｱ）令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>（ｲ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>（ｳ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システ | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ムによる申込ができません。<br>エ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>オ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>カ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>キ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。<br>イ　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ウ　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。<br>イ　水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>ウ　主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 上麻生５丁目200ｍｍ～100ｍｍ配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：麻生区上麻生５－11－11先<br>至：麻生区上麻生５－32－１先　ほか１件 |
| | 履行期間 | 契約の日から370日間 |
| 参加資格 | 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。<br>⑴　全ての構成員に必要な条件<br>ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>（ｱ）令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>（ｲ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>（ｳ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>エ　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>オ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>カ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>キ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。<br>⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>イ　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ウ　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」又は「Ｂ」で登録されていること。<br>イ　水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。<br>ウ　主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課土木契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 令和６年度中部下水管内取付管布設第２号工事 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区、高津区地内 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和７年７月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。<br>⑸　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「Ｂ」で登録されていること。<br>⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。<br>⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑻　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。<br>⑼　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2099 | |
| 入札日時等 | 令和６年11月25日　午後１時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ　の　他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 加瀬ポンプ場建設機械その25工事 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 履行場所 | 川崎市幸区南加瀬５－10－22 |
| | 履行期間 | 契約の日から令和９年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。<br>⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑹　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>⑺　監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。<br>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第３号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。<br>⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年４月１日以降に有すること。<br>上下水道施設※において、口径600ｍｍ以上の立軸ポンプの製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。<br>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。<br>※　上下水道施設とは、水道法第３条第８項又は下水道法第２条第２項（処理施設・ポンプ施設・貯留施設に限る。）に定義される上下水道施設。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の | |

| | |
|---|---|
| その他 | 評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第１号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>⑷　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 渋川雨水貯留管ほか建設電気その４工事 |
| | 履行場所 | 川崎市幸区矢上４－１ほか |
| | 履行期間 | 契約の日から令和９年３月31日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。<br>⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑹　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>⑺　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。<br>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第３号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。<br>⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年４月１日以降に有すること。<br>下水道施設※において、監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。<br>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。<br>※　下水道施設とは、下水道法第２条第２項「下水道」に定義される下水道施設（マンホール形式ポンプ場を除く。）。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 | |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課建築契約係） | |

| | |
|---|---|
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第１号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。<br>⑷　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

（案件７）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 麻生水処理センター建設電気その23工事 |
| | 履行場所 | 川崎市麻生区上麻生６－15－１ |
| | 履行期間 | 契約の日から令和９年１月29日まで |
| 参加資格 | ⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。<br>⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。<br>⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。<br>ア　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。<br>イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。<br>ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。<br>※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。<br>⑷　令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。<br>⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。<br>⑹　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。<br>⑺　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。<br>※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。<br>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。<br>なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。<br>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。<br>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第３号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 | |

| | |
|---|---|
| 参加資格 | ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年４月１日以降に有すること。<br>下水道施設※において、運転操作設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。<br>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。<br>※　下水道施設とは、下水道法第２条第２項「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る。）。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地）<br>電話番号　044－200－2100 |
| 入札日時等 | 令和６年12月４日　午後５時（財政局資産管理部契約課建築契約係） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | ⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。<br>⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。<br>⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

## 上下水道局公告（調達）

**川崎市上下水道局公告（調達）第24号**

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和６年11月11日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　調達の名称及び数量

⑴　高分子凝集剤１ｔ（単価契約）（下水）

高分子凝集剤　約97ｔ

⑵　水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム１ｔ（単価契約）

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム　約1010ｔ

⑶　上下水道局ネットワーク用パーソナルコンピュータ等賃貸借一式

２　契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎16階

３　落札者を決定した日

令和６年９月13日

４　落札者の氏名及び住所

⑴　高分子凝集剤１ｔ（単価契約）（下水）

葵薬品産業　株式会社

川崎市川崎区本町１丁目５番地15

代表取締役　間瀬　洋子

⑵　水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム１ｔ（単価契約）

株式会社　泰山堂

川崎市川崎区駅前本町15番地１

代表取締役　金成　敏史

⑶　上下水道局ネットワーク用パーソナルコンピュータ等賃貸借一式

ＮＴＴ・ＴＣリース　株式会社　横浜支店

横浜市西区みなとみらい四丁目７番３号

支店長　原田　朝子

５　落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

⑴　高分子凝集剤１ｔ（単価契約）（下水）

950,000円

⑵　水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム１ｔ（単価契約）

47,400円

⑶　上下水道局ネットワーク用パーソナルコンピュータ等賃貸借一式

26,712,000円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

令和６年７月25日

## 交　通　局　公　告

**川崎市交通局公告第56号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長　水　澤　邦　紀

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名

床板腐食修理（５両）一式

⑵　履行場所

鷲ヶ峰営業所

⑶　履行期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要

床板腐食修理（５両）一式

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

⑴　川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第４号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和５・６年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3　一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

⑴　提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

⑵　提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９

川崎御幸ビル９階

企画管理部経理課　契約担当　田中

電話　044－200－3228

⑶　提出期間

令和６年10月25日から令和６年11月１日までの午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。（土曜日及び日曜日を除く。）

⑷　提出方法

持参

4　入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和６年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5　一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和６年11月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6　仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係　須藤

電話　044－200－3241

7　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

⑴　２の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等

⑴　入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

⑵　入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア　郵送

(ｱ) 提出期限　令和６年11月18日　必着

(ｲ) 宛　　先　〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ　持参

(ｱ) 提出期間　一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和６年11月18日までの、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(ｲ) 提出先　川崎市川崎区砂子１丁目８番地９
川崎御幸ビル９階
川崎市交通局企画管理部経理課長

⑶　開札の日時及び場所

ア　日　時　令和６年11月20日　午前９時00分
イ　場　所　川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子１丁目８番地９
川崎御幸ビル８階

⑷　入札保証金
免除

⑸　落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約の手続等
次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金
契約金額の10％とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

⑵　契約書作成の要否
必要

10　その他

⑴　この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑵　川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、３⑵の場所において閲覧できます。

⑶　この公告に関する問い合わせ先は、3⑵に同じです。

―――――――――――――――――――――

**川崎市交通局公告第57号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長　水　澤　邦　紀

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名
車両座席清掃（19両）

⑵　履行場所
塩浜営業所、鷲ヶ峰営業所

⑶　履行期間
契約締結日から令和７年３月31日まで

⑷　業務概要
車両座席清掃（19両）

2　一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

⑴　川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第４号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和５・６年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建物清掃等」、地域区分「市内・準市内」、企業規模「中小」で登録されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　仕様書による内容を遵守し、当該案件を確実に履行することが可能であること。

3　一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

⑴　提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書

⑵　提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子１丁目８番地９
川崎御幸ビル９階
企画管理部経理課　契約担当　田中
電話　044－200－3228

⑶　提出期間
令和６年10月25日から令和６年11月１日までの午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

⑷　提出方法
持参

4　入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和６年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5　一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和６年11月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6　仕様に関する問い合わせ先
自動車部運輸課車両係　須藤
電話　044－200－3241

7　一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

⑴　２の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等

⑴　入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸

経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

⑵　入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア　郵送

(ｱ) 提出期限　令和６年11月18日　必着

(ｲ) 宛　　先　〒210－8577
川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ　持参

(ｱ) 提出期間　一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和６年11月18日までの、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(ｲ) 提出先　川崎市川崎区砂子１丁目８番地９
川崎御幸ビル９階
川崎市交通局企画管理部経理課長

⑶　開札の日時及び場所

ア　日　時　令和６年11月20日　午前10時00分

イ　場　所　川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子１丁目８番地９
川崎御幸ビル８階

⑷　入札保証金

免除

⑸　落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

９　契約の手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

⑵　契約書作成の要否

必要

10　その他

⑴　この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑵　川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、３⑵の場所において閲覧できます。

⑶　この公告に関する問い合わせ先は、３⑵に同じです。

## 病　院　局　公　告

**川崎市病院局公告第51号**

入　　札　　公　　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市病院事業管理者　金　井　歳　雄

１　総則

⑴　別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９

川崎御幸ビル７階　電話044－200－3857（直通）

⑵　川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

（https：//www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html）

⑶　本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前８時30分から正午までと、午後１時から午後５時15分までに限ります。

⑷　競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア　競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時15分）。

イ　本書において「名簿」とは、「令和５・６年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ｱ) 契約規程第２条の規定に該当しないこと。

(ｲ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ﾛ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(ﾊ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ　競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ　競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

⑸　仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時15分）。

電子メールアドレス　83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、１⑴の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて１⑵の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

⑹　入札及び開札について

ア　入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ　入札書の提出方法は、持参とします。

ウ　入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ　入札保証金は免除します。

オ　落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ　参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

⑺　契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア　契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ　契約書の作成を必要とします。

⑻　その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　名 | 川崎病院で使用する低侵襲心臓手術鋼製器具の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年３月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「医療機器」<br>種　目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月25日　午前10時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 井田病院で使用する自動視野計の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年３月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「医療機器」<br>種　目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月25日　午前10時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件３）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 井田病院で使用する内視鏡タワーの光源装置の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年３月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「医療機器」<br>種　目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月25日　午前10時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件４）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 井田病院で使用する電解質溶液下レゼクトシースセットの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年２月28日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「医療機器」<br>種　目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月25日　午前10時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件５）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | Ａ３スキャナ |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年１月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「コンピュータ」<br>種　目「コンピュータ」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月27日　午前11時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件６）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件　　名 | 川崎病院医療機器管理システム用機器購入 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年１月31日まで |

| | | |
|---|---|---|
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業　種「コンピュータ」<br>種　目「コンピュータ」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月15日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　時 | 令和６年11月20日　午前11時00分 |
| | 場　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

---

**川崎市病院局公告第52号**

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年10月25日

川崎市病院事業管理者　金　井　歳　雄

1　総則

⑴　別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９

川崎御幸ビル７階　電話044－200－3857（直通）

⑵　川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

（https：//www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html）

⑶　本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前８時30分から正午までと、午後１時から午後５時15分までに限ります。

⑷　競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア　競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時15分）。

イ　本書において「名簿」とは、「令和５・６年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ｱ)　契約規程第２条の規定に該当しないこと。

(ｲ)　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ｳ)　法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(ｴ)　本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ　競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ　競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

⑸　仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時30分～正午及び午後１時～午後５時15分）。

電子メールアドレス　83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、１⑴の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて１⑵の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

⑹　入札及び開札について

ア　入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ　入札書の提出方法は、持参とします。

ウ　入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ　入札保証金は免除します。

オ　落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ　参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

⑺　契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア　契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ　契約書の作成を必要とします。

⑻　その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

（案件１）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院超音波診断装置（ARIETTA 65LE LV）保守業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院） |
| | 履行期間 | 令和６年12月１日から令和10年11月30日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種　「医療関連業務」<br>種目　「医療機器維持管理」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 令和６年11月25日　午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

（案件２）

| | | |
|---|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院15階ほかガラス窓断熱フィルム設置業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院） |
| | 履行期間 | 契約締結日から令和７年３月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種　「施設維持管理」<br>種目　「その他の施設維持管理」 |

| | | |
|---|---|---|
| 競争参加資格 | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし |
| 競争参加の申込 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 現場説明会 | 実施しません。 | |
| 仕様に関する問い合わせ等 | 令和６年10月25日から令和６年11月８日まで受け付けます。 | |
| 競争参加資格確認通知 | 令和６年11月18日までに送付します。 | |
| 入札及び開札 | 日　　時 | 令和６年11月27日　午前11時00分 |
| | 場　　所 | 川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |
| その他 | 【参考図】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。 | |

## 病院局公告(調達)

**川崎市病院局公告(調達)第35号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和６年11月11日

川崎市病院事業管理者　金　井　歳　雄

1　物品及び役務の名称

⑴　川崎病院で使用する汎用血管撮影装置及び循環器用血管撮影装置の調達

⑵　川崎病院汎用血管撮影装置及び循環器用血管撮影装置保守業務委託

2　契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９

川崎御幸ビル７階

3　随意契約の相手方を決定した日

令和６年９月27日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社　アイビージャパン

代表取締役　横山　一高

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア東館24階

5　随意契約に係る契約金額

⑴　607,200,000円

⑵　233,794,000円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約理由

地方公営企業法施行令第21条の13第１項第８号の規定による。

## 消　防　局　公　告

**川崎市消防局公告第８号**

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第３項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和６年10月17日

川崎市消防長　望　月　廣太郎

| | | |
|---|---|---|
| 訓練 | 日　時 | 令和６年10月26日㈯10時00分～12時00分 |
| | 場　所 | 川崎区小田２丁目21番７号<br>川崎市立田島中学校 |
| | 消防隊数 | 川崎はしご消防隊　川崎高発泡隊　　計２隊 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

# 消　防　局　訓　令

**川崎市消防局訓令第13号**

局　内　一　般
消　　防　　署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年10月23日

川崎市消防長　望　月　廣太郎

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

川崎市火災予防査察規程（平成17年消防局訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）」を「、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号。以下「水素法」という。）」に改める。

第２条第２号中「又は石災法第40条」を「、石災法第40条又は水素法第38条」に改め、同条第３号中「又は液石法令」を「、液石法令又は水素法令」に改め、同条第13号中「又は液石法業務」を「、液石法業務又は水素法業務」に改め、同条第20号中「又は石災法」を「、石災法又は水素法」に改める。

第12条第２項中「又は液石法第82条第１項若しくは第２項」を「、液石法第82条第１項若しくは第２項又は水素法第37条第２項」に、「又は第４号様式の４」を「、第４号様式の４又は第４号様式の５」に改める。

第13条に次の１項を加える。

８　消防長は、水素法第38条第１項の規定により高圧低炭素水素等ガスを収去する場合は、収去証（水素法施行規則様式第40）を関係者に交付しなければならない。

第14条第２項中「及び液石法」を「、液石法及び水素法」に改める。

第19条第１項中「又は石災法第40条」を「、石災法第40条又は水素法第38条」に改める。

第39条第１項中「第39条」の次に「（水素法第16条第１項又は第21条において準用する場合を含む。）」を加える。

様式目次中

「

| | | |
|---|---|---|
| 第４号様式の４ | 報告徴収書 | 第12条関係 |
| 第５号様式 | 資料提出書 | 第13条関係 |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 第４号様式の４ | 報告徴収書 | 第12条関係 |
| 第４号様式の５ | 報告徴収書 | 第12条関係 |
| 第５号様式 | 資料提出書 | 第13条関係 |

」

に改める。

第４号様式の４の次に次の１様式を加える。

第４号様式の５（第１２条関係）

報　　告　　徴　　収　　書

川崎市指令消　　第　　号

（住所）

（氏名）　　様

災害防止のために必要がありますので、次の事項について　　年　　月　　日までに文書により報告するよう、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第３７条第２項の規定に基づき要求します。

年　　月　　日

川崎市長　　印

教示

１　この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

２　正当な理由なくこの命令に従わない場合は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律により処罰されることがあります。

第19号様式の４（第34条関係）及び第26号様式の３（第47条関係）中「高圧ガス保安法」を「（高圧ガス保安法・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づいて、川崎市中原市民館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第４条の２第３項の規定により告示します。

令和６年10月24日

川崎市教育委員会教育長　小田嶋　満

| | |
|---|---|
| 管理を行わせる施設の名称及び所在地 | 川崎市中原市民館<br>川崎市中原区新丸子東３丁目1100番地12 |
| 指定管理者 | なかはらフューチャーデザインパートナーズ<br>代表者<br>（所在地）　東京都北区王子本町一丁目４番13号<br>（名　称）　株式会社旺栄<br>（代表者名）代表取締役　宿利　武生 |
| 指定期間 | 令和７年４月１日から令和12年３月31日まで |

### 川崎市教育委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づいて、川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第４条の２第３項及び川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号）第５条第３項の規定により告示します。

令和６年10月24日

川崎市教育委員会教育長　小田嶋　満

| | |
|---|---|
| 管理を行わせる施設の名称及び所在地 | 川崎市高津市民館<br>川崎市高津区溝口１丁目４番１号<br><br>川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館<br>川崎市高津区久末2012番地１ |
| 指定管理者 | たかつ・未来共創パートナーズ<br>代表者<br>（所在地）　東京都目黒区東山一丁目５番４号<br>（名　称）　アクティオ株式会社<br>（代表者名）代表取締役社長　淡野　文孝 |
| 指定期間 | 令和７年４月１日から令和12年３月31日まで |

## 教育委員会公告

### 川崎市教育委員会公告第５号

令和７年度川崎市立高等学校入学定員を次のとおり制定します。

令和６年10月22日

川崎市教育委員会

教育長　小田嶋　満

令和７年度川崎市立高等学校入学定員

１　全日制課程

| 学校名 | 学科名 | 入学定員（人数） | 併設型中学校からの入学定員（人） | 転編入枠（人）※２ | 募集定員（人） | 募集学級数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 川　崎 | 普通科※１ | 120 | 120 | | | |
| | 生活科学科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 福祉科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| 幸 | 普通科 | 120 | | 2 | 118 | 3 |
| | ビジネス教養科 | 120 | | 2 | 118 | 3 |
| 川崎総合科学 | 情報工学科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 総合電気科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 電子機械科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 建設工学科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | デザイン科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 科学科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| 橘 | 普通科 | 200 | | 2 | 198 | 5 |
| | スポーツ科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| | 国際科 | 40 | | 1 | 39 | 1 |
| 高　津 | 普通科 | 280 | | 2 | 278 | 7 |
| 合　計 | | 1,240 | 120 | 18 | 1,102 | 28 |

※１川崎高等学校普通科においては、併設中学校からの入学者（120人）を入学定員に充てる。
※２転編入枠は、普通科及び２学級以上の専門学科（幸高等学校ビジネス教養科）は２人とし、他の専門学科は１学級につき１人とする。

２　定時制課程

| 学校名 | 学科名 | 入学定員（人数） | 募集定員（人数） | 募集学級数 |
|---|---|---|---|---|
| 川　崎 | 普通科　昼間部 | 140 | 一般募集 132<br>在県外国人等特別募集※３ 8 | 4 |
| 川崎総合科学 | クリエイト工学科 | 35 | 35 | 1 |
| | 商業科 | 35 | 35 | 1 |
| 橘 | 普通科 | 70 | 70 | 2 |
| 高　津 | 普通科 | 70 | 70 | 2 |
| 合　計 | | 350 | 350 | 10 |

※３外国の国籍を有する者で、入国後の在留期間が通算で６年以内である志願者を募集するもの。なお、募集定員は１クラス２人程度を目安とし、８人とする。

## 監　査　公　表

６川監公第12号
令和６年10月25日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和６年８月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　　川　上　善　行

（別紙）

６川監第６１７号
令和６年１０月２５日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事　川口　洋一　　様
同　　渡辺　登代美　様

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　　川　上　善　行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和６年８月２９日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

**4　監査対象事項**

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

## 第４　監査の結果

### 1　前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

**(1)　政務活動費について**

**ア　概要**

政務活動費は、法第１００条第１４項から第１６項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成１３年川崎市条例第１１号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年川崎市規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の４点が挙げられている。

**(ｱ)　政務活動について**

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

**(ｲ)　実費弁償の原則**

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

**(ｳ)　按分による支出**

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

**(ｴ)　執行に当たっての原則**

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

**イ　政務活動費の交付対象と充てることができる経費**

政務活動費の交付対象は、条例第３条では、会派及び当該会派の議員で、議員１人当たりにおいて①会派に対して月額４５０，０００円又は②会派・議員に対して、会派に月額５０，０００円、議員に月額４００，０００円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第１０条別表に、次のとおり規定されている。

| 経費の区分 | 支出できる経費 | |
|---|---|---|
| | 内容 | 種類 |
| 1　調査研究費 | 会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等 |
| 2　研修費 | 会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 3　広報・広聴費 | 会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市 | 会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等 |

| | | |
|---|---|---|
| | 民相談を行うのに要する経費 | |
| 4　要請・陳情活動費 | 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費 | 印刷製本費、旅費等 |
| 5　会議費 | 会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 6　資料費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 | 印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等 |
| 7　人件費 | 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費 | 報酬・日当、交通費、社会保険料等 |
| 8　事務費 | 会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 | 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等 |
| 9　事務所費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所賃借料、維持管理費等 |

**ウ　交付等の事務手続の流れ**

**(ｱ)　交付申請手続（条例第５条第１項）**

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

**(ｲ)　交付決定（条例第５条第２項）**

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

**(ｳ)　支出請求（規則第３条、第８条）**

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月１０日に交付される。

**(ｴ)　政務活動費の活用、整理・調製（条例第９条、指針）**

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

**(ｵ)　収支報告書等の提出（条例第１１条、指針）**

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

**(ｶ)　剰余金の返還（条例第１２条、規則第１１条）**

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

**(ｷ)　議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）**

議会局は、会派の代表者及び交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

**(ｸ)　収支報告書等の閲覧（条例第１５条、規則第１４条）**

議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

**(ｹ)　関係帳簿の保管（規則第９条、指針）**

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

**(2)　大島議員による支出について**

請求人が対象としている令和５年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「Ａ社」という。）に対し、令和５年６月１５日付け、同年８月２９日付け、同年１２月１３日付け、令和６年３月５日付けで合計２，９６５，２９５円を支出した（以下「本件支出」という。）。

**２　監査委員の判断**

**(1)　政務活動費の性格について**

法第１００条第１４項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、

条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成２２年３月２３日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成２１年１２月１７日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

**(2)　本件支出の違法性について**

請求人は、本件支出について、支出先であるＡ社は、現地において目立った看板などもないこと等から、委託先の選定理由が不明であり、また、作業内容が不明で、支出の詳細を確認することができず、契約金額も非常に高額であること等から、当該支出は政務活動費の使途基準等に適合せず、違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法又は不当といえるかについて検討する。

**ア　調査結果**

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

Ａ社は、広告代理業、看板製作、印刷業等を法人の目的としており、大島議員が提出した資料からは業態は不明であるものの看板が掲げられていることが確認でき、また、インターネット上のサイトにおいて宣伝・広告業を営んでいる会社として登載されている。

本件支出に係る契約金額は、原稿制作費としてレイアウト・フィニッシュ、コピーライト、修整、入稿データ作成に係る費用のほか、印刷費として製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用となっている（大島議員提出資料５－２、６－２、７－２、８－２）。

なお、本件支出の対象となった成果物は、「自由民主３月議会号（令和５年６月６日発行）」、「自由民主６月議会号（令和５年８月１５日発行）」、「自由民主９月議会号（令和５年１１月２８日発行）」、「自由民主１２月議会号（令和６年２月１３日発行）」で、写しが提出されている（大島議員提出資料５－３、６－３、７－３、８－３）。

Ａ社の営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないが、大島議員は、Ａ社に仕事を依頼していた他の議員の紹介によって、Ａ社の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持ち、仕事を依頼し、その対応のよさや仕事の質の高さから、継続して広報物の制作を依頼しているとのことであった。

**イ　判断**

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されているほか、本件支出の対象となった成果物はいずれも現実に作成されているものと認められ、Ａ社が受注している作業内容、作業範囲等に鑑みれば、本件支出が不当に高額であるとはいえない。その他、本件支出が不適切であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

**(3)　結論**

以上のとおり、本件支出について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

**３　意見**

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

別紙１

# 川崎市職員措置請求書

２０２４年8月２９日

川崎市監査委員　殿

請求人
住所　〒２１０-８５４４
川崎市川崎区砂子１丁目１０番地２
ソシオ砂子ビル７階
川崎合同法律事務所内
電　話　０４４－２１１－０１２１
ＦＡＸ　０４４－２１１－０１２３
氏名　かわさき市民オンブズマン
代表幹事　川口　洋一
同　　渡辺　登代美

第１　請求の趣旨

大島明に対し、政務活動費２，９６５，２９５円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第２　請求の原因

１　対象となる財務会計行為

大島明は、令和５年度、広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「北斗」という。）に対し、２０２３（令和５）年6月１５日、同年8月２９日、同年１２月１３日、２０２４（令和６）年3月５日に合計２，９６５，２９５円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。資料１の１ないし資料１の８）。

２　財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第１００条１４項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第１４７回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第２条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 大島明に対するもの

大島明は、令和５年度、広報・広聴費として、北斗に対し、２０２３（令和５）年6月１５日、同年8月２９日、同年１２月１３日、２０２４（令和６）年3月５日に合計２，９６５，２９５円の政務活動費を支出している。

政務活動費の使途基準適法性の判断にあたっては、政務活動費に関する使途基準の内容や手続の適法性・相当性にも立ち入って審査すべきであるとともに、使途基準適法性の判断基準を明確にしなければならない（資料２・１３６頁）。

川崎市の「政務活動費の運用指針」（川崎市議会　平成２６年１２月１８日改訂）１８頁においては、広報誌等の作成及び印刷等の「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。

しかし、大島明が印刷等を委託した北斗は、法人の存在は確認できたものの業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに社名の表示が認められるだけで（資料３の１、資料３の２）、印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であり、委託先の選定理由も不明である。

その上、大島明と北斗との間の発注書、契約書及び大島明の市政報告に関する北斗と下請け業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料は公開されていない。

したがって、参加人大島の市政報告の作成業務については、「委託内容を明確にした上で、契約を締結し」ていないのであり、政務活動費の支出が使徒基準に適合しない。

また、大島明の市政報告の作成業務については、上記の各資料が公開されておらず、大島明と北斗との間の委託業務の内容の説明及び大島明の市政報告に関する北斗と下請け業者との間の委託業務の内容説明もないのであるから、その作業内容が不明で、支出の詳細を確認することができず、非常に高額であることも踏まえれば手続の適法性、相当性も欠く。

よって、大島明の北斗に対する政務活動費の支出は、使途基準等に適合せず、違法であるから、その支出は認められない。

３　川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第５条は市長の交付決定権を定めるとともに、第１３条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第１４条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

４　請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし１９９７年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政

監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5　地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以　上

添　付　資　料

別紙証拠説明書のとおり

別紙２

**請求人の陳述（要旨）**

大島明議員の政務活動費に関する住民監査請求の意見陳述をする。

政務活動費の使用には強い透明性と適正さが求められており、措置請求書の資料２によれば、今の政務活動費の使途基準適合性などの判断については、使途基準自体の内容や手続が法令に適合し、相当であるのかについては審査の対象としていないところに大きな問題点があるという批判がなされた上で、政務活動費の使途基準適合性の判断に当たっては、政務活動費に関する使途基準の内容や手続の適法性、相当性にも立ち入って審査すべきであるとともに、使途基準適合性の判断基準を明確にしなければならないという指摘がされている。

そして、川崎市の政務活動費の運用指針１８ページにおいては、広報紙等の作成及び印刷等の「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。しかし、大島明議員が印刷等を委託した株式会社北斗については、法人の存在自体は確認はできるが、業務についての広告などは見つけることもできず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに会社名の表示が認められるだけであり（資料３の１、資料３の２の写真）、印刷会社として現認、発見するのは困難な業者で、委託先の選定理由も不明といわざるを得ないものと考えられる。

その上、大島明議員とその株式会社北斗との間の発注書や契約書、大島明議員の市政報告に関する株式会社北斗と、利用しているのであれば下請業者等との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料は公開されていない。これについては、令和３年度分の政務活動費住民訴訟においても同じ資料の提出を要求したものの、大島明議員からそのような資料の提出はないし、令和４年度分についても同じく、北斗との間の発注書や契約書、下請業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料は公開されておらず、住民訴訟で提出もされていない。

また、大島明議員は、株式会社北斗を選定した理由の一つとして、その北斗の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持った点を挙げているが、その北斗の社長は、今、横浜地裁に係属している令和３年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、裁判所が証人尋問を採用するという手続を経る過程において、証人尋問には協力しないという、誠実で真面目とはいえないといわざるを得ない対応をしていた。したがって、大島明議員の株式会社北斗に対する広報紙等の作成及び印刷等の委託については、到底、作成業務の委託が委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で契約を締結されているとはいうことはできない。

また、本件支出に関する見積書等の資料は公開されておらず、株式会社北斗が受託している作業の内容や、その範囲、印刷の部数・枚数、部数・枚数当たりの印刷代、単価等が不明であり、作業内容、範囲、印刷代金等の詳細を確認することができず、支出が不当に高額であるといわざるを得ない。

あとは、先ほど述べた政務活動費の運用指針の１８ページによれば、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」と記載されている。しかし、大島明議員の支出伝票の備考欄には按分率が記載されておらず、本件支出

に関する成果物等も公開されていないので、政務活動と無関係な内容等が含まれているか、紙面の面積に応じ適切に按分されているかなども確認することはできない。

さらに、政務活動費の運用指針１８ページによれば、会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、「政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能」と記載されている。しかし、本件支出に関する成果物は先ほど述べたように公開されていないため、今回の大島明議員の市政報告紙、令和５年第１回と第３回ないし第５回定例会の議会報告というものが、会派の広報紙及び議員個人の広報紙であるのかなど、その内容について確認することもできない。

なお、令和４年度分については、住民訴訟においても成果物である大島明議員の市政報告は証拠としては提出されていない。しかし、大島明議員は、広報・広聴費としての市政報告作成費を按分すらしていないことから、令和３年度分についても同じような成果物であるとすれば、大島明議員の北斗に対する支出はいずれも違法といわざるを得ない。

このように、大島明議員は、令和５年度分についても委託先の選定理由及び委託内容が明確であるか確認するための資料を公開しておらず、令和４年度分についても住民訴訟で成果物を提出しておらず、令和５年度分である今回の請求対象についても成果物である市政報告の公開がない。

以上からすれば、大島明議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定の経緯、委託の不明確さ、支出額の高額さから不当性があり、手続の適法性、相当性も欠くので、政務活動費として認められる透明性、適正性に反し、その支出は認められないといわざるを得ない。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

別紙３

**関係職員の陳述（要旨）**

資料に沿って、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明する。

「１　政務活動費の概要」政務調査費は、平成１２年５月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成１３年４月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成２４年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費に変更された。

川崎市議会では、平成１３年４月１日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和２年６月３０日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

「２　政務活動費の性格」法第１００条第１４項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成２１年１２月１７日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制

限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが、法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものと言える。

「３　本市の条例、規則の内容」「(1)交付対象及び交付額」条例第３条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

「(2)会派及び議員の責務」条例第２条では、「所属議員が１人である場合も含む会派及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

「(3)支出の基準」政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

「(4)収支報告書等の提出と閲覧」条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第１４条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月３０日から、議会局において行うものとする」としている。

「(5)交付の決定の取消しと返還命令」交付の決定の取消しについては、条例第１３条で、市長は、「政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第１４条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

「４　本市の運用指針の内容」本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成１９年度の「５万円以上の領収書の添付」を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成２６年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員からなる政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

「(1)指針の特徴」指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

「(2)政務活動費の運用の基本的指針」「ア　政務活動について」普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等、広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

「イ　実費弁償の原則」政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

「ウ　按分による支出」会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

「エ　執行に当たっての原則」政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

「５　政務活動費の支出範囲と支出できない経費」指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

「(1)調査研究費」会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

「(2)研修費」会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

「(3)広報・広聴費」会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費である。

「(4)要請・陳情活動費」会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

「(5)会議費」会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

「(6)資料費」会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

「(7)人件費」会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

「(8)事務費」会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

「(9)事務所費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

「(10)支出不可としている経費」は、「ア　せん別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費」、「イ　党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費」、「ウ　会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費」、「エ　選挙活動に係る経費」、「オ　後援会活動に係る経費」、「カ　私人としての活動に係る経費」である。

「６　政務活動費の事務の流れ」「(1)交付申請」条例第５条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

「(2)交付決定」条例第５条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

「(3)支出請求」規則第３条及び第８条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月１０日とされている。

「(4)政務活動費の活用、整理・調製」条例第９条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うこととされている。

「(5)収支報告書等の提出」条例第１１条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

「(6)剰余金の返還」条例第１２条及び規則第１１条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

「(7)議会局による点検・確認作業、閲覧準備」「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」で説明する。

「(8)収支報告書等の閲覧」、条例第１５条及び規則第１４条では、議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するにあたり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うように促すと

ともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるようにサポートを行っている。

「(1)四半期ごとの整理」会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類の揃え方や記載方法等の問合せも多くある。

「(2)収支報告書等の提出」会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長あてに提出する。

「(3)議会局による点検・確認作業、閲覧準備（５月から６月）」、アとして、収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を６月３０日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和５年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,000件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

次のイについて、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、6,000件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

「(4)収支報告書等の閲覧」６月３０日から一般の閲覧に供している。

「８　職員措置請求書の内容について」(1)ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確認をしている。

イ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

別紙４

## 政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

**１　地方自治法（昭和22年法律第67号）**

第100条

１～13　略

14　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

16　議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20　略

**２　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）**

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第２条　会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第３条　政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

２　会派に対する政務活動費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

３　交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000円とする。

４　第２項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第４条　政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

２　前条第２項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

３　各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

４　交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

（１）　議員の任期満了

（２）　議会の解散

（３）　議員の辞職、失職、死亡又は除名

（４）　議員の所属会派からの脱会又は除名

（５）　会派の解散

（６）　議員の会派への加入

５　新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

６　一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

（交付の申請及び決定）

第５条　会派の代表者（所属議員が１人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会派の代表者及び交付対象議員は、前条第１項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第７条　前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第８条　市長は、第４条第４項第１号、第２号若しくは第５号に該当する事由が生じたとき、又は第６条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第４条第４項第３号若しくは第４号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が１人である会派の当該所属議員が同項第３号に該当したときは、同項第５号に該当するものとみなす。

２　市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第４条第４項第１号、第２号又は第５号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第９条　政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。ただし、所属議員が１人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

２　交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条　政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第11条　会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年４月30日までに議長に提出しなければならない。

２　前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

３　議長は、前２項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第 12 条　会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第 13 条　市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

（政務活動費の返還命令）

第 14 条　市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第 15 条　議長は、第 11 条第１項及び第２項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第１号）第８条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

２　前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

３　第１項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

４　第１項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（準用）

第 16 条　第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第１項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年４月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

（委任）

第 17 条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

別表（第 10 条関係）

| 経費の区分 | 支出できる経費 | |
|---|---|---|
| | 内容 | 種類 |
| 1　調査研究費 | 会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等 |
| 2　研修費 | 会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 3　広報・広聴費 | 会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費 | 会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等 |
| 4　要請・陳情活動費 | 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費 | 印刷製本費、旅費等 |
| 5　会議費 | 会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 6　資料費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 | 印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等 |
| 7　人件費 | 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費 | 報酬・日当、交通費、社会保険料等 |
| 8　事務費 | 会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 | 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等 |
| 9　事務所費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所賃借料、維持管理費等 |

## 3　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第３条　条例第４条第１項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第１条第１項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

２　条例第４条第６項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第４条　条例第５条第１項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第１号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第１号様式の２）によるものとする。

２　条例第５条第２項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第５条　条例第６条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第３号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第３号様式の２）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第６条　条例第７条第１項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第４号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）
第７条　条例第８条第２項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第６号様式）によるものとする。
（請求書の提出）
第８条　会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号。以下「金銭会計規則」という。）第 82 条の規定により請求書を提出しなければならない。
（支出の手続及び書類の保存期間）
第９条　条例第 10 条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
２　経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。
３　経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。
（政務活動費収支報告書）
第 10 条　条例第 11 条第１項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第７号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第７号様式の２）によるものとする。
（剰余金の返還）
第 11 条　条例第 12 条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
（交付の決定の取消通知）
第 12 条　条例第 13 条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
（返還命令）
第 13 条　条例第 14 条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
２　条例第 14 条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第 52 条又は第 60 条の規定により行うものとする。
（収支報告書等の閲覧等）
第 14 条　条例第 15 条第１項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月 30 日から、議会局において休日を除く日の午前８時 30 分から午後５時まで行うものとする。
２　前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
３　条例第 15 条第３項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
（準用）
第 15 条　第９条第３項及び第 10 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第９条第３項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

**監査の結果**

**第１　監査委員の除斥**

本件措置請求において、石田康博監査委員及びかわの忠正監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

**第２　請求の受付**

**１　請求の内容**

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が原典之議員（以下「原議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

**２　請求の受理**

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和６年８月２９日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

**第３　監査の実施**

**１　請求人の陳述**

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和６年９月２６日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

**２　関係職員の陳述**

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和６年９月２６日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

**３　関係人調査**

法第１９９条第８項の規定に基づく関係人調査等は、原議員から令和６年９月３０日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

**4　監査対象事項**

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

## 第４　監査の結果

**1　前提事実の確認等**

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

**(1)　政務活動費について**

**ア　概要**

政務活動費は、法第１００条第１４項から第１６項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成１３年川崎市条例第１１号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年川崎市規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の４点が挙げられている。

**(ｱ)　政務活動について**

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

**(ｲ)　実費弁償の原則**

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

**(ｳ)　按分による支出**

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

**(ｴ)　執行にあたっての原則**

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

**イ　政務活動費の交付対象と充てることができる経費**

政務活動費の交付対象は、条例第３条では、会派及び当該会派の議員で、議員１人当たりにおいて①会派に対して月額４５０，０００円又は②会派・議員に対して、会派に月額５０，０００円、議員に月額４００，０００円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第１０条別表に、次のとおり規定されている。

| 経費の区分 | 支出できる経費 | |
|---|---|---|
| | 内容 | 種類 |
| 1　調査研究費 | 会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等 |
| 2　研修費 | 会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 3　広報・広聴費 | 会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市 | 会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等 |

| | | |
|---|---|---|
| | 民相談を行うのに要する経費 | |
| 4　要請・陳情活動費 | 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費 | 印刷製本費、旅費等 |
| 5　会議費 | 会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 6　資料費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 | 印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等 |
| 7　人件費 | 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費 | 報酬・日当、交通費、社会保険料等 |
| 8　事務費 | 会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 | 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等 |
| 9　事務所費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所賃借料、維持管理費等 |

**ウ　交付等の事務手続の流れ**

**(ｱ)　交付申請手続（条例第５条第１項）**

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

**(ｲ)　交付決定（条例第５条第２項）**

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

**(ｳ)　支出請求（規則第３条、第８条）**

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月１０日に交付される。

**(ｴ)　政務活動費の活用、整理・調製（条例第９条、指針）**

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

**(ｵ)　収支報告書等の提出（条例第１１条、指針）**

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

**(ｶ)　剰余金の返還（条例第１２条、規則第１１条）**

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

**(ｷ)　議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）**

議会局は、会派の代表者及び交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

**(ｸ)　収支報告書等の閲覧（条例第１５条、規則第１４条）**

議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

**(ｹ)　関係帳簿の保管（規則第９条、指針）**

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

**(2)　原議員による支出について**

請求人が対象としている令和５年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「Ａ社」という。）に対し、令和５年５月３１日付け、同年７月１２日付け、同年９月１４日付け、同年１１月１日付け、同月２９日付け、同年１２月２６日付け、令和６年１月２９日付け、同年２月２８日付けで合計１，９９０，７８０円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。）。

**２　監査委員の判断**

**(1)　政務活動費の性格について**

法第１００条第１４項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、

その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成２２年３月２３日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成２１年１２月１７日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

**(2)　本件支出の違法性について**

請求人は、Ａ社の地域情報誌の下記各号に掲載された原議員の市政レポート（以下「市政レポート各号」という。）において、原議員の写真、プロフィール、ブログの二次元コード及びＵＲＬ、事務所連絡先の電話番号等（以下「本件写真等」という。）がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に直接関係せず、議員自身を宣伝するものであって、政務活動費の趣旨に適合しないものであるから、本件支出は違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法又は不当といえるかについて検討する。

**ア　調査結果**

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

支出伝票によると、本件支出については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

本件支出の対象となる市政レポート各号は、Ａ社の地域情報誌の令和５年５月５日号、同年６月３０日号、同年８月４日号、同年１０月６日号、同年１１月３日号、同年１２月１日号、令和６年元旦号、同年２月２日号に掲載されている。

市政レポート各号では、原議員の川崎市議会における質問、小児医療費助成拡充、川崎市役所新本庁舎に移転した議場や能登半島地震の救援状況などに係る内容と表題、そして本件写真等がそれぞれ掲載されている。

原議員のブログでは、原議員の川崎市議会における質問、川崎市議会の開催状況、地域のイベント等に係る内容が掲載されている。

**イ　判断**

請求人は、市政レポート各号における本件写真等について、いずれも市政に直接関係しない内容であって、議員自身を宣伝するものである旨主張する。

ところで、議会においては、市民の意思を適正に反映することが必要不可欠であり、そのためには市民の意思を収集、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有することから、政務活動費の使途基準として広報・広聴費が認められている。

このような広報・広聴費の趣旨を踏まえると、当該文書の内容が専ら議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるとの内容であると認められる場合、議員の写真、プロフィール、事務所の連絡先等が掲げられていたとしても、それは、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえるから、当該文書の内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえないと解すべきである。

そこで検討するに、市政レポート各号では、原議員の川崎市議会における質問、小児医療費助成拡充、川崎市役所新本庁舎に移転した議場や能登半島地震の救援状況などに係る内容がそれぞれ記載され、専ら原議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる内容となっているところ、Ａ社の地域情報誌各号の紙面では、市政レポートだけではなく他の地域情報に係る複数の記事が掲載されていることも踏まえれば、市政レポート各号が原議員の文責によるものであることを明らかにする必要があるといえる。

市政レポート各号における原議員の写真及びプロフィールの掲載は、広報活動を市民の目に届かせるという効果をあげるための工夫として評価できるものであり、市政レポート各号の紙面の多くを占める原議員の議会活動及び市政に関する政策等の情報の内容を変質させるものではなく、これらの情報の発信者を特定・紹介するものとして、社会通念に照らし相当の範囲であると認められ、広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえない。

原議員のブログの二次元コードについても、同ブログには原議員の川崎市議会における質問、川崎市議会の開催状況等に係る内容が掲載されていること等を踏まえれば、原議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる機会を提供するものといえる。

また、原議員の事務所の連絡先の電話番号の表示等についても、原議員の市政レポート各号の内容について意見等がある者に対し、その連絡先を示すものといえる。

会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とするのが、指針の考え方であることからすると、写真、プロフィール等も含めて政務活動費として支出を認めることには合理的な根拠がある。

以上からすると、市政レポート各号に掲げられた本件写真等が市政に直接関係せず、原議員自身を宣伝するものであるとまでは認められない。

なお、請求人は、他都市の政務活動費に関する裁判例を示して、市政レポート各号における本件写真等の掲載は政務活動費の趣旨に適合しない旨を主張する。しかし、請求人が引用する仙台高裁令和４年１２月２１日判決の判決文の中でも、他の自治体の事情が同一とはいい難いと指摘されているように、他都市の政務活動費に関する裁判における判断は、必ずしも本市の政務活動費において妥当するものではない。例えば、仙台市の政務活動費取扱い手引書によると、広報紙やホームページに係る経費は、その内容に政務活動以外の活動等に関する記述等がある場合は経費を按分することを基本にしており、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とする指針に基づいた本件支出とは前提を異にするものである。

その他、原議員の政務活動に係る広報・広聴費の支出について、違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

**(3)　結論**

以上のとおり、本件支出について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

**3　意見**

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、説明の充実等を望むものである。



別紙１

## 川崎市職員措置請求書

２０２４年8月２９日

川崎市監査委員　殿

請求人
住所　〒２１０-８５４４
川崎市川崎区砂子１丁目１０番地２
ソシオ砂子ビル７階
川崎合同法律事務所内
電話０４４－２１１－０１２１
FAX ０４４－２１１－０１２３
氏名　かわさき市民オンブズマン
代表幹事　川口　洋一
同　渡辺　登代美

第１　請求の趣旨

原典之に対し、政務活動費１，９９０，７８０円のうち、按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第２　請求の原因

１　対象となる財務会計行為

原典之は、令和５年度、広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「タウンニュース社」という。）に対し、２０２３（令和５）年５月３１日、同年７月１２日、同年９月１４日、同年１１月１日、同月２９日、同年１２月２６日、２０２４（令和６）年１月２９日、同年２月２８日に合計１，９９０，７８０円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。資料１の１ないし資料１の１６）。

２　財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第１００条１４項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第１４７回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第２条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 原典之に対するもの

原典之は、令和５年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２３（令和５）年５月３１日、同年７月１２日、同年９月１４日、同年１１月１日、同月２９日、同年１２月２６日、２０２４（令和６）年１月２９日、同年２月２８日に合計１，９９０，７８０円の政務活動費を支出している。

上記のとおり、地方自治法１００条１４項ないし１６項の規定による政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものと解される。

これを受けて制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」及び政務活動費の運用指針(以下「指針」という。)のうち、指針においては広報紙に関して、「政務活動と無関係な内容等が含まれている場合」、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」と定めている。

そして、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を示した写真等(これらは、議員自身を宣伝するものであり、自己の選挙活動の一環とみるべきである。)については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということはできない（奈良地方裁判所平成２８年１２月２７日判決、資料２）。

そして、神戸地方裁判所令和４年９月２７日判決は、議員の写真やプロフィールを「議員個人情報等」とした上で、議員の氏名、役職、経歴等の情報や写真といった議員個人情報等が、議員を周知・宣伝するものであるかを判断するにあたって、議会や議会における委員会活動の報告、議会活動の基礎となる調査などの実施状況やその結果、会派や議員の政策と実績の報告、市政に関する報告、市民から意見を募るための記事等の「市政報告等事項」との関連性が示されているかという点、議員氏名の文字の大きさと最も小さな文字の大きさとの比較等を検討している（資料３）。

本件では、原典之の市政レポート（資料４の１ないし資料４の８）においては、原典之の拡大写真、「川崎市議会議員　原典之　プロフィール」とあるとおり原典之自身のプロフィール、原典之の公式ブログのＱＲコード及びＵＲＬ並びに原典之の事務所連絡先の電話番号等が記載されている。なお、原典之の公式ブログには、魚釣り大会への参加、プライベートな家族の法事の様子等、明らかに市政、政務活動と関連しないと考えられる記載がある（資料５、資料６）。

その上、原典之の拡大写真部分及び原典之自身のプロフィール部分と市政報告の内容との関連性は示されていない。

したがって、これらは、いずれも市政に直接関係せず、議員自身を宣伝するものであって、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合しない。

そして、原典之は、広報・広聴費としてのタウンニュース中原区版の掲載料を按分していないのであるから、原典之のタウンニュース社に対する支出は、いずれも違法であり、その支出は認められない。

３　川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第５条は市長の交付決定権を定めるとともに、第１３条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第１４条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

４　請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし１９９７年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

５　地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以　上

添　付　資　料

別紙証拠説明書のとおり

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

別紙２

**請求人の陳述（要旨）**

原典之議員の政務活動費に関する住民監査請求の意見陳述をする。

政務活動費の支出、使用には強い適正性と透明性が求められ、政務活動費の運用指針１８ページによれば、広報費・広聴費について、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」と記載がされている。

また、措置請求書の資料２の奈良地方裁判所平成２８年１２月２７日判決は、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等（これらは、議員自身を宣伝するものであり、自己の選挙活動の一環とみるべきである。）については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということはできないという判示をしている。

また、措置請求書の資料３の神戸地方裁判所令和４年９月２７日判決は、議員の写真やプロフィールを議員個人情報等と定義した上で、議員の氏名、役職、経歴等の情報や写真といった議員個人情報等が、議員を周知・宣伝するものであるかを判断するに当たって、議会や議会における委員会活動の報告、議会活動の基礎となる調査などの実施状況やその結果、会派や議員の政策と実績の報告、市政に関する報告、市民から意見を募るための記事等の市政報告等事項との関連性が示されているかという点、議員氏名の最も大きな文字の大きさと最も小さな文字の大きさとの比較等を検討している。

さらに、昨日提出した資料７の仙台高等裁判所令和４年１２月２１日判決は、その２０ページから２４ページにかけて、広報紙の発行に係る費用について、顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費―政務活動費から支出することを正当化するに足りるものではない。広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響することも広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的効果にすぎないということはできない。市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきであり、２分の１を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきであるなどと判示した。

ほかにも、仙台地方裁判所令和３年７月７日判決は、広報・広聴費について、議員個人の顔写真、プロフィール、経歴、議会での質問予定、市議会における質疑内容、イラスト、議員の行った一般質問及び活動報告等が掲載されているところ、これらは選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも直ちに否定することはできない。上記広報紙の発行、作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難であり、支出の２分の１を超える額が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められるなどと判示した。

さらに、仙台高等裁判所平成３０年１０月２４日判決は、広報・広聴費について、議員の活動報告等が記載された広報紙を作成して市民に交付する活動は、市政に関する情報を市民に広報する側面を有するものの、一般的、外形的には、自らの議会活動、調査結果を市民に報告することによって支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動としての側面も有すると推認される。広報紙表面上部には顔写真付きで当該議員の目標が記載されており、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。当該議員の顔写真が掲載されていることも踏まえると、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。議員の挨拶文や顔写真、プロフィール、活動報告及び今後の取組等が記載されており、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。議員個人のホームページや事務所連絡先の記載があることからすれば、選挙活動の目的も併存するといわざるを得ない。所属議員全員の顔写真付き氏名、議員の似顔絵と氏名が掲載されていることからすると、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ないなどという判示をしている。

措置請求書の資料４の１ないし資料４の８の原典之議員の市政レポートにおいては、原典之議員の拡大写真、川崎市議会議員原典之プロフィールとあるとおり、原典之議員自身のプロフィール、原典之議員の公式ブログのＱＲコード、原典之議員の事務所連絡先の電話番号等が記載されている。

なお、措置請求書の資料５・６のとおり、原典之議員の公式ブログには、魚釣り大会

への参加、プライベートな家族の法事の様子等、明らかに市政、政務活動と関連しないのではないかと考えられる記載もある。

このような原典之議員の市政レポートにつき、その議員の個人の顔写真やプロフィール、経歴等は、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。また、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有しており、政務活動と選挙活動、後援会活動としての側面の割合を算定することも困難である。

したがって、原典之議員の広報・広聴費としてのタウンニュース中原区版の掲載料は按分により支出することが相当というべきであって、支出の２分の１を超える額は違法な支出というべきである。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

**※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。**

別紙３

**関係職員の陳述（要旨）**

資料に沿って、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明する。

「１　政務活動費の概要」政務調査費は、平成１２年５月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成１３年４月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成２４年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費に変更された。

川崎市議会では、平成１３年４月１日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和２年６月３０日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

「２　政務活動費の性格」法第１００条第１４項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成２１年１２月１７日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制

限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが、法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものと言える。

「３　本市の条例、規則の内容」「(1)交付対象及び交付額」条例第３条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

「(2)会派及び議員の責務」条例第２条では、「所属議員が１人である場合も含む会派及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

「(3)支出の基準」政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

「(4)収支報告書等の提出と閲覧」条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第１４条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月３０日から、議会局において行うものとする」としている。

「(5)交付の決定の取消しと返還命令」交付の決定の取消しについては、条例第１３条で、市長は、「政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第１４条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

「４　本市の運用指針の内容」本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成１９年度の「５万円以上の領収書の添付」を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成２６年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員からなる政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

「(1)指針の特徴」指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

「(2)政務活動費の運用の基本的指針」「ア　政務活動について」普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等、広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

「イ　実費弁償の原則」政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

「ウ　按分による支出」会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

「エ　執行に当たっての原則」政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

「５　政務活動費の支出範囲と支出できない経費」指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

「(1)調査研究費」会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

「(2)研修費」会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

「(3)広報・広聴費」会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費である。

「(4)要請・陳情活動費」会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

「(5)会議費」会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

「(6)資料費」会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

「(7)人件費」会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

「(8)事務費」会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

「(9)事務所費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

「(10)支出不可としている経費」は、「ア　せん別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費」、「イ　党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費」、「ウ　会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費」、「エ　選挙活動に係る経費」、「オ　後援会活動に係る経費」、「カ　私人としての活動に係る経費」である。

「６　政務活動費の事務の流れ」「(1)交付申請」条例第５条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

「(2)交付決定」条例第５条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

「(3)支出請求」規則第３条及び第８条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月１０日とされている。

「(4)政務活動費の活用、整理・調製」条例第９条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うこととされている。

「(5)収支報告書等の提出」条例第１１条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

「(6)剰余金の返還」条例第１２条及び規則第１１条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

「(7)議会局による点検・確認作業、閲覧準備」「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」で説明する。

「(8)収支報告書等の閲覧」、条例第１５条及び規則第１４条では、議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

「７　議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するにあたり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うように促すと

ともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるようにサポートを行っている。

「(1)四半期ごとの整理」会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類の揃え方や記載方法等の問合せも多くある。

「(2)収支報告書等の提出」会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月３０日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長あてに提出する。

「(3)議会局による点検・確認作業、閲覧準備（５月から６月）」、アとして、収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を６月３０日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和５年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,000件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

次のイについて、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、6,000件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

「(4)収支報告書等の閲覧」６月３０日から一般の閲覧に供している。

「８　職員措置請求書の内容について」(1)ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確認している。

イ、当該議員の広報紙に議員の顔写真、プロフィール、ブログのＱＲコード、事務所連絡先の電話番号が掲載されていることに関して、川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所平成２４年１月１８日判決では、「もっとも、これらの広報紙には、文責主体に当たる自民党市議団の会派名のほか、会派を構成する構成員の写真、川崎市の広報などを転載して改めて情報を提供するものなども含まれているが、このような事項も、特定の会派に所属する者らとして、専ら議会活動及び市政に関する政策等を住民に知らせるとの内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報の目的を逸脱するものとはいえない。」、「それぞれ文書を発行した議員の事務所の連絡先や議員のプロフィールを掲載している部分については、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえ、この部分を殊更取り上げて、政務調査と関わりがないものということはできない。」と判示されている。また、同じく川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和５年７月５日判決においても、プロフィールに関して「議員のプロフィール情報は、当該議員の活動歴や関心事項等を端的に示すものであり、議員の活動がこれらを基盤として行われることも少なくないと考えられるから、議員の活動に対する市民の理解を深めることに資する情報ということができ、広報・広聴活動にとって必要な情報であるといえ、かつ、情報の発信者を特定・紹介する意味でも必要性のあるものといえる。」と判示されている。

ウ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

別紙４

## 政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

**１　地方自治法（昭和22年法律第67号）**

第100条

１～13　略

14　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

16　議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20　略

**２　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）**

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第２条　会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第３条　政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

２　会派に対する政務活動費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

３　交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000円とする。

４　第２項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第４条　政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

２　前条第２項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

３　各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

４　交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1)　議員の任期満了
(2)　議会の解散
(3)　議員の辞職、失職、死亡又は除名
(4)　議員の所属会派からの脱会又は除名
(5)　会派の解散
(6)　議員の会派への加入

５　新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

６　一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

（交付の申請及び決定）

第５条　会派の代表者（所属議員が１人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会派の代表者及び交付対象議員は、前条第１項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第７条　前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第８条　市長は、第４条第４項第１号、第２号若しくは第５号に該当する事由が生じたとき、又は第６条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第４条第４項第３号若しくは第４号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が１人である会派の当該所属議員が同項第３号に該当したときは、同項第５号に該当するものとみなす。

２　市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第４条第４項第１号、第２号又は第５号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第９条　政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。ただし、所属議員が１人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

２　交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条　政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第11条　会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年４月30日までに議長に提出しなければならない。

２　前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

３　議長は、前２項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第 12 条　会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第 13 条　市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

（政務活動費の返還命令）

第 14 条　市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第 15 条　議長は、第 11 条第１項及び第２項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第１号）第８条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

２　前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

３　第１項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

４　第１項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（準用）

第 16 条　第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第１項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年４月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

（委任）

第 17 条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

別表（第 10 条関係）

| 経費の区分 | 支出できる経費 | |
|---|---|---|
| | 内容 | 種類 |
| 1　調査研究費 | 会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等 |
| 2　研修費 | 会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 3　広報・広聴費 | 会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費 | 会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等 |
| 4　要請・陳情活動費 | 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費 | 印刷製本費、旅費等 |
| 5　会議費 | 会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費 | 会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等 |
| 6　資料費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 | 印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等 |
| 7　人件費 | 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費 | 報酬・日当、交通費、社会保険料等 |
| 8　事務費 | 会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 | 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等 |
| 9　事務所費 | 会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所賃借料、維持管理費等 |

**3　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）**

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第３条　条例第４条第１項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第１条第１項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

２　条例第４条第６項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第４条　条例第５条第１項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第１号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第１号様式の２）によるものとする。

２　条例第５条第２項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第５条　条例第６条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第３号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第３号様式の２）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第６条　条例第７条第１項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第４号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）
第７条　条例第８条第２項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第６号様式）によるものとする。
（請求書の提出）
第８条　会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号。以下「金銭会計規則」という。）第 82 条の規定により請求書を提出しなければならない。
（支出の手続及び書類の保存期間）
第９条　条例第 10 条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
２　経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。
３　経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。
（政務活動費収支報告書）
第 10 条　条例第 11 条第１項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第７号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第７号様式の２）によるものとする。
（剰余金の返還）
第 11 条　条例第 12 条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
（交付の決定の取消通知）
第 12 条　条例第 13 条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
（返還命令）
第 13 条　条例第 14 条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
２　条例第 14 条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第 52 条又は第 60 条の規定により行うものとする。
（収支報告書等の閲覧等）
第 14 条　条例第 15 条第１項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月 30 日から、議会局において休日を除く日の午前８時 30 分から午後５時まで行うものとする。
２　前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
３　条例第 15 条第３項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
（準用）
第 15 条　第９条第３項及び第 10 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第９条第３項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

## 人事委員会告示

**川崎市人事委員会告示第１号**

次に掲げる職員団体を令和６年10月16日登録したので職員団体の登録に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第13号）第12条の規定により告示する。

令和６年10月17日

川崎市人事委員会

委員長　瀧　峠　雅　介

IRIS川崎

## 職員共済組合規則

**川崎市共済規則第１号**

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和６年10月30日

川崎市職員共済組合

理事長　加　藤　順　一

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合貸付規則（昭和43年川崎市共済規則第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第７条第１項中「法第77条第４項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）」を「基準利率（法第77条第４項に規定する基準利率から法第113条第１項の規定により行われた令和５年度財政再計算の結果に基づき積立剰余を財源として加算している率を除いた率。以下同じ。）」に改める。

附　則（令和６年10月30日共済規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、公告の日から施行し、令和６年10月１日から適用する。

## 職員共済組合公告

**川崎市共済公告第12号**

川崎市職員共済組合組合会議員選挙を次のとおり行う。

令和６年10月16日

川崎市職員共済組合

理事長　加　藤　順　一

１　選挙の日時　　令和６年11月19日㈫

午後１時30分から午後２時00分まで

２　選挙会の日時　令和６年11月19日㈫

午後２時00分

３　選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

| 選挙区 | 選挙すべき議員の数 | 選挙及び選挙会の場所 | 選挙長の氏名 |
|---|---|---|---|
| 第１区 | ６　人 | 本庁舎<br>304会議室 | 伊藤　昭人 |
| 第２区 | ３　人 | 交通局<br>会議室 | 平　勇治 |
| 第３区 | １　人 | 消防局<br>会議室 | 北村　健太 |

## 川　崎　区　公　告

**川崎市川崎区公告第185号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

| 年　度 | 科　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第１期 | 令和６年10月29日（第１期） | 計３件 |
| 令和６年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第２期 | 令和６年10月29日（第２期） | 計３件 |
| 令和６年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第３期 | 令和６年10月29日（第３期） | 計３件 |

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第186号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

| 年　度 | 科　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第３期 | 令和６年10月29日（第３期分） | | 計４件 |

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第187号**

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第188号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第189号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第190号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第191号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

| 年　度 | 科　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手しうる日 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 国民健康保険料 | １期 | 令和６年10月29日（１期） | 計28件 |
| 令和６年度 | 国民健康保険料 | ２期 | 令和６年10月29日（２期） | 計30件 |
| 令和６年度 | 国民健康保険料 | ３期 | 令和６年10月29日（３期） | 計23件 |
| 令和５年度 | 国民健康保険料 | ９期 | 令和６年10月29日（９期） | 計２件 |
| 令和５年度 | 国民健康保険料 | 10期 | 令和６年10月29日（10期） | 計６件 |
| 令和５年度 | 国民健康保険料 | 過年５月 | 令和６年10月29日（過年５月） | 計１件 |

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第192号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

| 年　度 | 科　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 介護保険料 | 第６期 | 令和６年10月29日 | 計20件 |
| 令和６年度 | 介護保険料 | 第５期 | 令和６年10月29日 | 計４件 |
| 令和６年度 | 介護保険料 | 第４期 | 令和６年10月29日 | 計３件 |

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第193号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第194号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第４項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和６年10月23日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、１　審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき、２　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、３　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第195号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第８号）第12条第１項第６号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第２項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和６年10月23日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

---

**川崎市川崎区公告第196号**

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月25日

川崎市川崎区長　中　山　健　一

（別紙省略）

## 幸　区　公　告

**川崎市幸区公告第59号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市幸区長　赤　坂　慎　一

（別紙省略）

---

**川崎市幸区公告第60号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月21日

川崎市幸区長　赤　坂　慎　一

（別紙省略）

---

**川崎市幸区公告第61号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月23日

川崎市幸区長　赤　坂　慎　一

（別紙省略）

## 中　原　区　公　告

**川崎市中原区公告第49号**

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市中原区長　板　橋　茂　夫

（別紙省略）

---

**川崎市中原区公告第50号**

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市中原区長　板　橋　茂　夫

（別紙省略）

---

**川崎市中原区公告第51号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市中原区長　板　橋　茂　夫

（別紙省略）

## 宮　前　区　公　告

**川崎市宮前区公告第53号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市宮前区長　齋　藤　正　孝

（別紙省略）

---

**川崎市宮前区公告第54号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市宮前区長　齋　藤　正　孝

（別紙省略）

---

**川崎市宮前区公告第55号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市宮前区長　齋　藤　正　孝

（別紙省略）

## 多　摩　区　公　告

**川崎市多摩区公告第41号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市多摩区長　佐　藤　直　樹

| 年　度 | 科　目 | 期　別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第３期 | 令和６年10月29日 | 計２件 |

（別紙省略）

---

**川崎市多摩区公告第42号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市多摩区長　佐　藤　直　樹

（別紙省略）

---

**川崎市多摩区公告第43号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第４項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和６年10月24日

川崎市多摩区長　佐　藤　直　樹

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

## 麻　生　区　公　告

**川崎市麻生区公告第54号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市麻生区長　山　本　奈保美

（別紙省略）

---

**川崎市麻生区公告第55号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和６年10月18日

川崎市麻生区長　山　本　奈保美

（別紙省略）

## 中原区選挙管理委員会告示

**川崎市中原区選挙管理委員会告示第22号**

令和６年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の投票管理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第２項及び第３項の規定により、次のとおり選任しました。

令和６年10月18日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長　鈴　木　純　一

川崎市中原区役所　期日前投票所

| 職務を行う日 | 投票管理者 | | |
|---|---|---|---|
| | 住所 | 氏名 | 職務時間 |
| 10月19日 | 川崎市中原区 | 中　畠　秀　作 | 午前８時30分から<br>午後８時00分まで |

川崎市国際交流センター　期日前投票所

| 職務を行う日 | 投票管理者 | | |
|---|---|---|---|
| | 住所 | 氏名 | 職務時間 |
| 10月19日 | 川崎市中原区 | 中　村　　詮 | 午前９時00分から<br>午後８時00分まで |